

大抵は、官吏を議長として雇主側及被傭者の混成委員會を設けて賃銀の決定に當る仕組となつて居り、特に洗濯業、既製服業、店員等に對して此制度が適用せられる。若干の州に在りては、その州の最高裁判所が、此法律の效力を承認したところもあるが、合衆國大審院は、コロムビア州に對して本法律を違憲と宣告した。その後に至り、判決は、本法律が、少年に關する場合に限り、若しくは——マサチューセッツの場合の如く——單に獎勵的であつて強制的にあらざる場合に限り、效力を有すとするに至つた。マサチューセッツの法律も、此賃銀決定に従はざる雇主の姓名公表を新聞に強制する規定を設けたときには、同じく違憲と宣告せられた。併し新聞が自發的に斯かる姓名を掲載する場合には、法律そのものは假令強制的でなくとも、十分に痛切なる道德的強制力を發揮する。但し事業不振の爲め相當なる賃銀支拂を爲すこと能はざる旨を宣誓する企業者に對しては、勿論例外規定が設けられて居る。

(二)合衆國及各州は、各自の吏員の俸給及賃銀を確定することによつて、實質的賃銀政策を行つて居る。但し公職に在る人々の數が比較的少ない米國に在りては、斯くの如き確定は、多くの歐洲諸國に見るか如き廣汎なる影響を有たないことは謂ふまでもない。それ故に各州は、彼等の賃銀政策の效力範圍を擴大せんが爲めに、一般に公共的なる勞働——市町村團體に於けるそれをも含めて

——に従事する被傭者の爲めに、その雇主に對して拘束力を有する賃銀規則を設けたところもある。それで、若干の裁判所に於いて此種規則が無効と宣告せられた例があるに拘はらず、合衆國大審院の一九〇三年度の判決に従へば、依然拘束的と認められなければならない。その理由は「市町村團體は、各地方的に處理するを最も便利とするところの或種の任務の遂行を、國家より委任せられたる者に過ぎず、而して國家は、企業者に對して國家の欲するままなる條件を規定することを得べきは當然である。何となれば、企業者が、斯かる條件に於いて委任を受諾するか否かは勿論自由ではあるが、一旦彼等が國家若しくは一市町村の爲めにする仕事を引受けたる以上は、彼等及市町村は、國家によつて制定せられる條件に従はねばならない」といふにある。但し、條件は、其後、明確に決定せらるることを要する。「地方的慣例の賃銀」又は「勞働組合契約による」賃銀等は、十分に明瞭なる條件とは看做されない。此種の法規は、アリゾナ、カリフォルニア、デラウエア、布哇、アイダホ、カンサス、メリランド、マサチューセッツ、紐育及ボートリコ諸州に制定されてある。尚ほ其他の種類の實質的賃銀政策としては、大戦中、一九一六年三月十五日發布の鐵道従業員其他に對する「アダムスン八時間勞働法」がある。それは賃銀は一定期間、當該時の標準以下に低減せざるべきこと、並に、時間外勞働に應じて補償せらるべきことを規定したものである。併し乍ら、一般

に謂へば、合衆國に於ける賃銀額の決定は、經濟的權力者に委せられて居る。

(三)上記の結果として生ずる實際賃銀に關しては、無數に記述論争せられて居るが此點に關しても亦、吾人は、合衆國の領域が頗る廣大にして隨つて極めて多様不均等なる經濟的條件を有することを記憶しなければならない。賃銀及解雇手當に於ける差異は、都會と地方、新來移住者と土着労働者、白人と黒人との間に存し、更に職業により、又同一職業に在りても、各地の生産條件に従つて差異が生ずる。

(四)従つて名目賃銀は、幾多の階段に分たれて居る。最低額の賃銀——一週當り一〇乃至一二弗は家庭労働婦人、有色人の競争が甚しい洗濯業及び日用品工業の一部等に之を見る。次には、稍高級なる不熟練労働者に對する、毎時三五セント乃至約一弗の賃銀がある。其上に熟練労働者の賃銀がある、而して熟練労働者及不熟練労働者の賃銀の差額は、平均すれば獨逸に於けるよりも大きく、都會に於いて毎時半弗乃至一弗半、出來高拂の場合には、之を時間賃銀に換算して一弗四分三に達する。手傳婦人の賃銀は一般に遙に低く、一時間五〇セント以上の賃銀を得るものは例外である。

一九二五年度に於ける米國労働者の平均毎時所得は、不熟練手傳労働者〇・四七四弗、生産的労働者(熟練及不熟練)〇・六四五弗、婦人〇・三九七弗の數を示した。之に對して職員賃銀は、比較的に低

い、即ち賣店の婦人賣子は一週八弗乃至十弗、事務見習員は十四弗乃至二十五弗である。資格ある使用人も三十弗乃至四十弗を得るに過ぎないから、その給與は、有資格労働者のそれよりも低い。家庭的使用人は比較的高給を受け、食住を無償給與して尙ほ毎週十弗乃至二十弗を受ける。是は、米國人氣質として繼續時間的束縛を嫌惡し、且つ家庭的労働を米國婦人が一般的に餘り好まぬといふ事實と離るべからざる關係を有する。農業労働賃銀は時として甚だ低く、毎月三十弗乃至五十弗に止まることがある。然かし收穫時期に米國の北部より西部に移動する渡り労働者は、その労働が多大であるだけに、月額六十五弗乃至八十五弗の賃銀を受ける。勿論斯種の賃銀に在りては、その一部分は季節によりて條件附けられ、或は祝祭の休業や頻繁なる移動等に基く損失日等によりて、餘程制限せらるゝことを考慮しなければならない。祝祭の休業は、特に鑛山業に於いて顯著なる影響を示して居る。即ち無煙炭を例に取れば、理論的に可能なる一年三百四日の労働日に對し、實際に作業したるは、一九二一年に平均二百七十一交替、一九二二年のストライキ年には百五十一交替、一九二三年に二百六十八交替、一九二四年に二百七十四交替に過ぎず、又褐炭に在りては、一九二〇年に二百二十交替、一九二一年に百四十九交替、一九二二年に百四十二交替、一九二三年に百七十九交替に過ぎなかつた。

(五)合衆國は、物價に於いても可なり複雑性を示し、而してその等級別も、歐洲に於けるものは別種の見地よりして決定されてゐる。從來米國に於いては、勞働力の不足と賃銀の比較的高價との爲めに、その中に含まるゝ勞働力の多少が、直に生産物の價格の高低の標準となつて來たのであつて、従つて賃銀と物價とは、現今は知らず、少くとも既往に在りては、一種の確實なる關係に立つて居た。その結果として例へば石炭石油等の如き原料や又は食料品の如きは低廉であり、奢侈品、勞役等は高價であつた。然るに近來に至り、勞働節約的操作の普及と勞働利用法の改善進歩の結果、此の現象に變化を生ぜしめた。それで、勞力を含むこと決して僅少なからざる物品、例へば單純なる型の自動車の如きものが、比較的廉價であるやうになつた。加ふるに、米國の物價は、交通道路の長さや、時としては頗る高率なる運賃や上に概説したるが如き商業的附加費や及び投機的要素等によつて著しく影響せられる。又中庸を得たる地代と極めて完全に進歩したる建築方法とに拘はらず、住宅は平均に於いて依然として高價であり、且つ住宅の需要は益々増加して止まない。かやうに此等凡ての客觀的事情を見ただけでも、アメリカの實質賃銀を、例へば獨逸のそれと比較せんとするに當つて、無數の障礙が存するのであるが、更らに此障礙は、批判者の主觀的尺度によつて、益々多きを加へる。即ち兩國に於ける生活必需品を何と何とに決定するか、又疾病、老衰、失業等の社

會的保險による保障をどの程度に相違すると認めるか、非常災害の危險、勢力消費の差をいかに計算に加ふるや等によつて、兩國比較の數字に相違を生ずる。斯くの如く、比較研究に對する客觀的及び主觀的兩様の障礙が枚擧に遑なき以上、獨逸の實質賃銀に比較しての、米國實質賃銀の超過が、計算に於いて各人各様の結果を示すことは、毫も異しむに足りない。即ちケットゲンは僅に一・七倍とし、ミユラーは一・九倍乃至二倍とし、ヒルシュとファイラーとは少くとも二倍とし、全獨逸勞働組合同盟は、(ファイラデルフィアと伯林を比較して)三・八倍と計算した。また獨逸鑛山勞働組合同盟は、「アメリカの勞働事情を見るに、福利施設が盛んである——鑛山事業は代表的に不統一であるに拘はらず、決して此例に洩れない——併し乍ら、全般の廣き範圍より見れば、その勞働所得は、之を獨逸に比して、僅に優るといふ程度の頗る質素なる生計を可能ならしむる限界に止まつて居る」と結論してゐる。

(六)米國に於いては、賃銀給與方法も亦多様である。一般に、高價なる勞働を出来るだけ利用して剩さざらんとする努力が、此處にも認められ、その結果として、時間制賃銀を廢止して、出來高拂賃銀となり、或は時間の極度なる利用を確實にすべき特殊の方法が講ぜらるゝに至つた。然るに最近に至つて、時間制賃銀は、無間斷作業と關聯して、再び汎く採用せられ來つた。「傳送器」は最

早今日では、單に運搬手段のみではなく、或程度まで強制的に労働の時間程度を定め、而してその速度は、雇傭契約の能率協定に對する新しき基礎となる。但し「傳送器」に於いても、出來高賃銀は勿論考へ得ざることではないが、動もすれば、労働速度の過大に陥るの危険を伴ふ虞がある。

無間断作業以外の労働に於いては、種々なる形式の出來高賃銀制度がある。即ち、個人出來高若くは團體出來高として、その最低所得の保險を定むるものもあり、又然らざるものもあるといふ具合である。出來高賃銀制によつて労働するものゝ中、最も顯著なるものは、石炭及金屬の坑夫、金屬工業の大部分、製靴工場等である。出來高賃銀と純粹なる時間制賃銀との間には、更に幾多の中間的賃銀制度があるが、吾人は之を一括してプレミアム附賃銀と名づける。此制度は、要するに、時間當り最低成績の規定を有する出來高賃銀に外ならない。時としては、プレミアムが出來高賃銀に對しても與へらるゝことがある。プレミアムは或は個人の餘剩能率に對することあり、或は或る組の、若くは従業員全部の餘剩能率に對する賞與たる場合もある。而して此の最後の場合には、謂はゆる利潤分配への過渡となるものである。ミユラーは、各種の賃銀制度の米國工業に於ける分布状態を次の如くに計算して居る。即ち、

純粹時間制賃銀

一五パーセント

プレミアム時間制賃銀

三〇パーセント

出來高賃銀及時間制賃銀混用

四七同

プレミアム付出來高賃銀

八同

尙ほ、時間外労働の賃銀給與に關しては、後に労働時間の條下に於いて概説する。

### 第三節 利潤分配

賃銀そのものと相並んで、各種の形式の利潤分配が、亦一種の——勿論歐洲に於いては往々にして過大に評價せらるゝ——役割を勤めて居る。此利潤分配は、裁判所の判決によりて、主として賃銀部分としてではなく賞與として取扱はるゝものである。是によれば利潤分配といふことは、所得分配によつて被傭者一般に歸屬するところの分前、又は米國の廣き民衆諸層が所有する企業株式の著しき部分を意味するものに非ずして、専ら、労働者及使用人がその従事しつゝある經營事業の利潤に參與均霑することを意味するものであることが明かである。此制度は、被傭者を益々親密に事業に結付け、業務の繁盛に對する關心と之が爲めの盡力とを強大ならしめ、且つ頻繁にして失費多き労働移動を防遏せんが爲めに實施せられる。之には種々なる形式がある。即ち或は利潤を或は配

當を根柢として、それ等の若干パーセントを一定の標準に従ひて、例へば、賃銀及俸給に比例するといふ風に、被備者に分配した場合もあり、又は賃銀總額と經營資本との間に存する比率を基礎とした場合もある。此等の本來の利潤分配制度と相並んで、特に、經營費用の減少によつて生ずる餘剰利潤に對する參與を被備者に許さんとする、別種の形式がある。第三の形式は、事業主が割引提供、信用、又は割賦拂等の便法を被備者に與へて、その企業の株式を買得ることを獎勵する方法である。又多くの經營は、その従業者に對して確定せる利廻及特別なるプレミアム附の優先株を與ふることも稀ではない。更に第四の形式として、寧ろ隠れたる利潤分配法とも謂ふべきものがある。即ち、事業貯蓄金庫の制度である。此は、従業員の投資に對し、大抵は該企業の純益を參酌し、時としては更に勤続年數の長短に應じて、特別なる高率の利子を保障するものである。更に一歩進んでは、被備者の爲めの生命保險がある。此保險は、被備者が經營より身を退くと共に消滅する仕組であるが、從來此種被保險者の數は二百萬に達して居ることである。合衆國全部を通じて、何等かの形式に於いてその従業員の利潤分配を許しつゝある經營は、百五十を算する。その中比較的多いのは金屬工業に屬するものであるが、それは、勞働組合に對する金屬工業の拒否的態度及び被備者の利潤分配に對する勞働組合の猜疑的態度に關係するところなしとは謂ひ難い。又自己の從業

する經營の株式を所有する被備者數は、五百萬に達し、その中の半數以上は、瓦斯、電氣、動力の工場、鐵道、市街鐵道、電話及電信會社等、吾獨逸に在りては大抵公共の手中に在る企業に勤務するものである。

「全國産業會議局」(The National Industrial Conference Board)は、利潤分配に關し、一九二〇年度報告中、左の如き批評を爲して居る。「此制度は決して萬能藥ではない。それは賃銀問題の解決策と稱することが出来ない。併し乍ら之を正しく理解利用すれば、明かに貴重なる幾多の特徴を有する。而して企業者間に現在之に對する興味の旺盛なることは、將來の有益な實驗に對して基礎を與へるものと謂ふべきである。而かも完全なる協力を確實ならしめんが爲めの斯種一切の手段よりも一層重要であり、且つ凡ての作業の實際的效果の爲めに必要であることは、最高幹部より一工夫に至るまでの出來得る限りの協同を維持する目的を以て設けらるゝ卓見ある經營指導機關の影響感化と、親密なる接觸にあること勿論である」云々。——勞働組合は、前にも述べたる如く、利潤分配といふことに對しては、非信賴的態度をとつてゐる。

#### 第四節 經營福利施設

上に述べたる、特別高率の利子を附する貯蓄金庫及生命保險は、謂はゆる經營福利施設と稱し得る頗る多様の施設への過渡を形作るものである。此等の施設は、本來の福利の目的と相並んで、被傭者と經營との關係を一層親密堅固ならしめ、且つ經營利潤の幾部分を此目的のために分與せんとを趣旨とするのである。之に屬するものとして擧ぐべきは、食堂設備、工場消費物販賣所、工場洗濯所、附屬住宅、更に健康増進に對する設備、病院、運動競技設備、休養及娛樂室、音樂室、舞臺、活動寫眞、圖書室等である。又自己所有住宅の獲得を容易ならしむる目的の爲めには、建築資金前貸を許し、或は經營内に信用組合が設立せらるゝことも稀でない。

### 第五章 賃銀使用政策

#### 第一節 米國人氣質と賃銀使用政策

經營の利益及び少くともその一部分は賃銀費目から支出せらるゝ上述各種の福利施設は、謂はゆる「賃銀使用政策」への過渡を成すものである。然るに、米人は個人主義、自己決定、自己責任に極度に執着し、それに相應して、米國に於いて、個々の市民がその收入を、個々の被傭者がその賃銀を、如何なる使用法によつて消費するかに對し、目立つ程の強制的干渉が行はれ得べしとは、到底期待することが出来ない。

#### 第二節 社會保險

右の理由よりして、賃銀使用政策の一部、即ち、吾獨逸に在りては、強制により、集合的基礎の上に、疾病、老衰、傷害、失業等の場合に對して貯蓄すること、換言すれば吾人が社會保險と名づくるところの諸般の努力が、米國に於いてその發達を見ること比較的に少ないことは自然である。(一)災害補償は、公法的基础に於いて規定せられて居る。但し當事者各自の決定に任せらるゝ範圍は頗る廣汎である。又、州によりて著しく差異あることは謂ふまでもない。

中央政府直屬の吏員に對する全國的規定の外、四十二州及アラスカ、布哇、ポートルコの屬領にも「勞働者補償法」がある。此等法規は、被傭者が工場其他に於いて、自己の過失によらざる災害を受けたる場合、雇主の負ふべき責任を規定するを目的とする。勿論此等法律は主としては、斯くの如

き補償に對する或る可能なる道を示すものであつて、決して強制的なる道でない。唯十四州（アリゾナ、カリフォルニア、布哇、アイダホ、イリノイ、メリーランド、紐育、北ダコタ、オハイオ、オクラホマ、ポートルコ、ユト、華盛頓、ワイオミング）に於て、本法は強制的であり、爾餘の州にありては、補償を爲すに、此法律によるか、或は又他の原則（一般法）によるかの選擇が保留せられて居る。斯くの如く企業者に選擇自由が與へらるゝ限り、若し企業者にして反對の意思を表示せざる場合には、該選擇は法律に服従するものといふ意味に推定せられるのが二十一州に於ける定例であり、法律服従の明瞭なる意思表示を必要とするのが十州である。而して、企業者が法律に服従したる場合には、被傭者は之に同意したるものと認められ、唯だケンタツキーに於いては、彼れの同意の表示を必要とし、ニュー・ハムプシャイヤに於いては、被害に應じての選擇自由が規定せられて居る。保險の負擔者としては、十八州に於いて州有基金の制を設けてあるが、その中州有基金のみを以て保險負擔者として居るのは僅に七州（ネヴァダ、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、ポートルコ、華盛頓、西ヴァージニア）である。斯の如くに州有基金のみが負擔者に非る限り、保險は私設會社に於いて又は企業者の個人的保險として實行せられ得ることになるが、専ら第一の方法によるもの二州、専ら第二の方法によるもの三州、其他の州に在りては此兩形式が併用せられて居る。

次に、此保險に加入せしめらるゝ人の範圍も、亦同様に各州其趣を異にする。其中小規模經營を除外するもの二十州（オクラホマ州に於いては二人以下、ケンタツキー、オハイオ、テキサス、ユタ、ウイスコンシンに於いては三人以下、デョーチャにては十人以下、ヴァーモント、ヴァージニアは十一人以下、アラバマは六人以下の被傭者を有する經營を除外す）、公職に在る吏員を除くもの六州、同じくその一部分を除くもの十四州である。農業は、布哇及ニュージャージーに於いてのみ一般に、ケンタツキー、ミネソタ及南ダコタに於いては特定の農業的勞働に限り適用され、又家庭的勞役は、ニュージャージーに於いて本法の適用を受ける。但し此等の職業に對しては、頗る一般的に、自由意志的保險の可能性が存在する。臨時的勞働及び企業家の常設的經營に屬せざる勞働は、大抵の場合に除外せられる。又比較的高級（年收、一五〇〇弗、或は一八〇〇弗、或は二〇〇〇弗）の收入を有する被傭者を除外するものが六州ある。補償實行に對して、請求權發生期間が規定せられざるもの、即ち就業と同時に災害補償の請求をなし得るものは三州に於いてのみ、其他は、四州に於いて三日、一州に於いて五日、二十八州に於いて一週間、五州に於いて十日、五州に於いて二週間の期間を定めて居る。職業病に對しては、中央政府及十二州に於いて、或は此等病氣の一

切、或はその中の或ものに對する補償の規定が設けられて居る。補償の額及繼續も亦千差萬別である。大抵は賃銀の一定率を基礎とし、その上更に家族に對する特別附加額を承認するところもある。基本扶助は、十七州に於いて五〇パーセント、三州に於いて五十五パーセント、八州に於いて六〇パーセント、四州に於いて六十五パーセント、十一州に於いて六十六分三二パーセントであり、之と相並んで、大抵の州に於いては、更に週當り扶助額最高限度（十二弗以下といふところは絶無である）が認められて居る。然かし扶助額は、各州夫々異つてゐる。被備者が災害によつて死亡したる場合には、その寡婦に對して、最短ヴァーメントに於ける二百六十週、最長メリーランドに於ける四百十六週、全部平均約三百三十週分の扶助額に相當する扶助が保障せられる。併し之と共に亦最高限度が規定されて、最低三〇〇〇弗（ニューハンプシャー）最高七八〇〇弗（アラスカ）である。寡婦に對して、終身又は再婚に至るまでの扶助を與ふるものは、中央政府及七州（ミネソタ、ネヴァダ、紐育、北ダコタ、オレゴン、華盛頓、西ヴァージニア）のみである。永久且つ完全なる就業不可能の場合には、被害者は三百週（ニューハンプシャー）及九百週（ウイスコンシン）の間に在る扶助を得る。その中十八州に於いては、終身扶助を規定して居るが、勿論その一部は單に理論的に過ぎない。蓋し斯うした場合に對しても、各州に於いて絶對的最高額といふものが定められて居るか

らである。次に、部分的就業不可能の場合に於ける補償支拂繼續期間は、上述の最長週間、及び一部分には、最高額によつても局限せられる。唯だ中央政府及八州に於いては、故障存続の全期間に對して扶助を與へる。最後に、就業能力の一部分が永久に制限せらるゝ場合に對しては、成規の補償が扶助週間の規定に従つて行はれる。例へば小指の喪失は、ユタ州に於ける五週、オレゴンに於ける二十六週を兩極として、平均十五週の扶助によつて補償せられ、隻眼視力喪失は、マサチューセツツ及びロード・アイランドに於いて五十週、オレゴンに於いて百七十三週、他の二十三州に於いて百週の補償扶助を受けるといふが如くである。又殆んど例外なく凡ての州が、被害者に對する醫療を規定して居り、その中中央政府及九州は、治療の期間及費用に就いて何等の制限を設けず、八州は費用額を制限し（百弗乃至六百弗）九州は期間を制限し（二週間乃至九十日間）、爾餘の諸州は、此兩方面に於いて、原則的若くは絶對的の制限を定めて居る。而して上述の法律の實施は、大抵の州に於いて州政府の監督下に置かれるが、その細目の點に關する形式に至つては此れ亦千狀萬態である。

かやうに夫々相異なる多數の法律があるが、その中一九一四年七月一日以降紐育州に適用せられつゝあるものを左にやゝ詳細に述べよう。



本法は、事故災害に對する従業員の保險を確立すべき雇主の義務を定め、而してその際に當り三様の方途を自由に選擇することを得せしめる。即ち(一)州有保險基金による保險、(二)州政府より認可せられたる、營利保險會社又は相互保險會社による保險、(三)自己責任保險である。州有基金は、産業委員が管理し、利害關係者より成る委員會之を輔佐する、個々の職業によつて程度を異にする危険率を査定し、これに従つて危険の種類を分類する。保險料は、營業期間の初に、評價を基礎として徴收せられ、該期間の終に拂戻される。事故災害に關する報告は三十日以内に提出することを要する。産業局は、扶助に關する決定の権限を有し、此決定に對しては、三十日以内に通常の裁判所に報告することが許されて居る。紐育の法律は、永久的全然勞働不能——双手、双脚、兩眼等の喪失等の如き——一時的全然勞働不能、永久的の一部勞働不能の區別を設けて居る。此中第一の場合には、賃銀の六六三分二パーセントの定期金が永久的に、第二の場合には、勞働不能の繼續期間を通じ、但し最高額三五〇〇弗を超過せざる限度に於いて、第三の場合には、諸種の災害に就いて特に定められたる週間數を通じて支給せられる。例へば、一腕の喪失に對しては三一二週、一脚のそれに對しては二八八週、一手に對しては二四四週、一足に對しては二〇五週、一眼に對しては一六〇週、聽力に對しては一五〇週の扶助を與ふるといふが如くである。四肢の一の使用能力の

喪失は、四肢の一それ自身の喪失と同一視せられる。頭及顔面を不具畸形化した場合には最高限度三五〇〇弗の賠償を受くべき理由となり得る。第四の場合、即ち、一時的の一部勞働不能の場合には、被害の前後に於ける所得差額の三分二に相當する補償を、故障繼續期間を通じて支給する、但し最高額三五〇〇弗を限度とする。此等補償の給付に當つては、凡て一週當り最高限度二〇弗最低限度八弗の規定が適用せられる。災害に基く死亡の場合には、埋葬費として二〇〇弗以内が支拂はれ、遺族として、妻は、寡婦たる期間を通じて、亡夫の平均賃銀の三〇パーセント、小兒は滿十八歳に達するまで一〇パーセント、兩親共に無き孤兒は同期間一五パーセントを受ける。但し凡てを合算してその賃銀の六六三分二パーセントを越ゆることはない。

米國の特徴として擧ぐべきことは、紐育州に於いて、勞働者及使用人の六〇パーセントを下らざる多數が、各經營自體の自己責任保險の方法によつて被保險者となつて居ること——況や、紐育州に比すれば自己責任保險の認可條件が一層寛大なる他の諸州に在りては此數は更に大きいに違ひない——並に、各州立保險によるものが最も少く營利的保險會社によるものは時としてはその保險料等の費用の頗る多大なるに拘はらず、多いといふことである。災害補償の爲めに米國産業が負擔する額は頗る莫大である。一例を擧ぐれば、一九二三年度マサチューセツツ州に於いて、災害補償を

受けたるもの、災害死亡三三六件に對する補償額九六四、七七二弗、其他の災害に對するもの四、〇七五、六〇二弗に達し、加ふるに醫藥及入院治療に要したる費用二、三七〇、五三〇弗を算した。又同州一九一三年乃至一九二四年の十二箇年に於ける總費用は、五八、一九八、〇五〇弗に及んだ。

(二)災害補償に對しては、その實施狀態にこそあらゆる差異を示せ、常に必ず政府の強制が付き纏ふこと前述の如くなるに反し、其他の種類の保險は、多く私人の創設に委ねられて居る。特に、疾病保險は、或は基督教青年會及基督教女子青年會の如き大規模なる福利的組合により、或は勞働組合により、或は又事業經營者によりて實施せられる。此中勞働組合は、極めて多様な程度及形式に於いて疾病の保險を發達せしめた。疾病療養金及遺族に對する弔慰金は一定の規定に隨つて支拂はれ、その額は勞働組合所屬の年數に應じて高低あり、且つ組合の種類に從つて差異がある。例へば鑄造用指物職組合に在つては五〇弗乃至三〇〇弗、鑄型師組合にては一〇〇弗乃至二〇〇弗と定められて居る。一方各經營内部にも種々なる從業疾病保險金庫が設けられ、その給付及管理に關しても幾多の種類があつて、或ものは經營者の手に屬すれども、勿論被保險者をしてその管理に参加せしめ、或ものは、企業者は、單に被傭者側の手によつて該金庫の成立することを奨勵し、彼等に技術的助力又は事務所等を提供し、且つ事情によつては財政的援助を與ふるに止まることもある。

例へば大規模の鑄造業者の二〇パーセントは、その從業勞働者の爲めに保險料全部を、二〇パーセントはその半額を、四〇パーセントはその四分一を負擔するが、殘餘の二〇パーセントに在りては、専ら被傭者のみが保險料を支辨して居る。但し此等の差異は、單に相對的のものに過ぎず、その不平等の幾分は、賃銀の高低によつて稍々平均せられ得ることは謂ふまでもない。又勞働者の離出額には頗る差等があつて、毎月最低〇・四弗のものから、最高一・五弗に至る。扶助は、半週乃至一週間の請求權發生期間を経過したる後に初まり、一〇週より最長五二週間繼續する。その額は一週五弗乃至一五弗の間を上下するが、追加保險を基礎として増加することが出来る。稀には、疾病療養金が賃銀高によつて確定せらるゝこともある。多くの場合に於いて一〇〇弗乃至七〇〇弗の間に在る一定額、若くは年收賃銀の百分率に從つて、若くは勤續年數に準じて區別せらるゝ弔慰金も與へられる。かくの如く米國は保險制度の種類が異常に複雑して居るが爲め、例へば、獨逸に於ける疾病保險統計によつて示さるゝが如き明瞭なる統計的總括を爲すことは極めて困難である。米國の產業に於いて、疾病による損害は毎年十億弗以上と評價せられて居る。

(三)養老保險に就いては、若干の州が法律制度の端緒に就いて居るに過ぎない。養老年金受領の條件は、滿六十歳或は七十歳に達すること、少くとも十五箇年間當該州に居住すること等である。

但しペンシルヴァニア州の同法は、一九二五年中憲法違反の宣告を受けた。養老保険は或程度に於いて各經營の中でも施行せらるゝに至り、一九二五年度には二一五の經營に於いて二百八十萬人の被傭者の爲めに實施されてゐる。養老年金受領の資格は六十歳又は六十五歳に到達すること及び大抵最短二十箇年乃至二十五箇年の勤続である。斯かる年金は、經過したる勤続年數に應じて金額に差等を設け且つ其外に最高最低の制限がある。多くの場合に於いて、労働者が保險管理、特に年金給付に参加する。事故傷害保險に就いては上述災害保險の條下に述べたるものを参照せられ度い。

(四)最後に、生命保險は、最も廣く行はれて居る。此の方面に於いては、近來、労働總同盟の創立に係るものが大に勢力を占むるに至つた。總同盟は、同時に之によつて、私設の保險會社の利潤を驅逐せんと努力するものである。企業者側よりしても亦被傭者の生命保險は、既に述べたるが如く著しき程度に於いて計畫實行せられ、現在既に二百萬人以上の被傭者が此方法によつて保險せられて居る。保險料は大抵企業者側の負擔である。生命保險證書は、一定期間の勤続後、被傭者に引渡され、保險金額は、勤続年數に應じて最高二五〇〇弗までに増加する。細目に就いては、生命保險にも無數の差異が存するけれども、此等保險より生ずる諸種の權利は、本人が該經營を退くと共に、消滅することは通則となつて居る。此外、個々の經營に屬する被傭者が、自發的に、一般の保

險會社との間に集團的契約を結んだ場合も、往々にして見受けられる。

(五)一九二五年の初に、約一三四、〇〇〇人の米國労働者に對して、種々の形式に於ける失業保險が實施されて居た。吾々獨逸人の考へから見て最も進歩して居ると思はるゝのは、紳士服製造業組合に實施せられて居るものである。此處では、雇主と被傭者との各自が負擔を折半し、管理は、双方より同數を選出する管理委員會(中立の議長を有する)の手によつて行はれ、労働紹介所及労働調節機關との間の協同が遺憾なく確立せられ、而して毎週扶助額が、本人賃銀の四〇パーセント及二〇弗に限界せられて居る。

### 第三節 貯蓄心と割賦販賣

合衆國の領土内に於いて、所謂社會保險が千狀萬態の形を成して居り、而して此等が主として私人的創立に委ねられて居ることは前述の如くであるが、此は、米國人の個人主義的なる根本氣質と關係があると共に、亦米國に於ける賃銀が比較的の高いことも關係がある。賃銀が高いから、各人は個人として、他の諸國に見るよりも大なる程度に於いて、貯蓄することが出来る。之と共に、團體的の貯蓄強制に對する刺戟が減少せられるのは當然である。然らば米國人はいづれも相當なる

貯蓄を有するかといふに、決してさうではない。比較的の高い賃銀を得ても、個人的貯蓄心は、多くの場合に於いて容易に働かず、それが爲め、不測の需要、例へば疾病、失業等の急場に臨んで、十分潤澤なる豫備がないといふ窮狀に陥ることは、一般に認めらるゝ事實である。多くの米國の特殊の事情が此危険を増加することは疑を容れない。その事情の一として、合衆國に於いて、かの割賦販賣法の流行が甚しいことも見逃がしてはならない。種々雑多なる消耗品や日用品が、便利なる月賦支拂によつて賣捌かるゝが爲め國民の消費に對する刺戟は著しく増加した。消費の旺盛、市場形勢の調節、業務繁閑の平均、而して之に伴ふ物價低下といふ立場より觀察すれば、月賦販賣法が幾多の長所を有することは蔽ふべからざる事實であるが、而かも、消費の過ゝより延いて不健全なる奢侈に導くの弊も同様に拒むことが出来ない。自動車の如きは正にその適例である。米國の土地の廣大、都市の驚くべき膨脹、仕事場往復の長途、而して車體及運轉材料の比較的廉價等を考慮すれば、自動車が被備者に取つて、甚だ多くの場合に於いて正當なる道具であるには違ひないが、同時に亦、是等の條件が缺けて居る場合も決して絶無ではない。さうすると急場に當つて先づ賣飛ばさるゝのは自動車である。之に比すれば、目下米國勞働者の間に頗る旺盛なる自己所有住宅に對する努力の方が——財政的豫備の見地よりしても——遙に道理に叶つて居る。

#### 第四節 禁酒問題

賃銀使用政策の一節を終る前に、吾人は、小收入者に取つて特別に重大なる意義を有し、世上紛々たる論争の的となつて居る禁酒法について一瞥を投じなければならぬ。本法がいかにして制定さるゝに至つたかを理解せんが爲めには、合衆國に於いてアルコールの濫用誤用が、あらゆる形式に於いて顯著なる現象となつたことに想到しなければならぬ。それには新世界に於いて無數の理由が存在したに違ひない。甚しき差異を示す氣候風土、當初は極めて悲惨なる條件の下に行はれた困難なる勞働、故郷に在りて貧弱なる收入に甘んじて居た人々の比較的に大なる所得、文化的施設及慰安の未發達、男子過剩隨つて獨身生活の不利益、米國の「居酒屋」の作法が、矢繼早に杯を重ねる立飲や、廻はし飲みを自然に啖り立てることや、最後に、アルコール飲料の比較的廉價等、此等事情は相俟つて、遂にアルコールを、幾多の地方に於いて、由由しき民衆の大患と化せしめた。此危険に對して、久しき以前より多くの階級が折伏の戦を試みた。婦人團體、宗教的聯盟を先鋒として、後には政治的團體も亦之に携はるに至り、若干の州に在りては、大戰前既に多數を制し禁酒法の目的を達したのである。次いで道徳的方面から力説される——その實際に於ける動機は措いて問

はず——米國の大戦参加及び獨逸排撃の宣傳は、醸造業及葡萄栽培の重要な部分が獨逸人の掌握するところであるといふ事實を指示することによつて、亦禁酒主義者を籠絡し去つた。そして大戦終局に至るまでに、既に全國の一半に於いて禁酒の目的を成就した。かくて一九一九年、禁令は遂に全國的法律となり、剩へ米國憲法そのものゝ追加條項の中に編入せらるゝに至つた。現今では、半パーセント以上のアルコホルを含有する飲料の製造販賣及運送が禁止せられて居る。此禁止の效果に關しては百人百様の意見を有する。労働組合の報告は、アルコホル消費の減少率が最高の見積りでも僅に四十五パーセントに過ぎずと爲し、ヒルシコは、從來のアルコホル享樂の三分二が決定的に消滅したりと斷じ、更にコエトゲンに至つては、現在の消費量は以前のその九牛一毛にまで減少したるものと計測して居る。而して、アルコホルの消費及濫費の徹底的絶滅に至つては、如何なる方面よりも決して主張せられないことは勿論である。禁令の網が往々にして巧に潜られ、且つ密輸入或は密醸造によつて、時としては得體の知れざる且つ甚しく健康に害ある混合物が造り出ださるゝことは疑ふべくもない。更に、飲用物の價格が格外に昂騰したことも確實である。若し、此禁令が斯かる事情の下に在りて被傭者に及ぼしたる影響結果如何と問ふならば、從來アルコホルの害毒が特に甚大なりと一般に認められたる被傭者に就いて見るに、アルコホルの消費は著しく減退

したが、併しその價格が斯くの如く騰貴したが爲めに、アルコホルの爲めの支出は、それほど大きく減少したといふことは出来ないと斷定することが出来る。禁酒令の隨喜者が、本法施行の結果として、労働者階級の一般的福利と生活状態が向上すると誇稱するならば、その反對者からは、斯くの如き禁令を須るすとして、被傭者の福利は増進し、文化的状態改善せられ、而して之と共に彼等の識見が進歩するに違ひない、アルコホルの消費は自ら制限せらるべしと反駁せられて居る。而して労働者階級の間には、軽度の葡萄酒及麥酒の販賣を許可して禁酒令を緩和すべし、といふ見解が甚だ廣く行はれて居る。さうして、労働總同盟に於いても亦、此見解が多數を制して居るが如く見える。

## 第五節 所得税

尙ほ最後に、所得に對する課税に就いて一言することが出来る。茲に注意すべきは所得税の中に、全國統一的なる中央政府の税と、州によりて相違ある各州税との區別である。中央政府の税の範圍内に於いては、更に狹義に於ける所得税と附加税とを區別しなければならぬが、此中後者は、一萬弗以上の所得の場合に初めて問題となるものであり、従つて労働者及使用人に取つて、何等實際

的意義を有たざるものである。狹義に於ける所得税は、總收入の中より、諸種の一定控除——社會政策的控除をも含む——を爲して算出せらるゝ純所得に對して賦課せらるゝものである。一九二五年には此控除額は、有配偶者に對して二五〇〇弗、十八歳以下の兒女一人に對して四〇〇弗を算した。斯くして殘留する純所得につき、最初の四〇〇〇弗に對して年二パーセント、第二の四〇〇〇弗に對して年四パーセントを課せられた。一九二六年には控除額は増加し、課稅率は低減した。勞働賃銀に對しては、右の外、更に算出せられたる課稅決定金額の二十五パーセントを控除した。此際、五〇〇〇弗以内の所得は凡て一般に勞働賃銀と認められた。尙ほ此外、生命保險料や災害補償年金や中央政府及各州の債券利子等も控除せられ得るものとした。ミユラーの計算によれば、既に一九二五年にも一般有配偶者は年所得二五〇〇弗以上、二兒を有する有配偶者は同三三〇〇弗以上に至つて初めて納稅義務を生じ、かくて假に三兒を擁する父にして、年所得四〇〇〇弗なる場合の稅額は僅に四弗半に過ぎなかつた。故に一九二六年の減稅以後には此種の人にも納稅免除となつた譯である。各州所得税は極めて不齊一である。

## 第六章 被傭者保護

所得の問題は成程重要には相違ないが、併し勞働者問題は決して之れで一切をつくすものではない。その借方勘定として、亦、勞働力の要求及消耗の程度、勞働時間の繼續、從業危險の程度等を斟酌すると共に、一方には、此等諸種の關係に於いて存する被傭者保護の程度如何を檢討しなければならぬ。

### 第一節 勞働條件に關する世評

合衆國に於ける勞働條件は、平均して苛重であり、勞力消費は多大、從業危險は顯著、而かも保護は薄弱であるといふ見解が一般に普及して居る。此斷定が當つて居る場合もあるかも知れない。併し乍ら、吾人は玉石混淆を避けなければならない。或は東部諸港市に於ける貧民窟より得たる印象、或は未開なる西部より來る觀念により、或は又反對に、若干の模範的經營の追想により、誤つて早計なる斷定に陥つてはならない。國土の廣大なると、強度に個人主義的なる氣質とに由來して、

此點に於いても亦、大なる差別相が存在する。

## 第二節 労働時間

先づ、労働時間保護より初むれば、上に引用したる諸資料の外、國際労働局の特別研究による貴重なる材料が吾人の利用に任せられて居る。

(一)労働時間に關する立法權は、是亦殆んど全部各州の手に在り、中央政府は單に自己直屬の業務に従事する人々及び州際的交通に於ける従業者の労働時間を規定するに止まり、然かも、その眞實に基礎とするところは、労働法的權限に非ずして、商法的權限である。中央政府の使用人は、大部分八時間労働制に従ひ、州際列車の従業者に對しては八時間制が基礎となつて居る。一〇〇噸以上の商船乗組の水夫は毎四時間の甲板勤務二回、その機關部員は、毎四時間の勤務三回となつて居る。同様に各州の立法も特に交通業に對して重きを置き、その中二十四州に於いて、鐵道事務の労働時間は十六時間に制限せられ、之に八時間或は十時間の休息時間が續くことになつて居る。信號停車場及閉塞信號所に勤務する従業員は、九時間を限度とし、又その勤務が純粹に日中勤務なるか、或は休憩時間によつて中絶する場合には、之を延長して十二時間若くは十三時間の服業をなさしむ

ることが出来る。十一州は市街鐵道従業員の労働を平均最大十二時間に制限した。鑛山に於ける地上作業の労働時間に對して制限を設くるもの十六州、その大抵は八時間制を採り、唯だメリーランド州に於いては十時間制を採つて居る。以上の外、特に緊張的若くは危險的なる若干種類の業務——電氣工場、壓搾空氣作業、窯業、セメント業等——に對しても亦諸州に於いて時間制限が設けられて居る。州及市町村の公共的事業に従ふ人々の労働時間は、二十七州に於いて制限がある。その中オレゴン及びミシシッピの兩州は——勿論幾多の例外あれど——工業に於いて十時間労働制を確定した。全體に對して八時間労働制を施行せんとする法律は、數州に於いて發布せられたが、その一部は憲法違反の宣告を受け、一部分は實施不可能であつて、結局何等直接の效果なしに終つた。併しながら、法律がそれ自身として效力を有する限り、労働時間の實際的繼續に對して決して無意義といふ譯ではないが、唯だその意義は竟に相對的たるに止まつて居る。何となれば、一方に於いては時間外作業といふことが法律上頗る廣き範圍に亘つて認許せられ、又他方に於いては、労働時間、雇傭契約若くは作業規定によつて、法律上許可せらるべきよりも狭き制限を受けて居るからである。

(二)然らば、事實上の労働時間は如何であるかといふに、之に關しては豊富なる統計的材料があ

るけれども、憾むらくは不完全であつて、成人男子労働者に關しては如何なる状態であるか、其他の勞働力(婦人及少年)に關しては如何なる状態であるかを、明瞭に知ることが出来ない。但し合衆國に於ける男子労働者の就業時間も、最近數年間に短縮の傾向を示しつゝあることは、蔽ふべからざる事實である。現に一九一四年中、工業に従事する賃銀労働者にして毎週五十四時間以上の作業を爲したるものゝ百分率は、七四・六を示したが、一九一九年までには減じて三四・九となり、更に一九二一年までに三〇・三となつた。而して爾餘の中約二〇パーセントは、現在五十四時間と四十八時間との中間に勞働し、その餘のもの、即ち全合衆國の工業被傭者の約半數は、一日八時間若くはそれ以下の勞働をなしつゝあるものゝ如くである。概して謂へば、勞働組合員若くは本質的に勞働組合に屬すると同意義であるところのもの、即ちユニオン・ショップに従業する被傭者の勞働時間、非組織労働者の勞働時間よりも短く、大抵は四十八時間及びそれ以下である。個々の事業に就いて謂へば、石炭坑に在りては平均一日作業時間は、――入坑及出坑、並に三十分間の休憩を含めて――約九時間であつて、所定出來高の完了と共に作業を終ふる出來高拂労働者の勞働時間は、約七時間乃至八時間である。次に金屬に在りては、雜然として一致して居ないが、平均すれば五十四時間乃至六十時間の間であらう。港灣労働者は一般に一日八時間、但し必要に應じて時間外作業の

義務を有することになつて居る。公共的なる瓦斯工場労働者は平均毎週五〇・九時間、電氣工場のそれは四八・九時間、一般電氣工業四六・七時間、化學工業五四・五時間、木材工業五八・一時間の勞働を爲しつゝある。他と比較して極めて完全なる組合を有する建築工業に在りては、被傭者の九十パーセントが四十四時間若くはそれ以下(四十時間まで)である。綿絲工業は、北部地方の成人男子の平均毎週勞働時間五十時間、南部地方のそれは五十五時間、羊毛工業に在りては四十六時間、絹工業に於いては四十八時間である。最後に、食料品工業に於いては、毎週四十八時間といふのが平均數を示すものゝ如くである。

(三)以上述べたところは、平均勞働時間を示すものであるから、その中には短縮操業及び時間外作業も勿論之に含まれて居るものである。就中、時間外作業は、合衆國に於いて頻繁なる一現象である。雇傭契約による支拂に當つて、時間外作業は普通賃銀の一〇〇パーセントまでの割増を以て補償せらるべきことになつて居る。それ故に企業者の間には、時間外作業の代りに、交替増加を以て操業せんとする傾向が次第に盛になつて來た。例へば、繼續的經營に在りては、從來普通に行はれた二交替に代ふるに三交替を以てするが如き是である。

(四)合衆國に於いて、重要な役割を演ずるものは、――而して茲に、英國に對する關係が明瞭



に示されて居る——日曜休業所謂「週末」これである。之に關する法律はアリゾナ、カリフォルニア、イリノイ、モンタナ、ネヴァダ及オレゴンを除く他の凡ての州に行はれて居る。而して工業労働者には、一般に日曜作業が許可せられて居るが、之に對して賃銀の一〇〇パーセントの割増によつて補償せられるにも拘はらず、餘り労働者から喜ばれない。週末休養といふのは大抵、土曜の正午に始まるものであるが、これは殆ど動かすべからざる慣例となつて居る。蓋し一は宗教的傳統より出で、一は遊戯、運動競技、自動車乘遊等によつて保養をなさんが爲めである。

(五)合衆國に於ける諸經營に於いて、有給休暇が未だ一般に行はれて居ないのは、察するに一面に於いて上述の如き自由なる週末休暇が確保せらるゝことゝ相關聯するが、他面に於いては亦、頻繁なる勤先き異動並に之に伴なふ其都度の自發的休暇とも密接に關係することである。此中、第二の關係に注目して、現今企業者は自ら進んで有給休暇を労働者に與ふるに至つた。この休暇は該企業に一定の最短時日を勤續することを條件とし、而して、在勤期間の繼續とともに増加するものである。

### 第三節 災害防止

(一)最も米國に於いて、比較的多大なる冒險性が明瞭に表はるゝのは工業上の災害統計である。此統計は、各州に就いて同種類に非ず、又必しも完全と稱し難くもあるが、尙ほ且つ頗る驚異すべき數字を示すものたることを失はない。不完全と謂ふのは、何等の報告をも出して居ない諸州、即ちフロリダ、ルイジアナ、ミシシッピ、ミツスリ、南北カロライナは、冒頭から除外しなければならぬからである。更に他の諸州よりの報告も、その殆ど全部が輕微なる災害、即ち何等の労働不能を惹起せざる、若くは單に一兩日(幾多の州に在りては十四日以内)の労働不能を誘致するに止まる如き事故災害は、之を包含しないからである。然るにも拘はらず一九二一年度に報告せられた災害は、致命的のもの九、四〇〇件、致命的ならざるもの一、三三三、〇〇〇件の夥しきに及んで居る。言を換ふれば、約十人乃至十二人の工業従業者に對して毎年一回災害が起るのである。若くは工業従業者の各一人が十年乃至十二年の間に一回の災害に遭ふのである。此等報告せられたる災害の中、詳細なる記述を有するもの即ち二十一州に限りて謂へば、最高の百分率を占むるものは金屬工業(二五・二パーセント)であつて、石炭坑(一五・五パーセント)之に次ぎ、建築工業(一〇・五パーセント)及び木材工業(約八パーセント)之に次いで居る。最低は都市的業務(〇・四六パーセント)であつて、衣服業(〇・四六パーセント)、製紙工業(〇・九六パーセント)之に次いで居る。

(二) 労働時間保護と等しく、技術的労働者保護、即ち災害及職業病の豫防及工場監督も亦米國各州に於ける立法の對象である。而して、その發達進歩の状態は各州に於いて頗る趣を異にして居る。例へば紐育州の法規の如きは頗る周密詳細であつて、そこには獨逸に於ても一般に行はれて居る命令及禁止の規則の多數が見出される。それは個々の労働者に對して割當てらるべき空間の廣さ、作業室の通風及採光、塵埃の除去、温度及空氣湿度の調整、洗濯場及便所の設置、エレヴェーター及起重機の設備等に關し、又、機械に於ける安全装置並に此の機械に就いて作業する労働者の服裝を規定し飲用水の供附を命じ、或は或種の仕事に使用せらるゝ室に於いての食物攝取を禁じて居る。一方、工場監督は、工業委員の任務であつて、工業委員と併設せらるゝ工業局は、此方面に於いても委員を助ける。同局は、災害豫防及職業病征服、火災防止等に對する規則を定める。此等規則は時としては頗る微に入り細を穿つものがある。此と類似する法律は他の諸州にも存する。

(三) 併し乍ら災害防止の重心點が、事實上國家の命令又は監視に存せずして、寧ろ當事者及従業者自身の自發的意思に存すること多きは、蓋し米國一般の國情に鑑みて當然と謂はなければならぬ。之に就いて、所謂「浪費」除去との關係は看過することが出來ない。人間の健康及勞力の浪費は、數字が最も雄辯に之を示して居る。例へば一九一三年乃至一九二四年の時期中、單にマサチューセ

ツツ一州のみに於いてすら、約六千萬弗が災害保險の爲めに支出せられたる一事を見ても、想半ばに過ぐるものがあらう。而して、災害保險に於いては、多くの場合に、一方災害保護施設及び個々の經營に於ける災害度數との間に、他方、經營によつて支拂はるべき保險料との間に、直接なる相互關係が生ずる故に、隨つて經營者に取つて、災害防止に對する刺戟は尙一層強められるのである。彼等は、災害を減退せんが爲めに、被傭者の協力を得んことを努めつゝある。そして既に述べたるが如く、米國の工場委員會の任務の一は實にこの災害防止といふことである。時としては茲に述べたる目的の爲めに特別なる「安全委員」の設置を見ることすら稀ではない。「安全第一」の警語——それは單に警語といふのみではない——の下に、人々は力を協せて働いて居る。之に關しては獨特なる着想を見ること鮮なからず、その中には往々歐洲人の趣味よりして頗る奇怪と覺しきものも稀ではない。例へば諸種の事業團體間に災害防止の競争心を煽らんが爲めに災害度數率の最小なる團體に對して、優勝旗の掲揚若くは賞牌佩用を許すといふが如き是れである。其他米國に於いて屢々見受けらるゝ警告的ポスターの如きも、之を獨逸的趣味より觀察して、頗る拙劣不器用に非ずんば、惡諷に失するを免れざるものが多いかも知れない。併し乍ら斯くの如きポスターは、之を冷靜なる事務室に於いて美術的——批判的に觀察比較する場合と、労働者がその劇務に惱殺せられて審美的

鑑賞の暇を有せざるところ、騷擾と劇動と緊張と高熱とが彼れの感受能力を鈍らしめ了つたと云へる、而してボスターをして其趣旨を貫徹せしめんか爲めには、ボスターそのものよりしても、亦一種の強烈なる効果が生じなければならぬところの作業場の、強烈なる光線若くは煙塵濛々たる薄明に於いて觀察せらるゝ場合とによつて、自ち其趣致を殊にするものであるといふことを忘れてはならない。

(四) 災害防止の問題は、現今見るが如き改善せる生産技術を以てしても、決して終熄したのでないことは勿論、決定的に容易になつたとも稱し難く、單に部分的に置き替へられたといふに過ぎない。なるほど近代的の米國建築が——舊式なる時としては極めて原始的にして最少限度の安全律を以て建てられ——往々バラック同様な建物とは大いに異つて——清潔、採光、通風及衛生的補助設備の點に於いて最も進歩したものであることは何人も異議を有たない事實である。而かも他方に於いて、最大限の時間節約の原則は、亦同時に、空間的の制限と労働時間の最緊密なる利用とを庶幾する努力を意味する。従つて所謂傳送器に於ける労働は、その特殊なる危険の原因を有する上に、一層強き疲労と神経緊張とが加はるのである。斯かる状態に在つては所謂労働科學、即ち労働の最善なる形式又は労働過程の最大限の齊調の探求は、災害防止の見地よりするも、亦その特別な

る重大意義を有し來るのである。

(五) 禁酒の結果に關しては、災害防止の點よりしても、亦人々が頗る冷淡に看過して居る。禁酒令の顯著なる直接効果は、恐らく之を期待することが出来なかつたに相違ない。如何となれば、飲酒者は禁酒令以前より既に各種の經營から遠ざけられ來つたからである。然らば禁酒によつて間接に、災害危険に對する抵抗力、例へば、注意或は回避の敏捷等が、如何の程度に増加したか、或は又秘密飲用であるだけに一層濃厚強烈のものであるに違ひ無い色々の酒精飲料、若くはコカイン其他の如き代用的毒物の常用によつて如上の抵抗力が如何程減殺せられ、全體利益が縮小せらるゝか、之に關しては未だ決定的觀察が存しないやうである。

(六) 各種の工業に就き、そこに行はれて居る災害危険の防止に關する特殊の規則及方法を、個々詳細に記述することは紙幅の許さざるところである。茲では、單に、災害が特に重大である職業、即ち鑛山業に就いて略説するに止めよう。一九二一年乃至一九二三年の三箇年の平均に於いて、米國の鑛山業全體に於ける致死的災害の數は、一、〇〇〇人の労働者三〇〇日の就業に對して、四・四五人であつて、プロイセンの石炭坑に於けるそれは一・八八人であつた。今之を搬出量に換算して比較すれば、成る程合衆國に於ける致死的災害の數は、プロイセンのそれに比して僅に約半數に過ぎ

ない。併し此計算法は、米國石炭の、無類に好都合なる成層と容易なる採掘可能性とに鑑みて、決して無造作に立證力あるものと看做すことは出来ない。次に石炭坑に於ける致死性的ならざる災害の数は、毎年二〇〇、〇〇〇人と概算せられて居る。即ち、毎年四人の労働者に付き一回の災害が起るといふ譯であるから、殆ど受取り難きほどの多數と謂はなければならない。イリノイ州に於いては一九二五年中、二、〇〇〇人の炭坑夫に對して四一件の非致死災害があつたが、一九二四年中、獨逸ルール地方炭坑では僅に六・五件に過ぎなかつた。合衆國の諸州に於いては夫々の鑛山規則があつて、更にその州政府の鑛山監督局の保安規則が之を補足する仕組である。此等保安規則といふのは有毒又は危険なる坑内瓦斯に對する保護、安全爆破藥の使用、石炭粉末の注水等に關するものである。鑛山の遮防設備を法律によつて命じて居る州が稀ではない。鑛山監督に關する法規も設けられて居るが、細目に至つては法律上多大の差異を示して居る。例へばペンシルヴァニア州に在りては、各地方の鑛區に對する監督官は鑛山局に所屬し、而して鑛區は無煙炭と褐炭とに従つて區別せられて居る。監督官は少くとも年四回各鑛山を巡視し、その結果に關する報告を提出することを要する。該報告の寫は之を各鑛山に送附して掲せしめる。企業者は、鑛坑地圖を常備して何時たりとも之を監督官に提示しなければならぬ。労働者は、その機會に鑛坑圖を檢視し、若し從業に

當つて危険と思はるゝ點あらば、監督官に陳述してその注意を促すことが出来る。各坑は、少くとも百五十呎の間隔を有し、且つ上部に坑口装置を施したる二條の豎坑を設けなければならない、廢坑は安全に閉塞することを要する。捲上器及捲上索は毎日安全試験を施さなければならない。

#### 第四節 婦人及び少年労働者保護

(一)米國々情の複雑性を特に明示するのは、婦人及び少年労働者に對する特殊なる保護である。大體に於いて婦人及び少年の労働は、特に新來移住者に汎く行はれ、米國に居住すること愈々永く、社會的地位が益々向上する程度に比例して、此種労働は減ずると概言することが出来る。又鑛山業に於いては、婦人及幼年の労働者は殆ど謂ふに足るべき程の役割を勤めては居ないが、併し尙ほ未だ根本的に跡を絶つたといふ譯ではない。

(二)既に第三章一に述べたるが如く、合衆國に於ける職業婦人の數が最近數年間に最早増加を示さざるに至つた。けれども尙ほ婦人職業の範圍は頗る廣汎である。婦人が、米國に於いて多年の間著しく少數であつた——若干の州に在りては、現今も尙ほ依然として然りである——といふ事實が、彼等の社會的地位に取つて甚だ好都合であつたことは、蔽ふべからざることである。併し乍ら他方

に於いて、婦人に對する不當なる搾取も亦、今日まで決して稀ではなかつた。そこで現今も、各州に於ける立法は甚しく差異を示して居る。婦人に對する最低賃銀法の問題に關しては、既に第四章二の一の條下にて略述するところがあつた。労働時間は、アイオワ、ウエスト・ヴァージニア、アラバマ、フロリダの四州に於いては何等の規則もない。此中最後の二州にはこの人口中に多くの黑人を有つて居る。さうして假令、婦人の労働時間の最大限度に關する法律が存在しても、黑人を有する諸州に於いては此法律は、最も寛大に施行せられて居る。又現に法律の實施されて居る州でも幾多の不同があり、特に職業によつて時の不同は一層甚しい。個々に就いて謂へば、南カロライナ州は、婦人に對して許可し得る最長労働時間として、商業的職業に於いては一日十二時間、棉絲工業に於いては十二時間を規定し、北カロライナ州は織物工業に於いて一日十一時間、一週六十時間、テネッシー州は一日十時間半、一週五十七時間、ヴァージモント州は一日十時間半、一週五十六時間、ニューハンプシャー州は一日十時間半、一週五十四時間、デューチャ州は唯だ織物工業に於いてのみ一日十時間を規定して居る。一日十時間を許すものはコンネチカット州（一週五十八時間）、デラウエア、イリノイ、ケンタツキー、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピの諸州（一週五十五時間乃至六十時間）、ニューヂャーシー、ニューメキシコ（但し部分的にはこれより短き

所あり）、オレゴン（一週四十八時間乃至五十六時間）、ペンシルヴァニア、ロード・アイランド（一週五十四時間）、南ダコタ、ヴァージニア、ウイスコンシン（部分的には之より短き所あり）等である。ミネソタ州に於ては、一日の最長限度九時間半一週五十四時間と規定せられて居るが、併し四十八時間を超過する時間は、割増賃銀を支拂ふべき時間以外作業と看做されて居る。ワイオミング州は一週五十六時間を許可する。一日九時間を許すものは、アルカンサス（一週五十四時間）、アイダホ、カンサス（部分的には之より短き所あり）、メイン（一週五十四時間）、マサチューセツツ（一週四十八時間）、ミシガン（一週五十四時間）、ミスリ（同）、ネブラスカ（同）、紐育（同）、北ダコタ（部分的には之より短き所あり）、オハイオ（一週五十時間）、オクラホマ（一週五十四時間）、テキサス（同）等の諸州である。一日八時間制にして一週當の時間に制限無きものは、コロラド、モンタナ及華盛頓の諸州であり、アリゾナ及ネヴァダ二州は、一日八時間但し一週五十六時間迄を許可し、カリフォルニア、ユト、コロンビア及ポート・リコは一日八時間、一週四十八時間を規定とする。次に米國労働者婦人局の一九二五年度公表によれば、婦人労働者の實際労働時間の一週四十八時間以上に達するものは左の如くである。

州名

調査件數に對する百分率

デヨージヤ	九八・五
南カロライナ	九四・二
アラバマ	八七・五
インディアナ	八六・七
ケンタツキ	八三・四
ヴァージニア	七九・四
アルカンサス	七八・六
アイオワ	七二・四
ミズリ	七一・四
オハイオ	六五・三
メリーランド	四八・〇
ニューヂャーシー	四四・八
ロード・アイランド	三一・八

又、七日間一週の中の休業日一日の制度が婦人の爲めに法律によつて規定せられて居るのは、アルカンサス、カリフォルニア、デラウエア、カンサス、ニューヂャーシー、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、ペンシルヴァニア、華盛頓及びコロムビアの諸州である。次に、婦人が無休憩にて労働する時間に就いては、アルカンサス、デラウエア、カンサス、ルイジアナ、メイン、メリーランド、マサチューセツツ、北ダコタ、オレゴン、ペンシルヴァニア、華盛頓、ウイスコンシ

ン、コロムビア及びボート・リコに於いて——大抵五時間乃至六時間に——制限せられて居る。又、**晝食休息**——三十分乃至一時間——は、アリゾナ、アルカンサス、カリフォルニア、デラウエア、カンサス、ルイジアナ、メイン、メリーランド、マサチューセツツ、ミネソタ、紐育、北ダコタ、オハイオ、ペンシルヴァニア、華盛頓、ウイスコンシン、及ボート・リコ諸州に於いて法規の命令を有する。婦人の夜業禁止は、米國に於いて頗る限られたる範圍に實行せらるゝに過ぎない。即ち僅に十六州であつて、且つその中の或る州では、極めて少數なる職業に對してのみ之を行ふに止まつて居る。十六州とはカリフォルニア、コンネチカツト、デラウエア、インディアナ、カンサス、マサチューセツツ、ネブラスカ、ニューヂャーシー、紐育、北ダコタ、オハイオ、オレゴン、ペンシルヴァニア、南カロライナ、華盛頓、ウイスコンシン、ボート・リコである。産婦の労働禁止の制度もあつて、例へば紐育州の四週間の如き是れである。又若干の州にありては、前に述べたる如き技術的保護施設を有する。即ち紐育州に於いては、婦人が瓦斯及蒸氣を取扱ふ労働に従事することに對して制限し、倚り掛り及足臺を有する座席の設備の規定せらるゝ如き是れである。

(三)少年労働者に對する賃銀保護及最低賃銀に關しては、既に上の第四章第一節及び第二節に記された。幼年及び少年に對する労働時間保護は、數多の州に於いて實施せられて居る。此等法規に

包含さるゝ職業範圍は、州によつて相異なり、又農業及家庭的勞務は大體除外例となつて居るけれども、原則としては少くとも比較的勞苦多き工業的職業は、多く此法律の支配を受くるものと斷言することが出来る。その中十四歳以下の兒童の勞働を禁ずるものは、アラバマ、アルカンサス、コンネチカット、フロリダ、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンサス、ケンタツキー、ルイジアナ、メイン、メリーランド、マサチューセツツ、ミネソタ、ミシシッピ、ミッスリ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニューハンプシャー、ニューヂャーシー、ニューメキシコ、紐育、北カロライナ、北ダコタ、オクラホマ、オレゴン、ペンシルヴァニア、ロード・アイランド、南カロライナ、テネシー、ヴァーモント、ヴァーヂニア、西ヴァヂニア、ワイオミングの諸州である。又特別なる許可ある場合に限り十四歳以下の兒童の勞働を許すものは、アリゾナ、コロラド、デラウエア、ヂョーヂヤ、ウイスコンシン、華盛頓の諸州である。最少年齡を十五歳と定めて居るものは、ミシガン、南ダコタ、テキサス、ユトの各州、十六歳以下の少年は特別なる許可を受くる必要ありとするは、オハイオ州である。

次に、少年の勞働時間限度を表示すれば左の如くである。

十時間若くは其以上の州——ヂョーヂヤ(勞働者年齢二十一歳まで)、北カロライナ(同十六歳)、北ダコタ(同十六歳)、ルイジアナ(同十八歳)、ニュー・ハンプシャー(同少年十六歳、少女十八歳)、テキサス(同十五歳)、南カロライナ(同十六歳)。

九時間の州——フロリダ(同十六歳)、アイダホ(同十六歳)、ミシガン(同十八歳)、ペンシルヴァニア(同十六歳)。

八時間制(十六歳以下の勞働者)の州——アラバマ、アリゾナ、アルカンサス、カリフォルニア、コロラド、コンネチカット、デラウエア、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンサス、ケンタツキー、メイン、メリーランド、マサチューセツツ、ミネソタ、ミシシッピ、ミッスリ、ネブラスカ、ネヴァダ、ニューヂャーシー、ニューメキシコ、紐育、北ダコタ、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、ロード・アイランド、テネシー、ユト、ヴァーモント、ヴァーヂニア、華盛頓、西ヴァーヂニア、ウイスコンシン、ワイオミング。

メイン、ネブラスカの二州を除き、その他の凡ての州は、この外更に、少年勞働者に對する一週間の勤務時間數を、大抵四十八時間に制限し、唯だヂョーヂヤ、ルイジアナ、北カロライナの三州が六十時間を認許して居る。以上列記したる諸州の中、二十四州は、上記の規則によつて許可せらるゝ勞働時間數の中に、補習教育學校に於いて費さるゝ時間を加算する。少年の夜業は殆んど凡て

の州に於いて禁止せられて居るが、唯だ夜の時間といふ概念が州によつて夫々異なつて居る。之に關する何等特別なる禁則を有せざるは、モンタナ、南ダコタ、テキサスの三州のみである。少年労働者に對する日中休息を規定するは、カリフォルニア、デラウエア、アイオワ、カンサス、ルイジアナ、メイン、マサチューセツツ、紐育、オハイオ、オクラホマ、オレゴン、華盛頓、ウイスコンシンの諸州である。

總括して之を見れば、十五歳以下の少年の労働は、假令、紐育、シカゴ其他の如き大都會に於いては、尙ほ大なる範圍に亘りて行はれ、然かも往々輿論の猛烈なる攻撃を受くる底の、頗る願はしからざる形式に於いて行はるゝ場合も絶無ではないが、數字的に見て決して重大ではなく、労働に従事する少年は總數の八・五パーセントに過ぎない。但し南東部諸州に於いては少しく趣を異にする。それは、南東部に在りては少年特に黒人少年を盛んに使用する結果、例へば北カロライナ州は一六・六パーセント、アルカンサスは一八・五パーセント、ジョージアは二〇・八パーセント、アラバマは二四・一パーセント、南カロライナは二四・四パーセント、ミシシッピは二五・九パーセントの就業率を示して居る。謂ふまでもなく、少年労働は最も多く農業に於いて見出だされ、その中でも特に棉絲の收穫に従事する場合に、時としては今日も尙ほ頗る不當なる形式を示すものゝ如くである。

## 第七章 労働市場

### 第一節 労働紹介

米國の労働市場政策に就いては、今こゝには唯だ簡單に、労働紹介の方法が極めて多様なること（經營に於ける被傭者の需要、通信及紹介、廣告等）、營業的なる職業紹介が尙ほ重大なる役目を演じつゝあること、並にその際に種々の弊害の少なからざること等に注意を促しておかう。

公共的労働紹介の制度は、十州に於いて確立せられて居り、又移民局の創意により大戦の動員及復員の間著しく増加したる國立の労働紹介施設は、現在では多小——恐らくは一時的ではあらうが——制限を加へられて居る。之に反して、農業に對する勞力仲介の施設は、依然として重要さを減じない。之に關して看過すべからざること、農業の不振なる状態及び農業に於ける賃金の比較的低下と關聯して、大戦後の農業界に於いて夥しく田園よりの逃避が行はれ、一九二二年の一箇年のみを以てしても、百十萬人以上の労働者が田園から都會に歸還し、一九二四年に至つて漸く此趨



勢が停止したといふことである。其他では、所謂國內移住、即ち、田園勞働と都市勞働との間に、非常時以外に於いても亦行はるところの移動の如きが、注目すべき現象である。此現象は一般に上にも屢々述べたる如き甚だ頻繁なる職業變更、並に多數の米國勞働者の遺傳的なる漂浪癖に於いて示されて居る。此怪癖は過去數十年間、西部地方の開発に取つて重大なる意義を有し、而して今日では廉價なる自動車の爲めに新しき形式を採つたものである。又顯著なる季節的現象は、毎年六月乃至九月の時期に於いて南部より北部に向ひ、テキサスよりミネソタに至り、更に進んでカナダにまで、小麥收穫の進捗と共に移動する十萬乃至二十萬の收穫勞働者である。彼等は頗る種々雑多なる種類の勞働者の集團であつて、或は零落したる農夫、或は工業勞働者であり、或者は極めて進歩完成したる收穫機械の操作の爲めに使はるゝ専門勞働者、或者は實施見學の學生である。彼等の集團編成は、其都度、他の産業部門の孰れかに於ける不況によつて種々なる變動があり、そして獨逸勞働組合の報告に據れば、約百萬の米國勞働者が、少くとも一度は小麥遠征軍に加はつて居るといふことである。又之と類似せる季節的南北移動は、棉絲收穫期中にも行はれる。

## 第二節 移 民

米國の勞働市場政策に對する移住の意義を知らんと欲するならば、單に國內移住のみを見たゞけでは足りない。更に外國よりの移民に對して一瞥を與へなければならぬ。蓋し移民は、米國の勞働市場が、當初より採つて以て糧とせざるを得なかつたものであり、而して今日に於いても依然として、米國の勞働市場及び米國の一般社會政策に取つて紛々と論議せらるゝ意義を有するものである。故に米國移民局が勞働省の管轄下に在ることは、頗る當然の理由あることである。何となれば、移民の問題はその大部分に於いて正に勞働問題と一致するものなるが故である。合衆國が一八二〇年乃至一九二三年の一世紀間に、總數約三千五百萬の移民、(その中少くとも半數は勞働者であつた者、若くは勞働者と爲らんことを欲したる者である)を收容した事實に鑑みれば、抑も米國の勞働市場が、その供給の方面よりしても、亦大抵の歐洲諸國とは全然別個なる廣さを包含せることは、多言を俟たずして明かである。それで勞働市場の一次的氾濫に對する憂慮より、又同時に、勞働力の搾取を防止せんとする意圖よりして、一八八五年中に既に謂はゆる「契約勞働者法」の發布を見るに至つた。同法は諸外國の勞働者が、合衆國移住をなす爲めに米國企業家と締結したる諸種の契約を無効と宣告したるものである。一般に移民立法は、最初の間、好ましからざる分子(不具者、精神病者、無學者、經濟的無能力者、犯罪人、無政府主義者等)を遠離する意味に於いて、品質を改

善する効果を擧ぐることを目的とするに止まつて居た。又一八八〇年代には支那人及日本人に對する移住禁止令が現はれ、その後の數十年間には、更に一般的なる數量的制限の要望が次第に増加し來つた。此制限は、當初、或は公共的勞働に於ける外國人使用を禁ぜんと欲したる（例へばイリノイ及び紐育の如し）、或は私人的經營に於いても亦外國人使用に對して課税せんと欲したる（ペンシルヴァニアの如し）、若くはその數の限度を定めんと欲したる（アリゾナの如し）諸州に於いて試みられた。併し此立法は、憲法違反と宣告せられた。然るに、大戰後に至り、中央政府自身が、殊に一九二〇年秋に起つた經濟界危機及び大衆失業の事實を見るに及んでこの移民制限の思想を——一九二二年五月十九日發布の法律によつて——法律として發表するに至つた。併し接壤國たるメキシコ及カナダは、依然として何等の制限を受けず、而して爾餘の諸國よりは總計三十五萬人の移民が認許せらるゝことになつた。而して一九二四年五月二十六日發布の法律は、更に此制限を狭め、其後効力を生ずべき他の法律は、益々許可せらるゝ移民の數を減少して居る。即ち一九二三年乃至一九二四年の一箇年に於ける移民數は、尙ほ七十萬を突破したるに拘はらず、一九二四年乃至一九二五年に至つてそれは僅に三十萬に低減せられ、而してその中殆んど半數はカナダ及メキシコより——若くは更に正しく謂へば此兩國を經由して——渡來した。抑も移民制限の要求が、被傭者間には既

に久しき以前より現はれたことは頗る自然の數である。蓋し被傭者階級に取りて、特に不景氣時代に於いては、勞働力供給の増加は甚だ迷惑なる競争として痛感せられたからであり、特に移民は、賃銀を低下せしむるが故に、一層此感が深いからである。然るに雇主側に於いても、亦この廉價なる勞働供給に對する興味が、一見不思議にも次第に減退した。といふのは、一方生産合理化に伴ふ勞力節約と關聯し、他方には亦數多の移民を使用せる經驗が頗る不満足な結果を示したからである。（序ながら、獨逸の勞働移民は、特に専門勞働者として頗る尊重せられて居る）。最後に、被傭者の間にも雇主の間にも一樣に、移民の排斥に賛成を寄せしめたるは、國民として立たんと欲する意志の増大に伴ふ政治的理由も、亦與つて力があつた。斯くの如くにして、移民が米國の勞働市場に對して決定的意義を今日も尙ほ依然として喪失しないのは、單に東部地方に於ける若干の港灣都市及びカナダやメキシコと直に接壤する國境地方に於いて然るのみである。

### 第三節 市場政策

合衆國に於ける市場調節政策は、市況の波動を平均せしめんが爲めに、若くは少くとも之を緩和せんが爲めに、極めて大なる努力を爲しつゝあるのであり、又それは經濟的手段と共に、注目すべ

き社會政策的効果を結びつゝあるのであるが、今茲では單に次の數事項に於て注意を促しておかう。

第一は規格化に對する期待である。即ち賣手も買手も共に少數の見本に制限せらるることに甘んじ、此等の見本によつて、賣買が平均的に行はるゝことを目的とすることである。次には或種の職業に於いて、季節的性質を緩和し、商業習慣、公衆の無思慮及び氣候風土の障害を克服せんとする努力の盛なることを注意しなければならない。又その貨銀政策の方面に對しては兎角の議論こそあれ、割賦拂式販賣が、賣上の平均性増加に貢献し、急激なる注文殺到を避くると同時に、亦顧客の激減を防ぎ、資本の循環を促進し、資本の利用を一層活潑ならしめ得るものであることを特筆することが出来る。次には經濟的活動の程度に應じて銀行の信用政策を確立せしめ得たる諸力並に中央豫備局が此等の諸力を利用したる方法も、亦之を記憶しなければならぬ。過去に於いて、特に一九二三年の好況時代に、再割引の騰貴と有價證券の拒絶とが、經濟界に運用せらるゝ資金を著しく昂騰逼迫せしめたるが爲め、危く現出せんとしたる「俄景氣」を未然に防ぐことを得たること、並に一九二四年の沈滞時代には反對の處置が行はれたるが爲め、再割引は低下し、有價證券材料は市場より採り去られ、經濟資本が低廉増加したることは吾人の目睹したるところである。最後に注意すべきは、勞働市場に於いて供給及需要の甚しく動搖するを平衡ならしめんが爲め、公共的要求と仕

事とを一層精密に計量し、時には之を先取して調節の効を完うすることである。

#### 第四節 勞働者訓練

(一) つぎに考察すべきは、職業考查、養成所及び職業教育の問題である。米國に於いては、所謂専門勞働者問題を何等重要視して居ないとか、特に所謂傳送器コンヴェイヤーに於いて具體化せらるゝ近代的米國生産技術は、職業教育に關する考慮を無用のものと化せしめたかといふ見解は誤まつてゐる。實際上、米國の特殊なる事情は、職業教育に於いても幾多の異なる制度を現出し、各州の間にも種々雑多なる差異が存在する。兩者とも極めて自然のことである。又一面に於いては移民といふ事實が、此點に於いて重要な役割を演じて居る。抑も教育せらるべき人間が、同一なる人種及言語、同一なる豫備教養を有するものであるか、將又それが全然相異なる文化階段と言語とを有する幾多の國々より求められたるものであるかは、決して無頓着に同一視すべきことではない。更に亦生産の形式、並に之に對して必要な豫備教養、而して特に學校制度が、各州相互の間、又は都會と田園との間に甚しく懸絶を示しつゝある人口密度の差によつて著しく條件付けらるゝことも、決して看過すべからざる事實である。米國に於ける「邊境人」即ち西部地方開拓の先鋒者等は、人跡稀なる僻

の荒野に於いて、謂はゆる「手八丁」の者でなければならなかつた。彼は單に土地耕作に於いての相當の知識を必要とせるのみならず、亦多少とも、大工であり、指物師であり、鍛冶職其他でもあることが必要であつた。而かも勿論凡て此等のことに於いて専門勞働者であり得る譯はなかつた。

して此と同様な状態が合衆國の中、最後に開發せられたる諸州の農夫に對して、今日も尙ほ依然として或程度まで適用せられるのである。斯の如き種々なる職業に對する部分的知識を有するといふことが、米國人が比較的無造作に、一つの職業から他の職業に轉じ得る理由であり、而して新しき國土特に合衆國の如く久しい間激甚なる市況動搖の影響下に在りし新國土に在りては、一層有利なる状態である。併し乍ら此等のことは、畢竟必要に迫られ己むことを得ざるに出でたものであつて、決して他の事情にある者によつて、故意に庶幾努力せらるゝものではない。米國職業教育の問題を、輕々一舉手にして解決し得べしと信する世上幾多の論者は、正しく此點を看過する者である。

(二)事實上現今の合衆國に在りては、職業考查に對して重要な意義が認められて居る。此は、特に大戰以來、當初は稍々偏頗的に精神物理學的着眼點の下に應用せられたものである。戰爭中の「テスト」といふことが、先づ各個人の能力を確認せんが爲めに、軍隊に於いて施行せられたこと

は人の知る如くである。而して、それが復員及び復員せられたる兵士の經濟界歸還に當つて、一個の役割を演じたことは明白なる事實である。工業界は新進勞働者の採用に對しても之を應用した。その他精神物理學は米國に於いて幾多の方面に利用せられて居る。併し乍ら當時の精神物理學的採用試験に對しては、瞬間的心理状態及影響並に諸種偶然性によつて職業を決定する嫌ありといふ、道理ある非難が向けられたが、今日の職業査定は、補習學校に於ける繼續的觀察を根柢とする新しき基礎に立つものである。此等の補習學校では、學生に對して諸種の職業を習得し、隨つて廣き基礎に於いて職業を選択する機會を與へ、而して其際に學生に對して相談對手となることを以て、絶えず特別の任務と見做して居る。

(三)職業教育に就いても、幾多の施設が行はれ、特に、大規模經營及び所謂傳送器勞働が著しく發達して居る工場に於いて、之に對して注意を向けて居る。養成工場及び工手學校は日を遂うて増加しつゝある。教育期間は、平均して歐洲に於けるよりも短くない。實地教育は確乎たる計畫に従つて、比較的重要なる凡ての職業的仕事に就いて洩れなく施され、之と相並んで理論的教育も施される。之は、その細目に於いては、勿論職業の種類如何に隨つて異なるが、併し亦例へば經濟學、經營組織學、公民的政治教育、並に——就中忘れてはならないのは——英語の如き一般的知識を目標

とするものである。その他にも、亦例へば獨逸に於いて一般に行はれて居る徒弟教育など、比較すれば、種々なる差異がある。それ故に、労働者としての限界は、獨逸に於けるよりは伸縮性が多い。徒弟は、修業時代の晩期に至れば、往々にして既に可なりの収入を得べき境遇に至ることが出来る。而して各經營は、能率を高めんが爲めに徒弟の収入増加を奨励する場合が多い。又一定の業績を示し得る徒弟に對して、修業年限短縮の特典を與ふることも決して稀ではない。

徒弟問題に對しては、労働組合も亦特別なる注意を拂つて居る。所謂ユニオン・ショップに於いては、多くの場合に徒弟問題が雇傭契約の中に規定せられ、徒弟員數の絶對的及相對的の限度に關する規定や、時としては修業課程に關する規定までも契約に含まれて居ることがある。労働組合は徒弟組員として承認する。この場合徒弟は十分なる権利をこそ享有しないけれども、例へば福利施設の恩恵に均霑するといふが如く一部分の権利を有する組員と爲り得るのである。多くの労働組合は、今日も尙ほ所定の修業を遂げたる労働者に限りて組合に加入することを許して居る。最後に、修業の經濟的評價を明かに示すものは、修業せる労働者と然らざるものとの賃銀の差が頗る大きく、而して——獨逸に於ける趨勢と相反して——大戰後に至り此差が一層増大したる事實である。

(四)實地的職業教育及職業査定と密接に關係して、特に重大なる意義を有すと認めらるるものは、

は、補習學校である。一九一七年に米國議會に於てスミス・ヒューズ法が可決せられたが、本法は、學校教育制度に一定の施設を實行した諸州に對して、財政的援助を與ふるものであつた。而して之に支出し得る資金の三分の一は、謂はゆる“Part-time-school”として設立せらるる補習學校の爲めに留保せられた。二十三州が十四歳乃至十六歳——の若干の州に在りては十八歳——の少年少女をして強制的に此種の學校に於ける教育を受けしむる法律を有し、此等生徒の數は現今既に數十萬に達して居る。此種の學校は普通學務局の管轄下に置かれてあるけれども、その重を措くところは、普通學の繼續といふよりも寧ろ職業教育に在る。それは各生徒の職業の周圍に、必要なる技術的知識の狭き輪と一般の經濟的並に政治的教養の廣き輪とを繞らすことを目的とするものである。之と類する「並列」即ち學校教育との間に於ける交互關係は、上つて大學教育に至るまでも存続する。合衆國に於ける學校教育制度の近代的努力が有する意義に關しては、尙ほ別に述べるところがあらう。

## 第八章 其他の社會政策

本稿は本來主として狹義に於ける社會政策、即ち勞働者の狀態、並に之に對する諸般の影響に限りてその概觀を傳ふるを目的としたものであるけれども、尙ほ進んで廣狹兩義の社會政策の中間なる境界區域に在る諸問題の中、少くともその最も重大なるものに就いて一言することを妨げないであらう。

## 第一節 住宅政策

(一)冒頭第一に記すべきことは、一般人と同様、勞働者にとつても亦特に重要な生活條件たる住宅政策である。概して住宅問題は、合衆國に於ける勞働階級にとつて社會的並に保健的立場から觀て、好都合なる状態を採り來つたと謂ふことが出来る。「一九二〇年に統計二四、三五一、〇〇〇を算へた米國の住宅中、四五・六パーセントは住居者の所有に屬し、殘餘の五四・四パーセントが借家人によつて居住せられた。更に此の一千一百万戸の自己所有住宅中、六一・七パーセントは何等

の負債を有せざる無疵の家屋で、三八・三パーセントが擔保として債務を負うて居た。又同年に米國に於ける一個の家族は、平均して、四・三人、一戸の住宅には五・一人が所屬した』(“Gewerkschaften” 一七六頁)……『それ故に吾人は米國勞働者の努力が——特に彼等が結婚せんとするとき——獨自所有の住宅を有つことに向つて傾注せらるゝことを知るのである。而して此の如き住宅は、出来るだけ、單に家族住宅たらしめんとするものである。即ち一九二四年に發せられた建築許可の中、四七・四パーセントは單に一家族用住宅、二二・四パーセントは二個家族住宅、殘餘の三二・二パーセントが數家族用住宅に對するものであつた。換言すれば總體の住宅の約半數は、單一家族の爲めにするものであり、二個以上の家族を容るゝ目的のものは僅にその三分の一弱に過ぎなかつたのである』(Miller 一七一頁)。

米國都市の印象は、如上の數字を確證する。謂ふまでもなく、此處にも亦場所に依つて幾多の差異がある。米國南部地方の荒原に於ける、若くは岩多き山脈地方に於ける植民の端緒は、今日も尙ほ頗る原始的である。此の原始的典型を爲すものはトタン浪板のバラックで、以前は同じ屋根の下に居酒屋を設けてあつた、所謂「雜貨屋」を取圍んで、最も重要な手職人の家が立ち、土地開墾會社や保險代理業者の事務所から、更に進んでは彼此の宗教的團體の祈禱所が見受けらるやうになる

のである。而かも斯の如き最も邊陲の地に在る新開地に於いてすら、米國人の一流の、直角に交叉する幾條の街路を築造しなければ氣の済まない努力の跡が窺はれる。かうした道路は米國都市の特徴であつて、往々單調平板の印象を與ふる嫌が無いではないが、併しかの驚くべき自動車交通は獨り之によつてのみ可能となるのである。而して斯うした市街中心は間もなく廢物となつて、幾層の事務所建築が之に代り、住宅區域は次第に周圍の郊外に追ひ遣られるを常とする。此等の住宅區域は以前には單調を極めた、併し今日では變化の中に相互調和を保てる單一家族若くは二個家族用住宅の形式に於いて、何處までも周圍の土地へ延びて行くのである。斯くて吾人は、現今の米國大都市に於いて、殆んど純粹に事務區域となり了つたシテイの周圍に、住宅區域を包括する幾方哩の地域が、種々雑多なる高速交通機關、就中、色とり／＼なる自動車の大群によつて都市中心と結び付けられ、庭園、小公園、保存地區(Reservation——特に保存せらるゝ森林の殘餘)、スポーツ區域、沐浴設備等によつて、風情深く中斷せられて居るのを目撃する。併し都市が最近時代に於ける産業的組織者によつて新しく創立せらるゝ工業的企業に屬する多數人々の爲めに、特殊の目的を有する施設として創建せらるゝ所、例へばギャリー市の如き都市に在りては、他の都市に於ける數十年間の發展経路が當初から直に基礎計畫の中に取り入れられ、工業區域、事務區域たるシテイ及住宅

區域の三者の分類が明確に實施せられて居る。併し乍ら斯種の特種都市以外に在りても、亦建築地帯區別の思想は、米國の各都市に於いて次第に増加し、都市住民の四〇パーセントは、既に地帶的に區別せられたる團體生活をなして居る。

斯く住宅問題は、一般に見れば頗る健全に見ゆるが、一方に暗影を有することは謂ふまでもない。特に鑛業地域に於いては、建築制度の取締は、或は保健的見地よりして、或は社會的見地よりして、頗る不満足の状態を免れない。一九二二年乃至二三年に行はれたる一調査に據れば、鑛業地域の住民が生活しつゝあつた一〇九四の共同團體中、その八一は、鑛業會社に附屬して居た。其際調査せられたる労働者の三九パーセントは工場附屬家屋に住居し、訪問せられたる八、〇〇〇以上の住宅の中——米國に取つては驚くべき状態であるが——浴場又は灌水浴を有したのは僅に三パーセント、導管用水を有したのは二〇パーセントに過ぎず、鑛業會社によつて管理せらるゝ區域の六一パーセント、その他の地區に至つては更に甚しく、僅にその二九パーセントが下水設備を有したのみ。而して褐炭産地域に在る村落の中、完全なる排水系統を備へたのは、實にその四パーセントを出でなかつたといふ状態である。恐らくは米國に於ける大都市の舊區域に在りては、所々に、尙ほ一層甚しく不適當なる住宅状態が残存することと思はれる。

(二)不健康住宅に對する征服戰は、謂ふまでもなく日をう逐て盛んである。建築様式、廣さの最小限度、防火耐火施設、衛生設備等を規定する住宅法は、ミシガン、ミネソタ、アイオワ、紐育の諸州に於いて施行せられて居る。特に移民の滔々たる潮流が一度に落ち合ふが爲めに住宅難の最も甚しき紐育市に於いては、住宅監督の方面に於いて、四百人の吏員が働いて居る大規模の「借家局」を設けた。他の諸都市に於いては、無数の私營住宅紹介業者と相並んで、適當なる住宅を紹介するを目的とする所謂「住宅局」が設けられて居る。

(三)以上の事實は、吾人の叙述を導いて、合衆國に於ける住宅難の問題に轉ぜしむる。抑も此問題は、米國に於ける自有住宅の數の極めて夥しきこと、随つて收容能力の弾力性のより大なること、並に戦後に於ける資金豊溢せること等の事實と關聯してその程度は決して歐洲諸國に於けるが如く痛切ではないが、それでも戦後の數年間に現はれ來つたことは争ひ難い。かゝる現象が生じたる原因は、戦争中に於ける住宅建築の減少及び戦争結婚の外、戦争後に至つて移民が一時的に激増したること、並に恐らくはそれよりも更に大なるは、農業が一時頽廢したる結果として少なからざる農場が放棄せられ、随つて都會居住の要求が増大したることを數へなければならぬ。そこで合衆國の或部分では、住宅建築を公共の手に委ねようとする考が方々に起つた。斯かる住宅建築法案はカ

リフォルニア、北ダコタ、ペンシルヴァニア及び紐育の諸州に於いて提出せられたが、遂に何處でも採用せられなかつた。此の住宅公營案よりも有力なる効果を挙げたものは、建築及び金融會社の手により、或は又、既に述べたる如く個々の經營内に於いて、組合組織を基礎として住宅の建築を爲すことであつた。借家監督法は——家賃が甚しく高いことは既に述べた如くである——紐育市及コロムビア區に於いて實施せられて居る。其他幾多の州及都市に於いても之と同様なる試みが行はれたけれども、大抵は斷念せられた。紐育に於いては、新建築に對する税金免除の方法が、住宅問題を緩和する點に於いては多少の効果を挙げたやうに見えるが、併し同時に建築熱が餘りに急激に高まりたる結果、投機の弊を生じたといふ非難が起つて居る。

## 第二節 文化状態

米國の住宅が、その外面的状態に於いて概して快適なるが如く、その内部的設備も亦同様に愉快に出來て居る。而して此事實は、吾人をして更に米國の文化状態について一言を費すの要あらしめる。但し茲に述べ得るのは、此文化状態が、社會問題としての範圍内に於いてあることは謂ふまでも無い。之の際にも亦看過することを許さざる事實は、合衆國の最大なる部分が新開國土であること



と、随つて凡そ文化の最高成果は、それが長星霜を経て甫めて成熟することを得るものである限り——即ち特に造形美術及び音樂等に於ける成果の如き——此國に在りては今漸くにして出生の階段に到達したるに過ぎないといふことである。米國人の特に顯著なる實利性は、文化の發展をして、主として技術的文明の軌道に趨かしめた。然かもそれが一般化の強き傾向を有するといふ特徴は疑を容るゝことが出来ない。それ故に最高成果に於いて恐らくは缺けて居るであらうと覺しきものは、或意味に於いて横への成功によつて補はれて居ると謂ひ得る。全體として有利なる經濟的事情や移民の民主的精神は、文明的進歩と文化的價値に對して、比較的に廣き——平均すれば、歐洲の何れの國に於けるよりも一層廣き——範圍の民衆が、普ねく參與し齊しくその恩恵に浴し得るといふ結果を齎らして居る。就中教養の門戸は、合衆國に於いて最も廣き層に對して——之を各人悉くに對してと稱するも決して過言ではない——公開せられて居る。各階段の高級學府の數は異常に多く、富者が彼等の財産若くは収入の主要部分を擧げて教育機關に寄贈することが、米國に於ける公衆道徳の要求であると認められて居る。専門學校及大學の學生數は、一九〇〇年乃至一九二二年に、一四、〇〇〇人より四三八、〇〇〇人に増加し、その中、男子は七五、〇〇〇人より二七〇、〇〇〇人に女子は三九、〇〇〇人より一六八、〇〇〇人に増加した。而して既に他の問題の條下にも特筆したる

が如く、職業、職業教育及一般教養の三者の關係を出来る丈け活潑ならしめ、且つ之と同時に、知識及教養の中心に職業を置くことが努められて居る。是れ合衆國が勞働學生々活の本場であり、ここではあらゆる年齢とあらゆる地位の人々が學問を修め若くは續けつゝあり、而して到る處に正規の教育課程の外に、特別な夏季講習其他の休暇を利用する講習が行はるゝ所以である。而して此の如き方法によつても亦實際的勞働界の中へ、幾多の知識と文化價値に於ける共有が添加せらるゝのであつて、是れ亦社會教育的、社會政策的、並に政治的立脚點より觀て、頗る有意義であることは吾人の看過すべからざる事實である。

## 第三編 獨逸に於ける社會政策

### 第一 獨逸社會政策の歴史

#### 第一章 社會問題の發生

社會政策的努力が行はるゝに至つた原因は、謂はゆる「社會問題」の出現にある、而して社會問題は、勞働者階級、即ち新しき經濟的に隷屬的なる職業階級の起生の結果である。獨逸に此階級が形作られたのは、第十九世紀の冒頭、即ち従前の農業及手工業國が近代的工業國へ發展推移し、而して之により、獨逸國民の中に漸次に資本主義的離合集散の機運が熟し來つた時のこゝである。

#### 一 プロレタリアートの發生

破天荒なる諸種の發明（紡績機械、織物機械、蒸汽機械、製紙機械等）に伴つて著しく發達せる

工業は、當初その勞働力を、種々雑多なる民衆層より採り來つた。是より先き、農民の解放、並に舊來の同業組合及職人制度の廢滅は、勞働力の夥しき數量を、工業的勞働市場の爲めに自由ならしめた。斯くして新しき工業的企業 被傭者の大多數は、一方、從來の獨立の農夫及び自宅所有者にして零落せる者、及び當時一般に適用せられて居た相續法によつて、自己所有の土地の上に於ける生計の樹立を拒まれたる、父の死後に出生せる農民の子(當時の相續法によれば、此等の兒は遺產贈與の恩恵に浴するこゝが出来なかつたので、自己の土地に在りて生計を營むこゝが甚だ困難であつた——譯者)より、及び他方、その手工業的生計が經濟の工業化の犠牲となつた従前の親方及び職人より集成せられたものであつた。續いて人口の自然増加の爲めに、農民及び手工業者として生存を營み得ざる者の數は、益々多きを加へ來つた。そこで此等餘剰の人口は、脅かし來る窮乏に追はれて、今まさに駭々として發達しつゝある工業の門を叩いて保護を仰いだ。然るに一方、當時既に存した勞働者階級は、その急激なる自然増加——これは一部分、結婚年齢の低下、年少勞働者が容易に收入を得るこゝが出来たこゝの結果である——の爲めに、前者と同様に、勞働を求むる者の大群を、續々市場に向つて送り出した。之に加ふるに、かの資本主義創立者時代の初期に在りては、漂浪者、乞食及び階級落伍者の如き、他のあらゆる種類の要素が市場に流れ込んだ。

## 二 自由勞働契約とその影響

その時代の企業家階級に對し、その工場製造場との爲めに提供せられたる勞働力の多大なる供給が、忽ちにして過剩となつたこゝは、上に述べたる諸種の事實によつて、之を説明するこゝが出来来る。此の被傭者階級は「自由」であつた。言ふ心は、各個の勞働者は、法律の形式よりすれば、完全なる人格的、經濟的並に政治的獨立性を有した。是に先だつ二世紀によつて既に準備せられたる「自由なる勞働」の勝利は、今や完成せられた。而して、此の新しき賃銀勞働階級は、亦前者と別個の様式に於いても自由であつた。彼等は、如何なる經濟的背景からも自由であつた、彼等は、その勞働の收穫以外のあらゆる生計手段から自由であつた。病氣、災害事故、工場閉鎖、賣行及び信用危機は、毎日、勞働者から彼れの唯一無二なる収入源泉、即ち彼れの勞働力を賣渡すべき可能性を奪ひ、彼をして窮乏に陥らしむるこゝが出来た。危機と好景氣と新しき技術とは、一時的に忽にして勞働力を休止せしめ、又忽ちしてこれを過度に緊張せしめた、そしてその勞働者階級に取つての必然的なる結果は、一生を通ずる生存の不安定であつた。假令勞働者は、形式的にこそ、條件が彼に適當なりと考へられたる場合にのみ、勞働關係に就けばよいといふ權利を有したとは謂ふものの、

實際に於いては、苟も餓死することを欲せざる以上、否應無しに勞働に服さざるを得ざる窮地に在り、且つプロレタリア的再生産より生ずる勞働力の供給過多に直面しては、彼れの緊迫状態を知悉する企業家の要求に、當初より甘んじて屈從するの外はなかつたのである。斯くて、當時の舊式なる理論家が、偉大なる人道的成果の如くに考へた「自由なる勞働契約」こそ、實は却つて、勞働階級の窮乏の原因、彼等のプロレタリア化の原因となつたのである。

試に、幾多の記述によつて喧傳せらるゝ、かの當時の状態を想見せよ。尙ほ未だあらゆる衛生設備を缺いた陰濕なる仕事場、作業室、多くの經營の喧噪、熱悶、危険なる塵埃飛散（燐、水銀、鉛錫、砒石等の加工）を、而して男女の勞働者は、此裡に在つて十二時間乃至十五時間、更に作業交替の場合には、二十四時間を通じて、月々年々繰り返へさるゝ同一單調なる勞働を行はなければならなかつたのである。更に又僅に「手より口へ」の生活を許すに過ぎざる苛薄なる給料や、不十分なる住居状態や、工場及鑛山の勞働に對する兒童の甚しき苛使（ラインの工業地方では、四歳の小兒が普通工場に、八歳の小兒が鑛山に於いて勞働した）やに想到せよ。何人もマルクスが、此の状態を「勞働、窮乏、勞苦、奴隸制、野獸化、道徳的墮落の集積」と言へるの、極めて剴切なるを感ずるに違ひない。

第十九世紀の中葉に端を發して、今日に至るも尙ほ未だ全く終結を告ぐるに至らざる、凡ての改

良及び變革の努力の中心に立つたものは、謂ふまでもなく、此の新情勢全體の主要原因たる「自由なる勞働契約」であつた。而して此等努力の對象は、或時は法律行爲其ものゝ内容及び決定であり或時は契約書に明白には記載せられざるも、その事實上の背景を爲すところの、あらゆる事情（經營規定、經營の技術的並に衛生的状態等）であつた。

## 第二章 獨逸各聯邦に於ける社會政策の端緒

### 一 一八三九年の兒童保護法

獨逸に於ける社會政策的方策の第一歩は——プロイセンに於いて發布せられたる——兒童保護法の形を以て踏み出された。此の點は英國に於けるその軌を一にし、たゞ工業的發展の速度の緩慢なりしだけ、法律發布の時期が稍々遅かつたのみである。之に對する動機となつたものは、ライン—ウエストファールンの工業地で、兒童を工場勞働に濫用したる結果、軍事的の服務能力が著しく衰退したことを、一八三八年に政府が公表したところである。該法律は一八三九年に發布せられた。

それは、九歳以下の兒童に對して勞働を一般に禁じ、十六歳以下の少年に對しては、一日最高十時間勞働を規定し、夜業及び日曝作業を禁止するものであつた。

## 二 工場監督制の施行

兒童保護法の實施に當りて、地方警察の工場監督と相並んで、一種特別なる監督の必要が間もなく發した。それ故に、一八四五年に至り、保護規定の嚴守を確實ならしめんが爲めに、省令に依つて特別なる「地方委員會」を設置し、これに法律規定の遵守に關する監視を委任した。此制度は、一八五三年に任意的工場監督制により、更に一八七八年に至り強制的工場監督制の施行によりて、補充せられた。

プロイセンと同様なる保護規定は、一八四八年までは唯だバイエルンにあつたのみである。その後、他の各聯邦にも漸く社會的立法を見るに至つた。

## 三 獨逸勞働階級の消極性

フランス及イギリスに於いては、ルイ・ブラン、サン・シモン、ブルードン、フーリエー及びオー

ウエン等諸星の影響の下に、勞働階級は是より先既に階級としての彼等の力を意識し初め、且つ政治的生活に影響を與へんとする企圖を敢てしたるに反し、獨逸に於いては、尙ほ依然として、勞働者が相互の密接なる關係を全然意識せず、何等の方法に於いても組織せられざる烏合の集團が形作られて居るに過ぎず、ヴィルヘルム・ヴァイトリングの如き天才的煽動家すらも、此の集團の陰鬱なる無爲を覺醒することが出来なかつた。

## 第三章 社會主義的及び社會改良的思想の強盛

### 一 プロレタリア的階級意識の覺醒

獨逸社會政策史上に於ける新時代の特徴として擧ぐべきは、大工業の隆盛に伴なひて力強く生長したる工業勞働者階級が、主として、ラサール及びマルクスの思想影響を受けて、彼等の相關連帶性を意識したること、及び、自己を階級として感じ、階級として組織し初めたることである。階級意識の覺醒と同時に、他の非プロレタリア的社會層と彼等との間に於ける相反性の觀念並に、一層

正當にして幸福なる新しき社會秩序と經濟秩序との理想が、油然として彼等の裡に生長した。

## 二 社會民主黨の創立

プロレタリア的階級意識の力強き發達は、ラサールによつて一八六三年に設立せられたる「一般獨逸労働者組合」(Der Allgemeine Deutsche Arbeiterverein)に、その明瞭なる表現を見出した。同年、ライプツィヒに於いて、「労働者同盟」(Der Arbeiterbund)が創立せられた。此同盟は元來自由主義的個人主義的なる基礎に立つたものであるが、後に至つてアウグスト・ベーベル及びヰイルヘルム・リープクネヒトによつて、次第に社會主義の水路に誘導せられ、一八六八年に至つて遂に公然「インターナツィオナレ」の原則に歸依した。越えて一年の後、該同盟は「一般獨逸労働者組合」の舊會員を合して、「社會民主的労働黨」(Die Sozialdemokratische Arbeiterpartei)を作つた。次いで一八七五年、ゴータに於いて、ラサールの「一般獨逸労働者組合」と「社會民主的労働黨」の既成兩黨が、謂はゆる「ゴータ綱領」を根柢とする合同を敢行した。此綱領は、マルクスの非國家的、國際的思想の露骨なる主張を以て特徴とし、國家社會主義的國民主義的の傾向を帶ぶるこゝ多大なるラサールの亞流に對しては、極めて僅少な承認(生産聯合、賃銀鐵則)を與ふるに過

ぎなかつたものである。即ち、獨逸の労働運動に於いては、より多く急進的なる方向が優勢を占め、國際的思想が國民的思想に對して勝を制したのである。

## 三 社會民主黨の發展

兩黨が合同したる後は、嚴格なる訓練と整然たる財政とに於いて特色を發揮した。ユトピア的な目的を立て、且つあらゆる現存の社會及經濟狀態の否定を主張する煽動によりて、同黨は、その所屬員を断えず増加せしむることが出来た。一八七七年、同黨は既に四九三〇〇票を得て、十二人の代表者を議會に有した。社會主義的革命的危險は、かのゴータ綱領が「社會民主黨は、あらゆる適法なる手段を以て、自由なる國家の建設に努力す」といふ一句を含みしに拘はらず、革命が日を逐ふて益々露骨に宣傳せらるゝに及んで、一層明確なる形態を採り初めた。

## 四 ビスマルクの態度

一八七八年の交に至るまで、ビスマルクは労働運動に對して、靜かにその推移を傍觀するに止まつて居たが、今や事情は、彼をして、國家としての對抗策の絶對に必要なるを確信するに至らしめ

た。彼には、先づ第一に國家自身が社會改良的處置を取るこゝが最も適當なりと考へられた。彼は「社會主義的要求の中で、理由あり、且つ現存秩序の境内に於いて實行し得るやうに見えるもの」を實現せんと欲した。道心堅固の基督教徒にして、且つ國家社會主義的思想の確信家たるに加へて、ロートベルツス、ハー・ワーゲナー及びラサール諸家の思想よりも多少の影響を受けたるビスマルクには、下層階級の幸福といふこゝが、夙に胸裡に往來したので、彼は一層喜んで、社會主義的革命を未然に防ぐべき這般の手段を、探るに至つたのである。

### 五 労働組合の起生

此時代に獨逸に生じたる労働組合（職業的若しくは専門的組合）は、英國の労働組合に範を採り同一職業に屬する被傭者を組織して、労働條件の改善によつて被傭者の境遇を向上せしむるの目的を以て創立せられたものである。而して此等組合は、一部分は純粹に社會主義的の傾向を有し（自由労働組合）、一部分は中立的ではあつたが併し進歩黨に接近して居た（獨逸労働組合、又はヒルシユーンカー労働組合）。此等諸組合の社會政策的意義は、労働者階級を經濟的に強固ならしめるこゝいふこゝの外、彼等に階級意識を鼓吹し、自治の訓練及び可能性を與へるこゝに存した。

### 六 教壇社會主義と基督教社會主義

獨逸の社會政策の發展に取つて重大なる意義を有したものは、當時獨逸の大學に於ける國民經濟學の教授にして、従來行はれたる個人主義的經濟政策に反旗を翻へし、徹底的なる社會改良を高唱したる多數の學者の態度であつた（これ謂はゆる教壇社會主義者であつて、アドルフ・ヴァークナー、シユモラー、ローシャール、ブレンターノ、ビュヒアー、及びクナツプ等が之れに屬する）。彼等は、一八七二年に創立せられたる「社會政策學會」(Verein fuer Sozialpolitik)によつて、一個の科學的中心點を設け、之よりして、労働階級に對する國家の義務觀念の變改を促し、且つ獨逸の立法に對して決定的の影響を及ぼした。

獨逸に於ける社會政策的潮流の發達に取りては、社會主義的思想を抱懐する新教神學者の一群（ウイヒエルン、トート、シユトエツカー等。此最後の者は、一八七八年に基督教的社會黨を創立した）及びカトリックの僧侶（僧正フォン・ケツテラー及びヒツツエ）が、口により筆によつて與へたる影響も亦、決して輕視するこゝを許さない。

## 七 社會政策的法律及び命令

かやうに社會政策的潮流の發展の結果として、先づ兒童保護が屢々擴大された。プロイセンに於いては、一八五五年、年齢の最小限度が十二歳に引き上げられ、十二歳乃至十四歳の兒童に對する日々の勞働は、六時間に制限せられた。バイエルンも亦之に類する處置に出でたる外、更に工業衛生に關する命令、就中、燐寸工場に從業する勞働者の燐中毒骨壞疽に對する保護を目的とする命令を發布した。ウユルテムベルク及びザクセンも亦勞働者保護法に着手した。此外、獨逸の諸聯邦に於いて、謂はゆる實物給與制度の禁止（正金の代りに物品を以て勞働者の賃銀に代用し、若しくは彼等に物品を信用賣するこの禁止）が發せられた。

プロイセンの勞働者保護規定を踏襲したものは、一八六九年の北獨逸同盟の營業法である。普佛戰爭の後、此營業法の適用範圍は、全獨逸帝國に擴張せられて、帝國法律と爲つた。その結果の中最も重要であつたのは、これより先きプロイセン及びザクセンに既に存在したる團結の自由、即ち共同して、勞働條件に關する要求を提出し貫徹すべき勞働者の權利が、之によつて、凡ての獨逸聯邦に確立せられたことである。而して、一八七八年に至り、帝國營業法は改正されて、更に一層

嚴格なる「徒弟令」及び一層詳細なる「少年從業規則」になつた。同時に、強制的工場監督制度が、蒸汽力を以て勞働する凡ての經營、熔鑄所、建築現場及び船渠等に擴張せられた。

北獨逸同盟によつて發布せられたる社會政策的法規にして、帝國建設の後には帝國法律と爲つたもので、尙ほ此處に擧ぐべきものは、一八六九年六月二十一日附の「賃銀差押法」である。更に一八七四年の新聞雜誌法に基く言論自由の制定、並に社會的缺陷の下に苦惱する民衆階級に與ふるに、議會に於いて改良を疾呼するの權利を與へたる、普通、平等、無記名、直接の選舉權の施行が、間接に社會政策的意義を有したことは、謂ふまでもない。

此の時代に於ける社會政策的努力の強さ比較すれば、勞働者階級の保護を目的とする法律及び命令の形式に於いて現はれたるその効果は、尙ほ頗る微弱にして不十分であつたを稱するを妨げないであらう。

## 第四章 社會主義取締法及び社會保險

(一八七八年—一八九〇年)



一八七八年より一八九〇年に至る間に、獨逸社會史上、頗る意義多き二つの事件が起つた。社會主義取締法の發布も、社會保險の實施も、即ち是れで、共にビスマルクの業である。

### 一 社會主義取締法

社會民主黨が、日を逐つて益々、急進的なるマルクスの水路に深入りしたる事實、その非國家的態度及び無際限なる國際主義的煽動は、流石に、あらゆる國家社會主義的傾向を有するに拘はらず依然として餘りに甚しく個人主義者であつた宰相ビスマルクをして、國家權力の威嚴に經濟生活の自由が、此の趨勢に直面して危殆に瀕するの憂を除かんが爲め、斷乎として、「社會民主黨の公安に害ある努力」に臨むに、一例外法を以てするの、決意をなさしむるに至らしめた。彼は議會の解散に新選舉によつて、一八七八年、社會主義取締法を實施した。それは、社會民主々義若しくは共產主義の傾向によりて現存の國家及び社會秩序の顛覆を目的とする、一切の結社を禁止した。更にそれは、警察官憲に與ふるに、集會を禁止解散し、並に印刷文書を禁止押收するの權限、及び革命的努力を主張煽動する者に對してその居所を束縛するの權利を以つてした。

此の法律は極めて徹底的に、時として故意の嚴苛を以て取扱はれた。あらゆる獨立の勞働者組

織は、その追求する目的の政治的なるも經濟的なるもを問ふことなく、一齊に解散せられ、あらゆる黨派的文獻(百五十四種の定期印刷物、千六十七種の書籍及小冊子)が、發行を禁止せられた。ベルリン、ハムブルク、ライプツイヒ、フランクフルト・アム・マイン及びシュテットインの五大都市には戒嚴令が布かれて、八百九十二人が千四百七十七人の家族と共に退去を命ぜられ、千五百人が投獄せられた。

### 二 社會主義取締法の諸結果

此取締法の結果の第一は、一八八一年の議會選舉に於いて、社會民主黨の得票數が、宣傳力の衰退に累せられて、著しく減少した(三二二〇〇票)ことである。併し乍ら、其後に至りて、社會主義取締法が、全然その目的を遂ぐるこゝが出来なかつたのみならず、却つて、當初ビスマルクが心中ひそかに期待したるこゝろも正反對なる結果を來たしたことが、次第に明瞭となつた。此法律の結果、幾千の勞働者が經濟的不安と悲境に陥りたる事實は、獨り彼等勞働者の階級仲間の連帶感を覺醒したるのみならず、亦勞働者階級の徹底的なる憤激を將來し、そして一方にはプロレタリア他方には國家、政府並に爾餘の諸階級を一丸とする兩者の間に於ける、和解すべからざる敵對意識

を、勞働階級の裡に強めた。社會主義取締法は、力を社會民主黨に假して、「殉教者も、殉教者の風を仰いで感憤せる幾多の新歸依者もを作り出だし、彼等を鍛接して、生死を賭する法難の正宗派を爲さしめた。約言すれば、その領袖等が、堅鐵の稜々も共に勁強偉大を加へ來り、群衆を、宛ら神を拜するが如き隨喜の中に引き具したる、一種の英雄時代の基を、社會民主黨の爲めに肇めた」(ハイデによる)のである。

此の趨勢の外面的効果は、遂に現はれた。社會民主黨の得票数は、一八八四年に五五〇〇〇、一八八七年には七六三〇〇〇に上つた。同黨の更に鋭さを加へたる急進的態度も亦、計畫的に露骨となつた。ゴータ綱領の宣言「社會民主的勞働黨は、あらゆる適法的手段を以て、自由なる國家の建設に努力す」云々の中より、「適法的」の語が抹削せられた。

### 三 社會主義取締法下の勞働組合

勞働組合的運動に對しても亦、社會主義取締法は、恰も政治的勞働運動に對すると同様なる結果を示した。即ち最初は、動もすれば細かに嚴密に同法を取扱つた爲めに、獨り社會主義的勞働組合運動(自由勞働組合)のみならず、ヒルシュヅンカー勞働組合も、著しく衰退したが、次いで、新し

き法律關係に適應、べく、組合を改造し、就中一切の政治的活動との絶縁によつて、捲土重來の飛躍となつた。此の趨勢によつても亦明らかなるが如く、獨逸勞働運動に於いて、自己救済の意志は、到底抑壓すべからざるものであつた。

### 四 社會保險立法

一八八一年十一月十七日の帝國議會に與へられたるカイゼルの詔勅に示さるゝが如く、社會保險立法は、「社會的害惡の救治の方法を、獨り社會民主主義の放縱を抑制するのみならず、亦同様に、勞働者の幸福を積極的に助長することにこれを求めん」を欲したるヴィルヘルム二世及びビスマルクの希望に出でたものである。此立法の目的は、不安の要素を、勞働者の生存より除去するに在つた。蓋し自由なる救済金庫制度が、勞働階級の自發的意志の缺乏を、官憲及雇主側の拒否的態度この爲めに、極めて貧弱なる役割を演ずるに過ぎなかつた獨逸に於いて、這般の不安の要素は、特に著しかつたのである。

最大なる議會の難關を突破して、ビスマルクは辛うじて、カイゼルの詔勅の中に與へられたる約束を果たすことが出來た。而して此の計畫に基いて實行せられたる最初の社會改良は、一八八三年

の疾病保險法であつた。而して、疾病保險を目的とする組織は、これより先き既に、或は被傭者により、或は雇主により、或は市町村によりて、各所に創設せられて居り、その上に今此の保險強制の法令によつて一般化せらるゝことを得たのであるから、本法の實施は容易であつたのである。次いで一八八四年、工業災害保險法が出た。此れは經營に於ける災害事故に對する、企業者の義務の解除及び擴張を規定するものである。更に一八八九年に至り、不具癈疾及び養老保險法が發布せられた。此れは、經驗上、十分なる貯蓄を残すことの出来ない階級に、公共的なる生命及び死亡保險を與へたのである。以上の外此處に記すべきものは、疾病及び災害保險の範圍を擴張して、從來除かれたる勞働者の集團(農業及び林業勞働者、海員、建築勞働者等)にも之を及ぼしたる、一群の特別法規である。

## 五 社會民主黨と社會保險

ビスマークの社會保險が、温情主義的にして救恤的なる施設として、勞働階級の物質的、健康的並に道德的向上に、多大なる貢獻を爲したるに拘はらず、その有したる意義は、最初、當の勞働者階級自身から、毫も重視せられなかつた。社會主義取締法によつて先入見を懐くに至つた勞働者は

大宰相の此の事業を目して、勞働者をして社會主義に叛かしめ、平穩にして信頼すべき市民と爲らしむるを目的とする好餌に過ぎずと爲した。爾餘幾多の文明國の立法に影響を及ぼして好果を結ばしめたるビスマークの破天荒の功績が、初めて社會民主黨一味の間にも、適當なる承認を得るに至つたのは、それより遙に後の事であつた。

## 第五章 フォン・ベルレプシユの社會政策

(一八九〇年——一八九六年)

### 一 一八九〇年二月のカイゼル勅語

當初、誠心誠意、勞働運動を遇するに當つて完全に一切の偏見に囚はるゝこと無きを期し、君主政治に對する勞働運動の信頼を恢復せんことを欲する確乎たる意志を有したるウイルヘルム二世が、先きにビスマークによつて閑却せられたる領域、即ち勞働者保護の範圍に於いて、諸般の改造を成就したる點に於いては、此の年少氣鋭なる君主の即位は、獨逸の社會政策に一新活躍を將來した。

ウイヘルム二世の意圖は、一八九〇年二月中に發せられたる兩度の勅語に於いて、明瞭に示された。第一の勅語は帝國宰相に賜はつたもので、是より先きオーウエン、ル・グラン、アドルフ・ワイクナー、フォン・シエーンベルク及ティアシユの諸家の主張したるが如き、社會政策上の問題の國際的調整の途を拓くべき國際的勞働者保護會議の招集を目的とした。此會議は、一八九〇年三月十五日より二十八日まで、プロイセンの商務大臣ドクトル・フォン・ベルレプシユ男爵を議長として、ベルリンに於いて開催せられた。同男は、前年既にライン州の長官として、ウイヘルム二世に忠勤を盡くし、ルール地方の鑛夫の大ストライキ鎮撫に功績を示したる人であつた。此會議は、最初僅に、效果大ならざる若干の決議(例へば婦人及び小兒の勞働に對する國際的法律取締の如き)を遂げたるに過ぎず、随つてその成績の見るべきもの甚だ多くはなかつたといへ、尙ほ多くの國に於て、社會政策的事業に對する原則的準備を促進し、且つ之に應じて、その立法に影響を及ぼしたるの功は、之を没するこゝが出来なかつた。

カイゼルの第二の勅書は、大臣フォン・ベルレプシユに與へられたもので、その中には、爾來數十年に亘つて、獨逸の社會政策の原則を與へたる、高遠なる社會政策的綱領が含まれて居る。その目的としたる主要點は、勞働時間の新規定、雇主及び政府機關との協同評議に勞働階級代表者を招請

するこゝ、國有鑛山を完成して模範的設備をなすこゝ、並に私有鑛山の監督等であつた。

## 二 帝國營業法に對する補則(一八九一年)並に營業

### 裁判所に關する法律

次いで、フォン・ベルレプシユ、フォン・ベツテイヒャー、ローマン及びロツテンブルグ諸氏の熱心なる協力の下に、前に述べたる綱領より生じたる最も重要な立法は、一八九一年の帝國營業法補則であつた。同補則によつて工業に對して、二十四時間の日曜休業、商業に對しては、各地方の成規を標準として最高五時間日曜就業の制度が施行された。又少年勞働者に對しては、一日十時間勞働成人女子勞働者に對しては、同十一時間勞働制、並に産婦保護等の規定を含み、十三歳以下の兒童及び、尙ほ就學義務を有する十三歳以上の兒童の就業、並に婦人及少年の夜業は禁止せられた。此外、同補則は、主として衛生に關する規定、工場監督の擴張、物品代給禁止の嚴守及びその他の賃銀保護規定を含んで居る。

帝國營業法に對する如上の深刻なる變更を相並んで特記すべきものは、一八九〇年の營業裁判所に關する法律である。此法律によつて、營業に於ける勞働爭議に對して、特別裁判權が制定せられ

たのである。

### 三 賛成と反對

ウイルヘルム二世の社會政策は、諸方面に於いて、熱心なる賛成と有力なる援助を得た。今その主要なるものゝみを擧ぐれば、前に述べた「社會政策學會」「福音労働者組合」(牧師ウェーベルを指導者とする)、「福音社會評議會」(ハルナツク、パウムガールテン、アドルフ・ヴァークナー、ハーデルブリュック等を首腦とする)、「カトリック獨逸民衆組合」(ビーバー、ツリムボルンを領袖とする)等、是れである。併し乍ら、他方に於いて、就中、工業代表者の間に、此社會政策は最も激烈なる反對を喚起した、加之、その利益を計ればこそ此等の改良が斷行せられた當の目標たる労働階級も亦、少くも社會民主黨に屬し若しくは接近したる者なる限り、此等の改良に對して、單に秋毫の贊意を表せざるのみならず、却つて不信と嘲笑を浴びせ掛くるものすら少くなかつた。

### 四 エルフルト綱領

社會民主黨は、社會主義取締法の廢止(一八九〇年)以後、初めて復た獨逸の地に開くことを得た

る一八九一年のエルフルト大會に於いて、一の新綱領を決定した。此の謂はゆる「エルフルト綱領」は、爾來一九二一年に至るまで、效力を有したものであるが、それがゴータ綱領と異なる主要なる點は、マルクス主義が完全に支配權を掌握するに至つたことである。先きのラサールの要求(國家の助力、生産組合)は、その影を潜めた。其他、唯物史觀及び經濟的決定論の一層峻烈なる高調、並に謂はゆる集積、窮乏化、危機等の理論の一般化、及び「プロレタリアートの階級闘争を、出來得る限り、目標を意識しつゝ、且つ合目的に形作らん」とする希望等も亦、エルフルト綱領に於いて特に著しき事項である。又同綱領は、社會主義の將來の理想と相並んで、現在に對する積極的要求の一例、特に労働者保護擴張の要求を提出して居る。

### 五 社會民主黨の分裂

エルフルト綱領の特色たる、急進的マルクス主義の態度は、同黨自身の陣營内よりしても、多少の批判の生ずるを免れなかつた。マルクスの幾多の理論、就中、崩壊、危機及び窮乏化等の理論の誤謬を證明し、且つ之と共に、健全なる現實政策を目的として、自由主義との提携を成就せん熱心に努力したのは、却つて社會主義の最も忠實なる歸依者の一人たるエツアート・ベルンシュタインで

あつた。彼れの影響の下に、同黨は、より多く急進社會政策的特質を帯びたる、穩健にして改良主義的なる一派、即ち謂はゆる修正派に、急進的にして徹底せるマルクス主義を奉ずる一派に分裂した。前者の主要代表者としては、ベルンシュタインの外、ダーヴィット、カルヴァー、ブラウン及びフォン・フォルマー等を擧ぐべく、後者の指導に當つた者は、ベーベル、ヴィルヘルム・リープクネヒト、アウエル及びジンガー等である。而して、流石に、現存國家が偉大なる軍事的並に經濟的權力手段を擁しつゝある限り、政治的革命は當分見込無かるべしと信じたる後者の中より、更に無政府主義的傾向を有する過激分子の一群、謂はゆる「少壯派」又は「獨立派」が分立した。

### 六 「自由労働組合」の強盛

社會主義取締法の廢止後、労働組合は徐々として發展の途を辿つた。自由(社會主義的)労働組合は、ハムブルクを本據とする中央機關「獨逸労働組合總委員會」(Die General Kommission der Gewerkschaften Deutschlands)を創立しレギーンを首領と仰いだ。此等労働組合は、社會主義的基本觀念より乖離するこゝは無かつたけれども、一方次第にユトピア的目標を排除し——これが、労働組合に政黨との間に激烈なる論争を見ずして終らなかつたこゝは、謂ふまでも無い——そして、

労働階級の境遇改善を目的とする強力なる現在政策に轉向して、多大の成功を収めた。

### 七 基督教労働組合

「自由労働組合」及び「ヒルシュツンカー労働組合」と相並んで、一八九四年以來、幾多の基督教労働組合が発生した。彼等は、福音派(新教)及びカトリック派の主唱より出發して、純粹に基督教的なる基礎の上に立ち、あらゆる政黨的政策に没交渉ならんこゝを努めた。彼等の目標とするこゝろは、凡ての重要な職業上の問題に對して基督教及び國民經濟の原理に適應する態度を採るこゝに並に、現存の社會秩序を基礎とせる適法的改良によりて、労働者の精神的並に物質的の向上を實現するこゝに存した。

### 八 社會運動顛覆法案

大工業の側よりしては、獨り自由労働組合の發展のみならず、宗教的社會主義的運動の發現、並に教壇社會主義者の労働者に親密なる態度も亦、極度の不信を以て迫害せられ、且つ忽ちにして公然敵視せらるゝに至つた。工業側は、社會改良運動の急先鋒、フォン・ベルレブシユ男に對する必

死の黒宣傳を流布した。そしてプロイセン政府が、一八九四年に所謂「顛覆法案」(Die Umsturzverordnungen) を承認するに至つたのも、實は主として大工業團の策動によつたのである。此法案の目的とするところは、恰も當年の「社會主義取締法」の如く、社會主義的宣傳を困難ならしめんとするに在つたが、それは、端無くも、獨逸に於ける精神貴族階級に於ける義憤の念を煽り立て、遂に完全に議會に於いて否決せられた。

## 第六章 ボザドフスキー時代

(一八九六年——一九〇七年)

### 一 冒頭に於ける社會政策の休止

獨逸社會政策上の此の新しき時代の冒頭を特徴附くるものは、殆んど完全なる社會政策の休止である。フォン・ベルレブシユは、爾餘一群の勞働者最良なる諸大臣及び長官等と共に挂冠して、勞働運動及社會改良の深仇なるフォン・シトウム男が、之に代つてウイールヘルム二世の寵遇を受くるに

至つた。而かも皇帝自身は、是より先き既に「社會民主黨の忘恩」に逆鱗して、新しき社會政策的施設に對する興味を失つて居つたのである。

僅に二種の不十分なる施設、即ち商業事務員及び徒弟と彼等の主人との關係に、新しき秩序を齎らしたる商法の改正、行商及び既製服工場に於ける兒童保護の改正が、此時代の初期に於ける出來事として記すべきのみである。

### 二 監獄法案

新内相兼副宰相ボザドフスキー・ウエーナー伯も亦、最初、シトウム男と同様に、全然反動家として現はれた。彼れの最初の行動の一角、疾く既に勞働階級及び凡ての社會政策的傾向を有する各方面の不信を得るに十分であつた。それはウイールヘルム二世が、重工業家側に動かされて一八九九年に布告したる、謂はゆる「監獄法案」の新しき壓迫手段に彼れが賛成したところであつた。同法案は、同盟罷業者に對する例外法を一層峻嚴にしたもので、就中ストライキ煽動者に臨むに禁錮刑を以てしたるが如き、その甚しいものであつた。同法案は、あらゆる社會政策家より最も猛烈なる攻撃を受け、議會は之を、委員會に附議するまでも無しに葬り去つた。

## 三 社會民主黨及び勞働組合に及ぼしたる監獄法案の影響

恰も先の社會運動轉覆法案の如く、此度の監獄法案も亦、單に、社會民主黨の急進分子をして、現存國家は、毫も改過遷善の能力を有せずとする彼等の所信を益々鞏固ならしむるに同時に、修正派が、黨内に於いて優勢を占むることを妨ぐるに役立つのみであつた。政府の反動政策は、基督教勞働組合に取つても同様に、彼等が國家否定的なる勞働階級の中に在りて、その國民主義的態度を以て、著しき黨勢の擴張を成し遂ぐる可能性が奪はれた。而かも尙ほ此等の勞働組合は、當時數年間に二七四〇〇〇人、即ち自由勞働組合によつて包含さるゝ勞働者總數の、約七分一に膨脹した。

## 四 『ゾチアーレ・ブラキシス』

一八九二年、『市町村及び州、各種の組合及個人團體に於ける眞摯なる社會的努力の中央機關』を標榜して『ゾチアーレ・ブラキシス』(社會的實行 Die Soziale Praxis)が、ハイリツヒ・ブラウンによつて創刊せられ、その後ヤストロウ、次にフランク及びツィムマーマンの兩氏、之が編輯となり現今はハイデによつて發行せられて居る。同誌は「一方に於いては、緊急なる社會的必要、他方に

於いては、之が救済の義務を能力を有する諸方面、此兩者の間に立ちて」仲介の勞をこる。而して仲介の方法としては、黨派的政策より離れて、社會狀態の質實平易なる記述を、市町村の社會政策及び個人的慈善の範圍より提案及報告を集めることによる、といふのである。そして、獨り教壇社會主義の代表者のみならず、諸派の勞働指導者並に、ベルレブシュ及びロツテンブルクの如き實際家をも同人に網羅する『ゾチアーレ・ブラキシス』は、この任務に對して、遺憾無くその面目を完うした。

## 五 バリに於ける國際勞働保護會議及びその結果

社會問題の理論的論議が日を逐うて盛なるに伴ひ、今や獨逸に於いても、爾餘の文明諸國に於けるに等しく、國際勞働者保護の絶對的必要を生むに至つた。即ち、世界市場に於いて、競争しつつある凡ての國に於いて、出來得る限り同時に、自由勞働契約に對する同一の制限を實施し、之に依りて、外國の競争が、社會的改良の障礙となるのを除くことの必要である。そこで一八九七年チューリツヒ及びブリュッセルの兩市に於いて、多くの文明國の社會政策家及び政黨代表者の参加の下に、勞働者保護の國際會議が開催せられたが、更に一九〇〇年、第三回の國際勞働者保護會議



がパリに招集せられた。その議事綱目は、労働時間の法律的制限、夜業の禁止、労働監督制の施行、及び法律的に労働者保護を目的とする國際協會の創設であつた。此綱目の最後の點については、同會議に於ける商議の結果に基づきて制定せられたる規約を有し、バーゼル市に本部を置きたる「法律的労働者保護國際聯合」の創立となつた。同協會の創立には獨逸、オースリア、オランダ、ベルギー、フランス、スイス、イタリ諸國の社會政策家が參與したが、その中獨逸の代表團體は「社會改良協會」(Die Gesellschaft für Soziale Reform)を稱しベルレプシュ及びフランクを首腦とした。同協會は、その徹底せる社會的態度、黨派的政策に没交渉なることによつて、次第に獨逸に於ける社會政策的な生活の中心となつたのみならず、更に進んで、労働組合をも——但し、社會主義的なる労働組合を引き入るゝまでには、幾多の障碍を征服しなければならなかつたことは、謂ふまでも無いが——誘致して協力せしめることが出来た。同協會、既存の「社會政策學會」の間には、大體に於いて最も親密なる接觸があつたが、唯だ前者は、より多く實際的勞資協調の特性を帯ぶる點に於いて、多少の相異を見るのみである。

上記國際聯合の一主要事業として特筆すべきは、バーゼル市に於ける「國際労働局」(Das Internationale Arbeitsamt)である。同局は、政治的には厳正に中立的であり、その創立の目的は、社

會政策的資料を各國より蒐集して、之を獨英佛の三國語に於いて定期的に發行するの外、あらゆる方法を以て、國際的法律的労働者保護の實施を促進し、並に國際労働者保護會議を招集するにある。

## 六 ボザドフスキーの社會改良

此の以後の獨逸社會史は、内相ボザドフスキーの一轉せる心機によつて導かれて行つた。彼は一部分は社會政策的影響により、一部分は、重工業家階級の傍若無人なる利己政策に対する反感によりて、曩日の社會政策反對者より一變して、今やその熱心なる助長者を爲り了ほせたのである。ボザドフスキーが、社會保險に對して、是より先既に、終始好意を寄せつゝあつたことは、かの監獄法案當時に遡るころの、彼れの二種の改良、即ち一八九九年の廢疾不具保險法及び一九〇〇年の疾病及災害保險の改正によつて證明せられる(此後者は、一九〇三年の疾病保險法補則によりて補充せられた)。然してボザドフスキーが、完全に款を社會政策の陣營に通じてより以後、彼れの活動の爲めには、一個の他の領域即ち労働者保護の領域が前面に現はれた。第一に擧ぐべきものは、一九〇〇年の營業法補則である。同補則は、午後九時閉店の實施によりて、商業事務員の保護を強固にしたる外、賃銀支拂の際に於ける計画的欺瞞に對する一定の安全を保障するものであつた。

尙ほ、商業事務員階級の境遇向上に對する他の一施設は、一九〇四年の法律に基づく、商業裁判所の設立であつた。此裁判所は、一般的なる營業裁判所の制度に準據して、特別審議して成立し、商人と、その事務員若しくは徒弟との兩者間に於ける、服務又は見習條件より生ずる爭議の解決を目的としたものである。

その他一九〇二年の海員法改正、一九〇三年の黃燐マツチ製造の禁止等も亦、社會改良的施設として看過すべからざるものである。

併し乍ら、以上の改良は、之を見童保護が一九〇三年三月三十日の法律（是こそボザドフスキー時代の最大なる事業であつた。そしてそれは實に教師ヴェー・アガード W. Agard の功績である）に基づいて受けたる改正に比すれば、その意義は日を同うして語るこゝが出来ない。此法律は、見童保護を、家内工業及び家庭勤務をも包含せしめて、一切の營利的從業に擴張したものである。此方法によりて、見童は兩親自身からの搾取を免かるゝに至つた。自己の兒女は十歳より、他人の兒女は十二歳より、初めて之を使用することが許された。加之、同法は兒童夜業の絶對的禁止を實現せしめ、且つ他人の兒女に對しては、晝間労働を通常三時間、屋外労働の場合には、四時間に制限し、更に正午に二時間、午後の授業の後には一時間の休憩を強制した。尙ほ其の外に幾多の職業に

對して、兒童使用を全然禁止した。

## 七 國際的労働保護立法

國際的労働者保護立法の方面に於いては、一九〇六年のベルン會議の結果として、二つの國際的協定が實現された。その一は工業に従事する婦人の夜業禁止、他は獨逸に於いて既に一九〇三年中に實施されたる、マツチ製造に於ける黃燐使用の禁止に關するものであつた。

## 第七章 爾後、世界大戰勃發に至るまでの社會政策的發展

（一九〇七年——一九一四年）

### 一 一九〇八年の營業法改正及び結社權の新規定

一九〇七年の總選舉の後、間も無く挂冠したるボザドフスキーの後繼者は、内相フォン・ペートマ

ン・ホルウエクであつた。新内相の活動も亦、幾多の社會政策的進歩を將來した。その第一着手は、「ベルン會議」の申合に適應すべく、婦人労働者の保護を増すことにあつた。そして、此は、一九〇八年十二月二十八日の營業法改正によつて實行せられた。此改正は、第一に婦人労働者保護を原則として最小限度十人の労働者を使用する凡ての經營にまで擴張し、次に婦人労働者及び十六歳以下の少年に對して、一日十時間労働制、並に夜業禁止制を施行したる外、休憩時間を規定し、産婦に對する就業猶豫期間を延長した。

次に結社権は、一九〇八年四月十八日の結社法によりて、新に規定された。同法は、凡ての帝國人民に對し、刑法に牴觸せざる範圍の目的を以て、結社を組織し、且つ其中に在りて、右の目的の爲めに活動することを得るの權利を保障するものであつた。

## 二 其他の社會改良

ベートマン・ホルウエクは、國務大臣として證明したる社會改良家的態度に對し、宰相任命（一九〇八年）後に至るも、依然として忠實であつた。彼は、熱心練達なる協力者を後任内務大臣デルブリュックに於て、見出だした。此兩氏の協力によつて、其後數年の間に、社會政策の領域に於ける偉

大なる進歩を意味し、且つその一部分は、現今も尙ほ依然として效力を有する幾多の立法が生れた。

一九一一年、労働者保險法は、總括せられて帝國保險法となり、全獨逸の社會保險に對して、統一的なる裁判及び行政の組織を創建した。同年、家内労働法が發せられたが、此は、仲介人の爲めに搾取せらるゝ家内労働者の境遇を向上せしむるの目的を有し、彼等の賃銀の決定の爲めに専門委員を設置することを規定するものであつた。又職業仲介法は、労働者搾取の如き營業的労働仲介業の諸種の弊害や、手数料の不當なる高さや、轉職及契約違反の誘惑等を防止せんが爲めに設けられたものでなる。更に商業事務員保護の爲めに、商業に於ける競争條項が制限せられ、又補習教育義務が擴張せられた。

## 三 反動的潮流

社會的立法をかくの如くに構成すれば、社會一般的並に經濟界の負擔の激増の免るべからざることは、自然の數である。是に於いて、之が爲めに、自己の存在を脅かさるゝが如く信じて不安に陥りたる中産階級は、これ以上の社會政策的改造に對して反感を有し、然かもこれには他にも共鳴者がな

いではなかつた。さういふのは、當時恰も獨逸の諸高等學校より、程度の差こそあれ、一樣に反動的

なる運動が起生して、擡頭の機運に向ひつゝあつたが、かの中産階級は、此運動に理論的根柢を支柱を見出だしたからである。此運動は伯林の教授ベルンハルトの「獨逸社會政策の望ましからぬ結果」を題する著書に、その出發點を見出だしたものであつて、同書中、教授は、「國家の干渉」が産業を妨害する諸點を批判し、就中所得慾、虛構、及び社會政策的施設の政黨的惡用等をば、最近の社會政策的立法の弊害なりを指摘したのである。此偏頗なる傾向を有する著書は、忽にして熱烈なる幾多の反駁に逢着したことは謂ふものゝ、また一方には、獨り雇主側のみならず、獨逸の諸大學教授の一部分に於いて相當なる賛成を見出だしたことは、偶々、當時の少壯學者界の態度が、全然労働者の味方として社會政策に賛成であつた過去數十年間に於けるそれと、甚しく相違するものであることを證明した。歴史的に倫理的學派の代表者は、一部分、社會問題を以て既に陳腐なる問題として頗る冷眼視し且つ他の領域に興味を轉じたる少壯經濟學者の爲めに、其の地位を奪はれた。社會政策の問題に對して斯くの如く冷淡になつたけれども、輿論も亦これに對して、何等大なる反對を叫ばなかつた。蓋し労働者階級は是れより先き、或はストライキに際して暴力主義の誤解を蒙り、或は口善惡無き世人より「所得ヒステリー」の汚名を受けて、甚しく輿論に於ける聲價を失墜したるが爲めである。

#### 四 労働組合

他方に於いて、労働組合運動は、經濟的並に社會的關係に於いて、既に押しも押されぬ最高級の勢力にまで發展した。自由労働組合は、世界大戰勃發の少く以前迄に、嶄然として二百五十萬以上の組合員を擁し、基督教労働組合も亦三十四萬三千人を下らなかつた。而かも此等の數字は労働組合の實際的意義に關して、僅にその一端を髣髴せしむるに過ぎぬ。而かも此等の數字は、注意すべきは、殆んど例外無く何れの労働組合に於いても、常に労働者階級の最も優秀なる分子、謂はゆる「選ばれたる者」が組織せられて居たこと、而して組織せられざる労働者の大衆は、本能的に此等「選ばれたる者」の指導を甘受し、その決議に追隨したることである。それ故に、數字によつて示さるゝ所よりも遙に高き程度に於いて、産業生活に於けるあらゆる事件の決定力が、實に此等労働組合の掌中に存したのである。

#### 五 社會民主黨

社會民主黨は、黨内に於ける革命派(主として北獨逸)と改良派(主として南獨逸)との間の反目、

依然として跡を絶たざるに拘はらず、——而してそれは、黨首ベーベルの巧妙なる機略に負ふところ少なからざるものである——遂に帝國議會に於ける第一黨まで膨脹した。即ち一九一二年の議會選舉に當りて、同黨は四百五十萬の投票を獲得し、三百九十六人の帝國代議士中の百十人を、聯邦議會代議士中の二百二十人を擁するに至つた。同黨の機關新聞は約百五十萬の購讀者を有した。

## 六 使用人運動

俸給被傭者運動の發展は、前記諸運動に比すれば稍遜色があつた。年金保險の基礎に關する論争（一般的癩疾不具保險を改正完成すべきか、或は特別金庫を設置すべきかの論）を機縁として、此運動は、二様の方向、即ち、勞働組合的・中産階級的の方向に分裂し、之が爲め、その戰闘力の著しく殺滅せられたることは、謂ふまでもないが、社會政策上の論議に於いて、彼等の聲の尙ほ且つ相當に重きを示すに足るものなりしことは流石に争ふべくもない。

## 七 社會政策促進運動

以上に述べたるが如く、社會政策に興味を有する人々の態度が一致せざる以上「獨逸の社會改良を繼續すべきや否や」の戰闘は到底之を避くることが出来なかつた、此戰闘に於いて牛耳を執つたものは「社會改良協會」であつた。「未だ解決せられざる、若しくは、殆んご着手せられざる問題の枚舉に遑なきに拘はらず」社會的進歩に對する熱心が、立法の諸團體に於いても、輿論に於いても同様に衰退の兆を示し、而かも一方に於いて、社會政策的改良に對する反對は日を逐うて盛んになりつゝあることを認識して、同協會は一九一四年五月ベルリンに於いて、社會政策の續行を主張する公開的示威運動を主催した。此催には、フランケ、ベルレブシユ、ボザドフスキー、アドルフ・ヴァークナー及びヒツツエ等、社會改良の顯著なる先鋒闘士の外、二百萬人以上の勞働者及使用人の代表者（但し自由勞働組合の代表者は、勿論不参加）及びあらゆる政派の代議士等が先を争つて參加した。示威運動は、印象に満ちて威嚴ある經過を採り、輿論及び立法機關に對する効果も少くなかつた。併し乍ら其後間も無く勃發したる世界大戰の爲めに、暫時社會政策は中止の姿になつた。

## 第八章 大戰時代

(一九一四年——一九一八年)

## 一 世界大戰中の社會民主黨

世界大戰の勃發は、獨逸のあらゆる黨派を、一致して國難の爲めに奉公せしめた。社會民主黨は、政治的並に經濟的勢力を以て、自己の責任を意識したることを示し、言論と行爲とを擧げて國防の義務を信奉した。一方に於いては、議會の黨員、黨首領及び黨委員が、一九一四年八月四日、壓倒的多数を以て、戰爭募債の承認に賛成し、他の諸黨と共に、謂はゆる「城内平和」(Burgfrieden) 中の城廓の境界内に於ける支配權、又は城廓そのものを云ふ、當時の獨逸の状態が、恰も四面の敵に取罩められて城廓に立籠もりたるが如くなるより斯くいつたのである(譯者)を決したる間に、他方に於いては、自由労働組合が、企業者側との共同作業を宣言した。併し乍ら社會民主黨も、在再幾年の大戰を終始して當初の協同一致を維持することは、流石に不可能であつた。既に一九一四年の冬、カール・リープクネヒト其他の急進分子は、此れ以上の戰爭募債に對する承認に反對の氣勢

を示したるのみならず、同時に或は公然と、或は秘密なる特殊交渉によりて、外國との關係を再び開始したることによりて、黨内の決裂を促がした。而して一九一六年三月中、反對派に屬したる十八名の院内議員が、追加募債承認に反對の投票を敢行し、「社會民主的協働」の名の下に、一個の特立團體を組織するに及んで、竟に決定的衝突に到達した。越えて一年、此一派は是より先き既に成立したる「スバルタクス團」に、ゴータに於いて相合し、「獨逸獨立社會民主黨」を組織した。此の急進團體は、プロレタリア的國際主義の確立を以て、その最初の任務を爲し、内亂及び世界革命を以て最終目標を爲した。之れに反して殘留せる社會民主黨の大部分即ち「多數社會黨」は終始變ることなく、理論的に國防の義務を承認したが、併し彼等の實際的態度に於いては、日を逐うて益々「獨立黨」の活潑なる宣傳によつて左右せられ、戰禍に困憊せる民衆は次第に多數社會黨より離反せんとする氣配を示した。此兩黨の敵視は、多數社會黨が、ヴェルツブルク大會(一九一七年)以來、明白に修正派に改宗するに及んで、更に一層深刻を加へ來つた。多數社會黨の發表せる「エルフルト綱領補遺」は、特に社會主義的なる要求の痕跡をだに止めざるものであつた。

## 二 労働組合の態度

大戰の當初、自由労働組合は、議會内の社會民主黨議員の態度表明に先だちて、早く既に政府及ブルジョアジーと提携して、國民的利益を擁護せんことを決議した。彼等の整然たる節制と、指導者の機略ある訓練とにより、労働組合は數年の間、此の原則を固執することを得た。唯だ彼等の態度に對して甚しき障害を與へたるものは、獨立社會民主黨の創立であつた。同黨と労働組合の幹部との間には、忽ちにして激烈なる意見の衝突を生じた。併し乍ら新黨に屬したる労働組合員は、當初の間依然として自由労働組合の會員として踏み留まつたが故に、此兩者間の連結は、尙ほ常に存続した。而かも從來大抵の場合に、自由労働組合と政治的社會主義運動との間に存在したる諒解が、社會民主黨の分裂によりて、甚しく動搖不定を加へたることは疑を容れなかつた。

労働組合の數字的勢力より觀れば、大戰の爲めに徵集されて、凡ての労働組合が孰れも最初は甚しき會員の減退を見た。併し其後に至り、労働組合的に組織せられたる労働者は再び増加を示し、特に、補助勤務法 (Das Hilfsdienstgesetz) の發布せらるゝに及んで、此勢は一層促進せられた。婦人労働組合員に至つては、婦人が、工業労働に招致せらるゝことの激増に伴ひ、著しく平時状態以上に増加した。

### 三 大戰時代に於ける社會政策的收穫

世界大戰は、概して、社會政策上何等顯著なる成果を擧ぐるこゝが出来なかつた。のみならず、寧ろ、幾多の關係に於いて、退歩をすら示した。是れ、戰時經濟の特質に基因するこゝろの、己むを得ざる事態である。兵役に徵集せらるゝ者は、男子の最も労働能力に富める部分であり、且つ獨逸の産業は、その課せられたる重任(軍需品の調達、輸入の補償等)を全うせんが爲めに暫時の間、労働者保護を中絶するの己むを得ざるに至つたので、多大なる労働力が奪はれてしまつた。労働法は、此の變化したる事情に順應して、否應なしに戰爭經濟を目標とする改正と變更と(一九一四年八月四日發布、産業労働者の使用制限の除外令)に忍従しなければならなかつた。斯くの如くにして、大戰の繼續する間、多くの労働者保護規定、就中、婦人及び少年保護規定は撤廢せられたのである。

併し乍ら他の領域に於いては、大戰時代も亦、社會政策上に收穫するこゝろ必しも絶無ではなかつた。例へば、國內秩序の維持を容易ならしめんが爲めに、團結權が、従前よりも一層自由なる形態を與へられたるが如きは是れである。一九一六年、労働組合に對する政治的結社法適用が廢止せら

れ、一九一八年、労働組合加入の勧誘に對する處罰令が撤廢せられた。又一九一六年十二月五日の「補助勤務法」も亦労働組合の権利を擴張した。何となれば、同法實施に當つて労働組合の協力を請ひ、而して彼等に幾多の権利、特に、爭議の際に之を解決せんが爲め、同法に基きて設立せられたる仲裁委員を招集するの権利を與へたからである。加之、同法は、代表及評議の権能を具備する労働者及使用人委員會の設置によりて、後の經營協議會制度發生の端緒をなしたものである。

大戰時代に於ける其他の社會政策的收穫の中、此に擧ぐべきものは、パン製造工場に於ける夜業の禁止、午後七時閉店、産婦扶助、養老年金受領者の年齢を六十五才に低下したること、遺族扶助料の増額、労働紹介制度の完成、及び借家人保護案である。

#### 四 「社會改良協會」の活動

社會改良協會は、大戰當初の一時的沈滞の後、戦時經濟の變化せる事情に、及び之に伴なひて必然的に生ずる國難擁護の爲めに、廣漠なる活動領域の展開を見た。その中、若干の領域を摘出すれば、同協會の首腦者は失業者扶助に於いて、大衆食糧給與の實施に於いて、軍人寡婦及孤兒扶助に於いて、戦時榮養局に於いて、更に後に至つては、愛國的補助勤務の遂行に於いて、或は直接實行

的に或は顧問として協力するの、機會を見出だしたる如き、即ち是れである。

社會政策の必要を公衆に承認せしめる點に於いて、戦争は、没影響に終らなかつた。大體に於いて批難のなかつた労働階級の態度、特に労働組合の態度は、獨逸社會政策主張者にまつて最も光輝ある根據となつた。蓋し、世人は從來往々に社會政策の國家に對する功用に就いて疑を懐いて居たからである。之と同時に、社會改良協會は、その個人的及び團體的會員の數を著しく増加せしむるここが出来た。自由労働組合も亦同會に味方した。一九一八年、團體的に協會に加入したる労働者使用人及び官吏の諸種の聯合のみにも、約四百五十萬人の所屬員を數ふるに至つた。又、會員として登録せられたる官廳、商業會議所及企業者組合の數も増加し、而して、此等多種多様なる凡ての要素は互に協會の埒内に在りて、毫も相互軋轢することなく共同動作を常に有効に行つた。一九一八年四月、柏林に於いてベルレプシユを總裁とする、「戦後社會政策示威運動」の開催を見、會する者極めて多く、中央及び地方官廳の首腦者も一齊に参加した。此示威運動は、社會改良の思想が、全線に亘つて勝を制したることを示すものであつた。



## 第九章 戦 後

(一九一八年より現在に至る)

## 一 戦後の社會政策的成果

一九一八年晩秋の獨逸帝國の崩壊に當り、社會民主黨は獨立社會民主黨と結んで、國家の權力を掌握するに至つた。斯くの如くにして舊き體系の瓦解は、あらゆる勢力を労働者階級の掌裡に歸せしめたるに相違無いが、惜しむべし、その時期に於ける獨逸の經濟状態は、社會政策的理想を實施し得るには餘りに距離があつた。貧窮に陥つた國家の戦時經濟より平時經濟への轉換は、それ自身として絶大なる難事業であるのに、此困難は、獨逸貨幣相場の動搖と、平和條約が獨逸の國民經濟に課したる重荷とによりて極端に甚しきを加へた。それにも拘はらず、内政的狀態の變化は、幾多の社會政策的法律及命令として現はれた。而して此等の法令は、その一部分は、既に國體變革の直前に準備せられ(帝國労働省の首腦たる國務大臣パウエルの一九一八年十一月八日附社會政策綱領！)

て居たのが、革命突發以來、矢繼早に發布せられて、労働法の面目を完全に一新したものである。此新しき労働法の特徴としては、主として次の三點をあけることが出来る。即ち、經濟的復員の必要、労働組合の協力の促進、並に政治的領域でなく、經濟的及社會的範圍に於ける協議會思想の勝利是れである。

## (イ) 革命當時の施設

第一の急務は、大戰以前に行はれたる労働者保護を復活せしむることであつた。それは、一九一八年十一月十二日の命令によりて實行せられ、一九一四年八月四日の法律は、此の命令によつて廢棄せられた。同日、人民代議員協議會の要請によりて、社會主義の宿望が達せられた。即ち、一日八時間労働制が愈々實施せられたのである。同一の要請によりて、「雇人令」及「農業労働者に對する例外法」、團結禁止及び官吏並に官業労働者に對する結社及集會權の制限等が撤廢された。

## (ロ) 社會化立法

世界大戰と革命による諸種の經濟的及政治的變動は、社會主義が理想として標榜し來れる、經濟的社會化を、實際的政策の問題と爲らしめた。革命後に發せられたる最も重要なる社會化法律は、一九一九年三月二十三日の社會化法、一九一九年三月二十三日の石炭事業法、一九一九年四月二十

四日の加里工業法、並に一九一九年七月十九日の同法補則、一九一九年十二月三十一日の電氣事業法、並に一九二〇年四月一日の鐵工業取締令等である。此等の社會化立法によりて實行せられたる勞資協同經濟體は實際に事業を開始したる限り、遺憾ながらその結果は世人の希望に添ひ得なかつた。獨逸の經濟狀態は、社會化の計畫の生硬未熟なりしに相俟ちて、如上の諸法律に與ふるに單なる宣言的意義を以てするに止まるの結果に陥つた。

(ハ) 其他の法律及び命令

以上の外、大戰後簇出したる社會主義的法律及命令の汗牛充棟の中、茲に、その最も重要なものを列擧する。

一九一八年十一月二十三日の命令によりて、パン製造工場及菓子製造工場に對する夜業禁止は、戰後にも依然として存続せらるゝことになつた。一九一九年一月二十四日の農業勞働令は、農業勞働者保護の最初の重要な取締を意味した。同令に含まるゝ主要事項は、勞務契約、勞働時間、賃銀支給、作業規定及住宅狀態に關する規定である。一九一九年一月五日の命令は、商業及藥局の日曜休業を施行した。一九一九年三月十八日の命令は、使用人の勞働時間を取締るものであつた。

一九一八年十二月二十三日の法律は、一九二〇年五月三十一日、及び一九二三年一月二十三日の補則によつた補充せられたが、それは、賃率契約權を確定し、就中、賃率契約の非讓歩性、一般的拘束性を宣告した。以上の外、社會政策的特質を帶ぶるものに、一九一九年六月二十五日の賃銀差押に關する命令（現今適用せらるゝものは、一九二四年一月七日發布の條文である）、一九一九年三月二十八日の補習學校義務の擴張に關する命令、失業者救助に關する諸種の命令、一九二六年十一月十九日の失業者に對する危機救助に關する法律、一九二三年六月二十七日の家内工業勞働者賃銀法、並に一九二四年十一月二十八日及び一九二五年三月二十八日の專門委員會に關する二個の命令等がある。

勞働憲章の領域に於いては、一九二〇年二月四日の經營協議會法が、一九二一年五月十二日の修正を経て、その附則（選出規則、經營收支計算法及び監督協議會法）と共に、經營を基礎とせる被傭者階級の新しい代表機關を創立した。

一九二二年七月二十二日の勞働紹介法は、一九二三年十月三十日の補則によつて補充せられて、官設勞働紹介所の組織及び官設勞働紹介所その他の勞働紹介所との關係を規定した。

經濟危機の結果、一九二三年秋に至り、生産の増加及廉價の目的を以て、若干の社會政策的立法が再び撤廢せられた。一九二三年十月十三日及び一九二三年十二月八日の權限附與法は、再豫告制

限を緩にし、且つ、八時間労働に對する幾多の例外を認可した。併し乍ら、當時多くの方面から危惧せられたるが如き、社會政策の一般的廢止は幸にして杞憂に終つた。

社會政策上、異常の意義を有する各種の法律、例へば失業保險、労働裁判所法、一般的労働契約法及び労働保護法の如きは、目下、法案の起草中に屬する。此等の草案に關しては、後に至つて詳述するであらう。

## 二 左翼諸黨

社會民主黨と獨立社會民主黨との純粹に民主々義的なる態度が、協議會式共和國の建設を疾呼したる過激分子を甚しく失望せしめたるが爲め、茲に新たなる分裂を見るに至つた。一九一八年十二月末、「獨逸共產黨」が創立せられた。その黨員の一部は、更に一九一九年に創立せられたる「獨逸共產労働黨」に轉じた。此等の過激なる集團が、彼等の目的を達成せんを欲して起したる幾多の暴動（ミュンヒエンの協議會共和國暴動、伯林の一月暴動、中部獨逸暴動等）は、政府の力を以て之を鎮壓するこゝが出来た。而して一九二二年、久しきに亘る折衝の末、獨立社會民主黨の大部分を社會民主黨とは、相合して新に「合同社會黨」を結成するに至つた。

## 三 労働組合

全部の労働階級に對して、利益代表を集合契約を要求するの權利を保障したる革命政府の施設は、あらゆる労働組合に、新しき任務を新しき闘争を與へ、これをして異常に膨脹せしめた。使用人運動の内部に於いては、組織的離合、併合による集中が、労働組合的特性を一層強く響かせつゝ擡頭した。又新しき法律關係より生じたる他の結果としては、幾多の新しき官吏組合の設立があつた。

自由労働組合は、短時日の間に約四百萬の會員を増加した。併し乍ら、此の膨脹に伴なつて内部の分裂が生じた。此の労働組合の内部に年來わだかまりつゝあつた反目は、新しき状態によりて一層甚しきを加へ、その結果、共產主義的傾向を有する一派は、分立して別に組合を創立するに至つた。一九二二年、ハルレに於ける大會の席上、諸種の共產主義的組合は融合して、「筋肉及び頭腦労働者同盟」を創立した。

## 四 勞資協同

政治的勢力の消長推移に拘はらず、勞働組合の指導者は、常に企業者階級と共同作業を爲さんとする思想を固執して居た。一九一八年十一月十五日、四個の勞働組合中央（自由勞働組合、基督教勞働組合、ヒルシュツンカー勞働組合及びボーランド勞働組合）、使用人組合協同及び二十一個の雇主組合との間に、協定が成立した。此協定に於いて最も主要なる事項は、企業者側が、勞働組合を對等の権利ある團體として承認し、「經濟平和組合」に對する援助を断念し、且つ、勞働組合との集合協約に基づいて勞働條件を確定するの義務を負担したることであつた。此協定に基づき、一九一八年十二月四日、對等の権利を有する代表機關として、「獨逸産業雇主及被傭者協同」の設立を見るに至つた。その目的は、あらゆる産業上の問題、並に立法及び行政等の事項の共同解決を試むるにあつた。斯くて十二種の工業集團に對する勞資協同が順次に生じ、更に商業及び農業方面に於けるものも亦續出した。個々の勞資協同は、「中央勞資協同」に於いて統制せられた。

惜むらくは、協同運動は、之に對して對抗したる幾多の反對に敵することが出来なかつた。「獨逸勞働總同盟」(A.D.G.B.)及び「一般自由使用人同盟」(Allgemeiner Arbeiterbund)が、一九二四年一月中、中央勞資協同脱退を宣言したることは、實際上、その終焉を意味した。斯くの如く、協同の生命は極めて短かく、その成績も亦僅に部分的に見られ得るに過ぎなかつたことは謂へ、尙ほ且つそれは、現在、雇主

と被傭者との間に懸る反目を超越して、重要な共通の事項に就いては、相互諒解に到達すべき可能性の、前途遼遠なりと雖も、亦決して絶無に非ることを示すに足るものであつた。爾來勞資協同の新しき形成を試みたる者は再三にして止まらなかつたが、今日までのところでは、何等の成果を生ずることが出来なかつた。

## 五 國際勞働會議

平和條約第十三篇の規定に基づき、國際的勞働法の完成を目的として、一個の國際勞働組織が創建せられた。その機關は、少くも毎年一回開催せらるる勞働總會と勞働理事會と及び常設中央事務所としてジュネーヴを所在地とする國際勞働事務局との三者である。國際勞働組織に於いては、國際聯盟加入締盟國政府と相並んで、組織せられたる勞働者及び企業家も亦各代表者を出席せしむべき規定である。

世界大戰終局以後一九二六年までに、國際勞働會議の開催せらるること九回であつた。第一回の最重要なる會議は、一九一九年十月にワシントンに開かれた。同會議は、六種の條約案（八時間勞働、婦人夜業、産婦保護、兒童保護、少年保護、失業防止）並に六種の勸告（鉛毒、脾熱、燐の使

用禁止、國立衛生局、失業保險、外國勞働者保護)を議決した。一九二〇年、ゲヌアに於いて開かれたる第二回總會は、國際海員法の制定に努力した。爾餘の七回は、一九二一、二二、二三、二四、二五年及一九二六年五月と六月、ジュネーヴに於いて開催せられ、主として、農業勞働法、勞働監督、パン製造場に於ける夜業、外國及内國勞働者の對等、勞働災害事故の賠償、汽船上の移民監督、海員雇傭契約、海上勞働監督等の諸事項を審議した。勞働會議の協定は各國の批准を俟ちて、初めて拘束力ある國際的法律として制定せらるゝものであるが、此批准は頗る困難であつて、その大部分は尙ほ未だ實現せられて居ない。

## 第二 獨逸社會政策の現状

### 第一章 勞働供與と失業救濟

#### 一 概 説

##### (1) 勞働供與の社會政策的並に經濟的意義

賃銀勞働者の生存に特有なる不安の要素は、失業の危険によつて左右せらるゝところが甚だ多い。失業は、それが大衆現象として生ずるに——例へば一般經濟界の信用又は賣行の危機の結果たる場合の如き——若しくは個別現象として現はれ来るに——例へば、個々の企業の収益性の動搖、若しくは或る地位を自發的に放棄する場合の如き——を論ぜず、之が爲めに、經濟的困難、時としては亦、肉體的若しくは道德的壞滅の悲境に陥るゝところの失業者の個人的立場よりして然るのみならず、亦一般社會的及經濟的立場(産業豫備軍の膨脹、民衆保健の衰弱、勞働力の休眠、階級反目の強化等)よりするも、一個の大なる危険を意味する。それ故に、社會政策の主要任務の一は、勞働を求むる者と勞働機會を提供する者との間に、正當なる連絡を樹立し、そして出來得る限り遺憾無

き勞働供與によりて失業を豫防するにある。併し乍ら、此れは常に、その時の市場の狀況によつて左右さるべきことは謂ふまでもない。

現在に於いて、勞働供與の問題は、特に重大なる意義を有するに至つた。惟ふに、獨逸の勞働市場は、大戰終局以來、既に三回の大なる危機を經過した。一は復員時代に於けるもの、一はルール地方侵略に伴生したるもの、而して最後に、一九二六年春に至つて絶頂に達したる「信用危機」即ち是れである。現在に於いても亦、失業の甚しきは、依然として戰慄すべきものがある。本年（一九二七年）初頭以來、二百五十萬の失業者、數百萬の部分的失業者が存在して居る。

#### (ロ) 勞働供與と失業救済の諸途

勞働市場に於ける供給と需用との平均は、常に勞働紹介所の活動によつて實行せらるゝことが多し。多くの場合に於て、此需給平均は、紹介所の外、新聞廣告若しくは個人的募集によつても行はれ得ることは事實であるが、併しかゝる方法は將來、恐らく次第に、高等なる豫備教養を具備する若干の自由職業に限らるゝに至るであらう。重要な勞働紹介事業者は、今日に於いては、公設勞働紹介所である。之と相並んで、その意義に多少の差はあれ、營業的職業紹介所、被傭者及雇主の組合が經營する勞働紹介、並に公益團體の職業紹介等がある。而して社會的立法の任務は、此等凡

ての種類の勞働紹介事業に對し、失業者を出來得る限り少くし、且つ個人及公共の利益の爲めに、紹介事業に依りて「適材適處」が實現せらるゝやう、監督若しくは助力を與ふるべきである。

勞働供與の機會が、全然なくなつた場合に、失業救済が始まる。失業救済は、或は特に此の目的の爲めに勞働の機會を造り出して、これに従事せしむるか（生産的失業救済）、若しくは、金錢支給（扶助的失業救済）するかの何れかである。

## 二 勞働紹介制度

### (イ) 公設勞働紹介制度

#### (a) 法律的基礎及び組織

公設勞働紹介制度は、一九二三年十月三十日の命令によりて一部分の變更を見たる一九二二年七月二十日の「勞働紹介法」によつて取締られる。同法によつて、三部局、即ち各地の勞働紹介の爲めの公設勞働紹介所、一層廣き區域に對する地方勞働紹介局及び中央官廳としての勞働紹介廳（勞働省所屬）に分かるゝ總括的組織が設けられた。

#### (b) 公設勞働紹介所

公設労働紹介所は、原則として、市町村若しくは市町村聯合によつて設立せられる。それは——上位の部局に於けるに等しく——勞資同數によつて管理せられる。最も重要な機關は、一名の所長、被傭者及雇主の少くも三名宛の代表者より成る管理委員である。労働紹介所の任務は、無料公平なる労働紹介、並に失業に對する法律的扶助の實行に際しての協力に存する。紹介所はまた職業相談及徒弟仲介の方面にも、その活動を擴張することが出来る。更に必要に應じて、専門部、及び使用人の爲めの特別部を併置することを妨げない。

(c) 地方労働紹介局

地方労働紹介局は、各聯邦及び州の如き大なる區域に對して設立せられる。その任務は、労働市場の觀察、並に個々の労働紹介所間に於ける、需要及供給の平均である。労働紹介所に對しては、地方紹介局は、専門的の監督及訴願裁判所である。此外、管轄區域内に在る私設労働紹介所をも監督する任務を有する。

(d) 國労働紹介廳

國の労働紹介廳は、柏林にある。同廳は、各地方最高官廳を提携して、労働紹介法の實施に對する監督を行ふ。此外、その任務に屬するものは、労働市場のあらゆる現象（失業状態、労働紹介、

各種團體、雇傭契約制度、労働爭議）を、時としては諮問によりて、注視し、且つ之を「労働公報」によりて報道することである。更に各地方紹介局管區間に於ける供給及需用の平均を計り、最高地方官廳を提携して、外國労働者の對獨逸及び獨逸労働者の對外國紹介を監督し、職業相談及徒弟仲介の方針を定むることも、同廳の任務である。

(口) 營業的職業紹介

營業的職業紹介は、動もすれば被傭者の搾取を公共的利益を閑却するの弊に陥り易き點に於いて、社會的危險の恐れ無しと謂ふことが出来ない（世間周知の不良なる地位への仲介、頻繁なる地位變更を利益として歓迎すること、不當なる手数料等）。それ故に斯かる紹介所は、嚴格なる官憲監督の下に置かるゝことを要する。一九一〇年六月二日の職業紹介法によりて、營業的職業紹介は、其筋の認可を受くる義務を負ふことになつた。一九二二年七月二十二日の労働紹介法は、更に此等紹介所の權限を縮小し、營業地の所轄労働紹介官廳の監督下に置き、且つ一九三一年一月一日以後は、全然之を禁止することになつて居る。即ち、該期日と共に、既に與へられたる認可は消滅し、所定の場合には、適當なる補償が與へらるゝことになつた。

(ハ) 私設非營業的職業紹介

## (a) 被傭者及雇主團體の勞働紹介

斯種の勞働紹介は、元來單に、その所屬者に勞働力若しくは勞働機會を供與するこゝのみを目的とするものではなかつた。勞働組合の勞働紹介は、此目的の外に、會員勧誘手段として組合の爲めに役立ち、雇主側のそれは、傍ら勞働者の篩ひ別け及び制馭を目的としたのである。後に至つて、双方の組合共に、此副目的を放棄し、共同管理の下に在る對等權的勞働紹介の建設に移つて行つた。雇傭契約政策の產物として、此等は、決して一般的の勞働紹介ではなく、或る特殊の營業及職業集團の爲めの専門勞働紹介である。此等の中、使用人組合、就中、商業使用人組合の紹介所が、特に重要な意義を有するに至つた。少年勞働紹介及び農業會議所のそれも、此種の勞働紹介の中に數へられる。

一九二二年七月二十二日の勞働紹介法は、一切の私設勞働紹介、隨つて前段に述べたる對等權的勞働紹介をも亦、特殊の規定によつて拘束し、且つ之を地方勞働紹介局の監督に屬せしめて居る。又海員の雇傭契約紹介所に對しては、特別の取締規定が設けられて居る。——最初には、一切の非公設勞働紹介所を禁止すべく計畫されたが、これは本法律より除かれて居る。蓋し實際上勞働紹介事業に取つては、利害關係者の直接参加も、個々の經營の特殊なる要求の熟知によつて運用せら

る、對等權的勞働紹介こそ、最も必要缺くべからざるものなるが故である。

## (b) 慈善的勞働紹介

前節に述べたる對等權的専門勞働紹介等しく、私設の公益(慈善的)勞働紹介も亦、法律上の規定の拘束を受ける。此等の公益的勞働紹介は、前世紀の中葉以來、所在の大都市に於いて、慈善團體若しくは教養團體によつて設立せられ、多くは救濟の立場よりして勞働紹介を行ひ、そして往々宗教的色彩を示して居る。此種の紹介所の價値は、近來著しく減退し、纔に家庭手傳婦の紹介に關して、尙ほ若干の重を爲して居るに過ぎない。

## (二) 將來の豫想

營業的職業紹介及公益的勞働紹介の意義が減退したるに伴ひ、種々難多なる形式の勞働紹介が併存する從來の状態は、遠からずして次第に消滅し、將來に於ける勞働紹介事業は、悉く公設紹介所及び對等權的専門紹介所によつて支配せらるゝに至るであらう。而して、多方面に分岐せる此等の組織は、報告と統計とによりて、間斷無く、變動常ならざる勞働市場を見渡したし、且つ、各地方間需給を平均ならしめ得るが故に、此趨勢によりて、將來、質的にも量的にも有效なる勞働紹介方法が作り出ださるゝであらうと期待される。



## 三 職業相談

## (イ) 任務及び意義

職業相談の任務は、新に職業生活に出で立たんことを欲する者、若しくは従來の職業を變更せんことを欲する者の爲めに、職業選擇に當つて助力を與ふるにある。この際に、職業相談は、一方、求職者の適性、經濟狀態及傾向を顧慮するに共に、他方には、經濟界の要求に對しても亦、斟酌するところが無くしてはならない。職業相談の要領良き仕組を以てすれば、それは、或種の職業の人員過剰を或程度まで豫防することが出来る。随つて此制度は、勞働紹介事業と同様に、失業防止の一手段たることを失はない。

計畫的職業相談は、本來よりすれば既に、最近數十年間に於いても缺くべからざるものであつた。蓋し當時、農村地方以外の青年は、勞働が大工業地に集中せる爲め、これを實見する機會を有せず、従つて職業及經濟生活から全然疎隔せられて居た。現在に於いては世上一般の經濟的不安、中産階級の零落、これに原因して學校出青年階級の窮迫、而して他方に於いては、各人各個の業績を、出來得る限り生産的にならしむべき經濟的必要、此等の事情に伴ひて、職業相談は、卒然として

て著しき重要性を帯ぶるに至つた。今日は真正なる職業選擇の代りに、偶然によつて左右せらるゝ漫然たる職を求むる者が、以前に比すれば頗る多い、そして、斯かる際に於いてこそ、慎重に考慮せられ、目標を意識したる「職業政策」の必要が、未曾有に大きくなつたのである。

## (ロ) 公設職業相談機關

職業相談機關は、勞働紹介法及び一九二三年五月十二日の「職業相談及徒弟仲介に對する一般規定」の取締を受ける。各地職業相談所は、勞働紹介事業に附屬して居るが、併し大なる程度に於いて獨立性を有する。その任務としては、第一に、學校と協力して、計畫的に職業選擇の準備をするに在り、次に實際の職業相談並に補習機關の紹介及び徒弟紹介の三種である。職業相談の成績を遺憾無からしめんが爲めに缺くべからざる條件は、本人に關する精密なる知識であるが故に、職業相談の當局者は、その仕事に當つて、學校教師、醫師、心理學者、青年指導者、時としては更に僧侶等の助力に俟つことが甚だ多い。又、これと相並んで、實驗心理學的適性考査及びその他の職業適性心理學等が、此仕事に取つて必要である。

上位の部局として、各聯邦及び州の如き廣き區域に於いては、地方若しくは州職業相談局を設立し、これを地方勞働官憲に附屬せしめる。これは、職業相談所の新設に當つて協力し、且つ、その

管轄区域内に於ける凡ての職業相談及び徒弟紹介に對する監督を行ふ。その任務に屬するものは、職業移動及徒弟市場の觀察、各地間に於ける徒弟需給の調整、職業相談吏員の補習教育、職業學的材料の蒐集及整理、補習教育機關新設に對する助力等である。

(ハ) 非公設職業相談

右に述べたる公設職業相談の外、労働組合、手工業會議所及農業會議所、私設の團體其他のものが、職業相談及び徒弟紹介の仕事を取扱つて居る。凡て此等の施設は、権限ある地方労働官憲の監督を受ける。彼等の價值は、公設職業相談所のそれと反比例して、著しく減少した。

#### 四 生産的失業救済

(イ) 本質及び意義

生産的失業救済も亦、労働市場保護の手段である。その基礎をなす思想は、失業者を扶助するに金錢の給與を以てせずして、失業者を救済する目的を以つて、何等かの収入の機會を創造せんにすることである。此は特に之が爲めに定められて居る労働、即ち、謂はゆる備急労働の開始によりて、若しくは失業者を使用するところの經濟的企業に對する財政的扶助によりて専ら行はれ得る。

次には、失業者に適當なる再教育又は補習教育を授くることにより、若しくは、失業救済資金の中より、他の就職地への移轉に必要な旅費を支給するか、或は所要の準備品や道具等の備付を與ふることによりて行はれる。斯種の施設は、單なる失業扶助金の給與に比して、それが、一方失業者に取りて、より多く収益的にして健全なる扶助を意味すること同時に、他方、扶助的失業救済の負擔を減除し、且つ、失業者の労働力を國民經濟の爲めに有効に利用し得るの長所がある。

(ロ) 法律的取締

「失業救済に関する命令」(一九二六年一月十七日の法律によりて一部修正を加へられたる、一九二四年二月十六日發布の最近の法律)は、第三十二條に於いて、扶助的失業救済の撤廢を促進するに適する處置に對して補助を與へんが爲めに、特に、失業者の爲めに労働機會を作り出ださんが爲めに、失業救済資金の中より借入、若しくは補助を許可するの權限を、労働大臣に附與して居る。各聯邦政府は、國家が支給するのと同額を、生産的失業救済の目的に支出するの義務を有する。第三十二條に基づく權限は、今日までに、二種の任務の爲めに行使せられた。一は公共的備急労働の助長の爲め(一九二三年十一月十七日、一九二四年一月十八日、一九二五年四月三十一日、一九二六年一月五日及び一九二六年八月十四日の労働大臣命令)、二は、休業中の營利企業の作業開始の

爲め(一九二四年一月十八日の勞働大臣命令)である。

(ハ) 備急勞働

備急勞働は、國民經濟的價値を有し、公益に役立ち、然かも失業救済資金よりの補助なくしては之を企圖することが出来るべき勞働である、それは、失業救済資金よりの補助又は借入によりてその財政を運用することが出来る。單に地方的意義を有するに留まる「小規模」の施設に在りては、補助若しくは借入は、原則として、失業扶助に於ける剩餘金を超過することを得ない。備急勞働の當事者として爲り得る者は、單に、公的法律的團體のみではない。營利を目的とせず、若しくはその收益が公共の爲めに利益となる限り、公私合同經營、若しくは純私營の企業も亦、同様に當事者たることを得る。

備急勞働者は、専ら公設勞働紹介所によつて紹介せられ、且つ原則として、既に扶助を受けたる者でなければならぬ。彼等の選擇に當つては、年齢、家族狀態及び失業の繼續期間等を考慮することを要する。彼等に對する貸銀支給は、原則として貸率契約に基づき、且つ其土地の慣例たる貸銀を標準として決定せられる。併し乍らその額は、勞働者が他種の勞働に就くを忌む程までに割高であることを許さない。失業者の數夥しき現今の實狀に鑑み、備急勞働に於いては、交代制度が施

行せられて居る。即ち一定期間——大抵の場合には三ヶ月、最高限度六ヶ月——を經過すれば、新たなる失業者が勞働に徵集せられ、而して勞働を退いたる備急勞働者は、若し他に勞働機會無き場合には、再び失業扶助を受けるのである。

大戰終局以來、備急勞働によつて促進せられたる企業的主要なるものは、土地開墾、道路築造、土工、高層建築、瓦斯、治水、電気及び下水工事等である。一九二六年五月十五日現在に於いては約十七萬人の勞働者が、備急勞働に従事して居た。

(ニ) 營利的企業の助長獎勵

休業中の營利企業が、失業者にして既に少くも二週間の扶助を受け、且つ當分の間尙ほ依然として失業狀態に在ることの確實なるべき者を、少くも二十名を雇用せんと欲するときは、該企業の經營再始の目的を以て、借入金によりて、場合によりては補助金下附によりて、扶助せらるゝことが出来る。借入金は、勞働者が、今後失業繼續四週間に受くべき扶助額を標準として算定せられ、通常、九十日間に償還することとなつてゐる。但し此規定は、今日までに未だ實際的意義を有するまでになつて居ない。

(ホ) 其他の生産的失業救済施設

以上の外に、尙ほ勞働を與へる手段としては、公設勞働供與所からの注文を、各經營に分配して、その經營休止を防がんことをする方法がある。今日までに此方法によつた最も著しい注文は、郵便、鐵道及び國防省のそれであつた。全國鐵道會社に對する信用提供も、同一目的の爲めに役立つて居る。又農業的生産の増加、若しくは、住宅建築、移住の獎勵を目的とする借入金許可の如き施設も、間接若しくは直接に、或種の經濟部門の窮狀を救はんことを目的とするものである。

最近の將來に對して、國家は、一九二六年六月二十八日、大規模なる勞働供與計畫を立てた。此計畫は廣汎なる信用提供によりて、就中、國有鐵道及び逓信省の注文、並に道路及び水路築造、住宅、建築の獎勵殊に農業勞働者住宅及び移住の完成を目標とするものである。

## 五 扶助的失業救済

### (1) 概説

#### (a) その必要

勞働市場政策的施設の連鎖に於ける最後の一節は、苟も利用し得べきあらゆる手段によつても、尙ほ何等の勞働機會をも供與せらるゝこと能はざる人々に對する救済で、己むを得ず、此場合に全

然不適當なる貧民救恤を仰ぐの外無いのである。國家の斯くの如き計畫的失業救済に對しては、種々の懸念(被傭者に對する不利益なる影響、農村より都市への人口集中助長等)があるが、就中常に指摘せられて居るのは、之によつて結果する、國家の莫大なる財政的負擔である。併し乍ら、この最後の批難に對しては、此負擔が、他の國家的諸施設、特に貧民救恤及び疾病保險の負擔除去によりて、全然、若しくは、少くもその大部分は相殺さるゝといふ事實に想到しなければならぬ。加ふるに、斯かる施設によつて消費が増加され、隨つて亦、經濟を助長する効果をも、看過してはならない。

#### (b) 特色

種類の如何を問はず、凡そ失業者扶助の實施に當つて生ずる特殊なる困難は、主として、被扶助者の出來得る限り嚴格なる選擇及統制を必要とするといふ點にある。失業者扶助の本質に矛盾する濫用悪用は、勞働忌避及び勞働不能の分子を淘汰排除することによりて之を防止しなければならぬ。而して専ら、「客觀的失業」即ち、經濟界の實況に基づくところの失業に對してのみ、配慮せられなければならない。又扶助は、その程度が就職に對する刺激を消失せしめざる範圍に止めなければならない。

(c) 形式

失業者に對する公營的扶助は、或は、無收入者救助の形に於いて行はれ、或は失業保險の形に於いて現はれる。大戰以前は、失業扶助が、主として各勞働組合の掌中に在り、大戰終局後に至りて初めて、直接なる公的失業救助が不許可となつた獨逸に於いては、現今、失費多く且つ弊害を免れざる無收入者救濟制度——正しく言へば前述兩形式の混合體系——が存在して居る。而して此體系を一個の直接なる失業保險に轉移せしむることは、社會政策的並に經濟的理由から、數年以來識者によつて主張せられ、且つ既に立法の問題ともなつて居る。抑も失業は、疾病、不具癱疾及び老衰等の如く必然的に現はれ来る豫測し得べき現象ではなく、主として、豫測を容さざる經濟的障害の結果であることが多いから、失業保險の實施に當つては、保險技術上の十分なる根據を缺くの憾がある。それ故に、前記の轉移には、幾多の大困難が伴ふことを覺悟しなければならぬ。

(ロ) 現在の失業救濟

(a) 法律的根據

現行の扶助的失業救濟の體系は、一九二四年一月十六日の「失業救濟に關する命令」——此は、同年八月十一日、十月二十三日及び一九二六年一月十日、十二月十日の數度に改正せられた——全

國及び各聯邦の同例施行規定、並に一九二六年十一月十九日の失業者危機救濟に關する法律に、その根據を有するものである。

(b) 主體及び機關

扶助的失業救濟の主體は、公設勞働紹介所を設立せる市町村である。抑も救濟の主要目的が「職を與へて失業を防止する」にある以上、失業救濟と勞働紹介との間には、最も緊密なる連絡が存在しなければならない。それ故に、市町村は、彼等の機能を、直接ではなく、勞働紹介を通じて發揮する。失業救濟の遂行に關する専門の監督は、地方勞働紹介局並に、全體の中心たる全國勞働紹介廳の任である。

機關は、公設勞働紹介所の所長及管理委員である。所長は、就中、扶助請求に關して決裁を與へ、管理委員は、勞働大臣の命令の範圍内に於いて、扶助の種類、程度及び繼續期間に關する規定を實行し、失業救濟に關する命令の施行に必要な規則を發し、雇主及び被僱者の寄附を定め、所長の決裁に對する異議に關して意見を呈出する。

(c) 資格

失業救濟に對して法的請求權を有する者は、勞働能力及び勞働意志(紹介せられたる勞働は、假令

自己の本職及居住地以外に於けるものにて之を承諾すること、即ち義務労働の實行)を有する者に於て、戰爭の結果、全然若しくは部分的に失業して窮乏の状態にある人々に限られる。又、假令此等の條件が満たされて居る場合も、若し本人が、扶助の必要の發生前に於ける最終の十二箇月間に、病氣に對する義務保險の制度を有する何等かの業務に従事すること三箇月未滿なるときは、原則として扶助を與へざることになつて居る。十八歳以下の者も、原則として扶助を受けない。但し、最高地方官廳、若しくは同官廳によつて指定せらるる當局に於いて、労働市場の一般狀況に鑑み、その必要ありと認むる場合には、十六歳乃至十八歳の者も亦失業扶助を受けることが出来る。扶助を受ける失業者に對しては、不斷の監督が必要である爲めに、毎日、労働紹介所に本人の出頭することが要求せられ、且つ家庭監督も併せ行はれる。

## (d) 給付

失業扶助は、主要扶助と家族手当とに分かれる。扶助は、全部又は一部分、實物給付を以て與へらるること出来る。種類、程度及び繼續期間は、労働大臣の裁量によつて定められる。大臣によつて決定せらるる最高額は、三個の經濟區域(東部、中部、西部)によつて夫々差等があり、且つ此の各經濟区域内に於いては、最高額は、土地の階級に従つて區別せられる。而して此規定の範圍内

に於いて、當該公設労働紹介所の管理委員は、その管轄区域内に適用せらるべき諸事項を決定するのである。家族手当をも包含する日々の扶助は、賃銀額を超過しない爲めに、所定の額以上を支拂ふことを得ない。扶助の最大繼續期間は、十二箇月以内とし、原則としては二十六週間である。但し、現今の労働市場の不況は、扶助期間を一般に延長して五十二週とすることを必要ならしめた。

病氣の場合に對しては、扶助せらるる失業者は、扶助市町村から、その管區の一般的地方疾病金庫、若しくは之と同種類なる他の疾病金庫によつて保險せられる。養病金及びその代償給付を受くる間は、主要扶助は消滅し、唯だ、家族手当のみが存続する。休養金と相並んで、近來は産婦補助産婦家族補助及び産婦救済の給付も亦、全然、合算以外に置かるることになつた。

特別なる労働不足者扶助は、最高地方官廳により、労働大臣及び財政大臣の同意を得て、特定の區域に對して認可せらるることを得るものである。國外就職の場合には、失業者に對し、時として亦、その家族に對しても、新就職地までの無賃旅行が保障せられる。

一九二六年十一月十九日の「失業者に對する危機救済に関する法律」は、特定の「遺産保險」に加入せる失業者にも擴張せられた。

## (e) 資金の調達

資金は、大部分は關係者の離出によつて調達せられる。離出の義務は、原則として、疾病保険に加入せる凡ての被備者及び彼等の雇主が、平等に之を負ふ。離金は、公設労働紹介所の管理委員により、基本賃銀の比率(最高三パーセント)に應じて確定せられ、追加として、疾病金庫離金と共に賦課せられる。此外、市町村、更に必要な場合には國及び各聯邦より補助を給せられる。市町村及び各聯邦は、聯合して協同危険保障者となることが出来る。

(f) 範圍

扶助せらるゝ失業者の数は、市況關係の動搖と季節の變化との結果、謂ふまでもなく、甚しき増減を免れない。一九二六年七月一日現在では、主要扶助を受くる者の数は、一、七四二、五六七人を算した。

(ハ) 將來の失業保険

一九二五年九月、臨時共和國經濟議會及び國會に提出せられたる、失業保険に關する法律の政府草案は、労働紹介制度と失業扶助との間に存する緊密なる關係、並に、被備者及雇主の自治の原則を、何處までも維持するに同時に、義務労働及び生産的失業救済(價值創造的失業救済)の根本思想を固執して居る。該草案は、次の如き規則を定めんと欲するものである。

(a) 保險者及び

草案は、失業保険を市町村より引き離し、之に代ふるに、獨自の保險者、即ち地方失業金庫を創設し、之を中央労働紹介廳の監督下に屬せしめる。その管轄區域は、地方労働紹介局のそれと合致する。地方失業金庫の機關は、委員及び主幹である。委員は、地方労働紹介局管理委員長及び被備者、雇主の會員より成り、主幹は、地方労働紹介局長及び雇主及被備者の各三名の代表者より成る。公設労働紹介所は、同金庫に對して當該地の機關たるの役目を勤める。

(b) 被保險者

原則として、疾病の場合に對する保險義務を有する者は、保險加入の義務がある。免除の可能性は、就中、農業及び林業に存する。之に反して海員は、保險強制の中に含まれて居る。

(c) 資金の調達

保險の爲めの資金は、被保險者及び彼等の雇主の平等なる離金によつて調達せられる。場所的、時間的、並に職業的等の危険を平均した上で、離金の最高限度を、基本賃銀の二パーセントまでに引き下げるこゝが出来る。

(d) 給付

給付は、失業扶助ニ疾病手當より成る。扶助は、毎週末に支拂はれる。給付に對する請求權を有する者は、勞働能力及勞働意志を有し、而かも不意ながら失業せる被保險者にして、期待期間（最終の十二箇月間に於ける二十六週間を、保險義務ある何等かの業務に従ふこと）を満了し、而して失業扶助に對する請求權を未だ行使し盡くさざる（最終の十二箇月以内に於いて、合計二十六週間の失業扶助の給與を受けたる者は、既に之を行使し盡くしたる者である）者である。

## 第二章 勞働協定保護及び仲裁制度

### 一 基礎決定

#### (イ) 自由勞働契約及び其制限

第十九世紀に於いて一般に承認せらるゝに至つた見解、即ち、一個の勞働契約の締結は、原則として、雇主及被傭者の自由なる取極に委ねられざるべからざる見解の結果として生じたる勞働協定權の形態は、如何なるものであつたかと言ふに、それは、被傭者に取りて、成る程、形式的權

利の上からは、彼れの勞働力の利用に當つて完全なる自由を保障するが如き觀を呈するに相違ないが、實際には、彼れの勞働力を唯一の収入源泉として、出來得る限り中絶することなしに利用せざるべからざる束縛を、而して勞働する場合には彼れに勞働の機會を與へ且つ經濟的に彼より優越の地位に在る所の雇主の條件に屈從せざるを得ざる強制の儼存する以上、彼れの殆んど完全なる經濟的並に社會的非自由を意味する底の、形態に外ならなかつたのである。

自由勞働契約の及ぼす諸種の影響に就いては、既に社會問題の起生を説明する際に詳述することろがあつた。此等影響は、その結果として、遂に人々をして社會政策上、自由なる取極の基本思想に對する制限に向つて發進し、そして勞働協定權の形態を、被傭者に取りて從來よりも有利ならしむべき、契約規範の確立に努力するの已むべからざる所以を、看取せしむるに至つた。此努力の結晶は就中、民法、營業法、商法及海員令の中に散在する勤務契約、豫告期間等に關する規定等に於いて見出される。官廳及自由職業に従事する使用人は、最近一九二六年七月六日の「使用人の解雇豫告に關する法律」によつて保護せらるゝに至つた。一般的勞働契約法は、目下立案中である。

#### (ロ) 總括協定及仲裁制度の必要

右に述べたる特殊規定は、たしかに、自由勞働契約法の最悪なる影響を阻止するに適する、こゝは



疑を容れないが、併し契約締結に際し、依然として、被傭者を雇主に對して隷屬關係におくが故に、未だ、被傭者の周到なる保護を意味することは出来なかつた。それ故に、その後、労働條件の總括的統整といふ思想が優勢を占め、從來の個々の被傭者の代りに、一個の經濟的勢力を示すことの被傭者團體が、次第に労働契約の締結に當るやうになり、然らざるまでも、少くも締結に對して拘束力ある規範の決定を企つること多きに至つて、労働協定に關して著しき改良が行はれた。斯くて被傭者團體が事に當るに及んで、從來、程度の差はあれ、契約相手方の弱身に附け込みて、契約條件を無理強ひに押し附けたる個人の恣意に代はつて、自今は同等の強さ對等の權利を有し、經濟の爲めに同様に重要なる双方の當事者の代表者の交渉協定が、大なる範圍に於いて現はれ出づるに至つた。契約締結に當りて孤立無援なる被傭者の弱味は、今や一個の團結が、該被傭者の要求を統整し——剩へ、必要なる場合には、力を用ひることを避くることなく——對手方に向つて之を代表することによつて除去せられた。

總括的協定は或は賃率契約の形態に於いて、或は經營協定、特に、作業規定の形態に於いて行はれる。此兩形態は、被傭者の労働條件を向上せしむる効果を有する以外、更に其有効期間の繼續する限り、同盟罷業と工場閉鎖による作業中絶の憂を斷ち、被傭者と雇主との間に於ける秩序立ち

たる關係を保障する點に於いて、一般的なる社會的並に經濟促進的意義を有すること少くない。

國の社會生活及び經濟生活に對する總括的協定の意義よりして、直ちに生ずるものは、總括的契約の確定に當つての助力も、集合的統整より發生する爭議の裁決に役立つべき、特殊資格を具有する部局の必要である。此の必要の結果として、仲裁制度の施行も完成も企てられる。

## 二 個別的労働契約

現今、個別的労働契約は、益々、労働條件の綜合契約的確定によつて驅逐せらるゝ趨勢にあることは争ふべくもないが、併し同時にその特性として、個別化の可能性を與ふること多き爲め、今尙ほ依然として廣汎なる意義を有して居る。個別労働契約に對しては、既に述べたる労働契約の特殊規程によつて變更せられざる限り、一般的契約法が適用せられる。被傭者の實質的隷屬性を顧慮する此等特殊規定は、主として、労働契約の本來の締結及解除に關するものである。

### (イ) 締結

個別的労働契約の締結は、一定の形式に拘束せられて居ない。唯だ、徒弟契約に對してのみ、原則的に、文書的形式が規定せられて居る。未成年者が労働契約を締結する場合には、その效力は、

原則として、法定代理人の同意の有無によつて定まり、而して此法定代理人が後見人なる場合には後見裁判所の同意の有無によつて定まる。

被傭者をして、契約規定を熟知了解せしめんが爲め、雇主は、當該被傭者に「労働手帳」、例へば賃銀帳、作業票、少年に對しては、作業帳及び作業表等を交附するの義務を負ふ。

(口) 豫告規定

個別的労働契約の締結に當つて被傭者に與ふる法令の保護は、就中、豫告期間及び労働關係の無効豫告廢止等に關する規定である。

終身若しくは五箇年以上を期限として成立せる労働契約は、五箇年を経過したる後、被傭者より六箇月の豫告期間を附して、豫告せらるゝことを得る。その他凡ての場合には、何等別個の協定の存せざる限り、豫告期間は、原則として、賃銀支拂を基礎として決定せられる。(日給の場合は翌日に對して當日の豫告。賃銀週拂の場合には土曜日、遅くとも日曜日までの豫告。賃銀月拂の場合には、月末、遅くとも同月十五日までに。三月拂若しくはそれ以上の長期支拂の場合には、該四分の一年の末より六週間以前の豫告)。更に高級なる勤務關係に在りては、短き給支給期限の場合に雖も、當該四半年末より六週間以前の豫告のみが許されて居る。營業的職人及手代(助手)、親方及商業助手

に對しては、特殊規定がある。法律によりて詳細に明示せらるゝ重大なる理由(例へば、偽造労働手帳、窃盜、詐偽、物品毀損、嫌惡を起さしむる疾病等、一方には亦、賃銀の停滯、甚しき侮辱等)の存在する場合に限り、雇主又は被傭者は、労働關係を期限前に取消すの權利を有する。(但し、異議申立の權利は可能である)。

雇主の自由なる豫告權に對して全然新様の制限を與へたものは、經營協議會法である。即ち、一は諸種の經營代表體の所屬員の爲めにするもの、他は更に進んで苟も經營協議會を有する經營に於ける凡ての被傭者の爲めにするものである。此等の制限の中、二つが特に重要である。一は、經營代表體の所屬員は、原則として、經營代表體の同意を経たる場合に限り、之を解雇することに得る。こいふ條項であり、他は、法律上の義務に基くか、若しくは全部又は一部の經營休止の爲めの已むを得ざる解雇でない場合には、或種の豫告に對して異議の申立を爲すことを得る、こいふ條項である。斯種の豫告に屬するものは、一種の「譴責處分」を現はす豫告、理由を明示せざる豫告、若しくは被傭者が、就職の際に協定せられたる労働別種なる労働を、繼續的に遂行することを拒絶するを理由とする豫告、及び不當に苛酷なる豫告等である。

重傷者法の意味に於ける重傷者は、通例、主務救濟當局の認可を経たる場合に限り、之を解雇す

ることを得る。

保險加入の義務を有する使用人、若しくは其の勞働年收が俸給限界を超過せざる場合に保險加入義務を有すべき使用人にして、然かも其雇主が、徒弟を除きて、二人以上の使用人を従業せしめつつある場合には、若し、その従業が、本人年齢二十五歳に滿ちたる後、少くも五箇年間繼續したる場合には、四分一曆年の期間を以つて豫告される。豫告期間は、勤續八年に對して四箇月に、同十年に對して五箇月に、同十二年に對して六箇月に延長せられる。使用人は、契約によりて協定せられたる別種の豫告期間によることを得る。無期限豫告に關する規定には、何等觸れたることがない。

(ハ) 其他の保護規定

豫告に關する規定と相並んで重要なものは、第一に、勞働關係の消滅後、退去を不當に困難ならしむることを防がんとための若干の規定である。例へば、被傭者に對し、豫告後、新しき勞働機會を作らんが爲めに相當なる時間と與へ、更に本人の要求する場合には、勤務關係及其の繼續年數を記載し、希望によりては、業績及勤務振等にも言及する證明書を交附しなければならぬといふ規定、及び少年勞働者の作業手帳には、規定以外の事項を記載すべからずといふ規定の如き、即ち是れである。競業條項の制限も亦、轉職の不當なる妨害に對する保護手段を意味する。

三 總括的協定

(イ) 賃率契約

(a) 概念

賃率契約は、集合契約又は總括的勞働契約とも呼ばれ、被傭者の組合を一方とし、個々の雇主又は雇主の組合を他方とし、此兩者間に於ける勞働契約の締結に對する條件を統整する文書契約である。故を以て、賃率契約は、それ自體としては、本來の意味に於ける勞働契約ではない。それは單に、將來締結せらるべき個々の勞働契約の主要なる規定に關する申合を含むに止まる。

(b) 法律上の基礎

革命に至るまで、賃率契約の權利は、尙ほ未だ法律を以て規定せられて居なかつた。現在の法律基礎は、一九一八年十二月二十三日の命令及び一九二〇年五月三十一日、一九二三年一月二十三日の兩補則である。

(c) 内容

賃率契約は、獨り、賃銀率の確立に關する規定を含むのみならず、また作業時間、豫告期間、休

暇等の規定、並に労働紹介及び仲裁機關の設立を取扱ふものである。賃率契約は、幾多の點に於いて制限を含まなければならぬ。即ち、關係者、換言すれば、契約締結の當事者に就いて、或は又労働、雇傭領域若しくは經營——若し、賃率契約が、何等かの經營に限らるべき場合には——の種類に關し、而して最後に、效力の時間即ち雇傭繼續等の諸點に就いての制限を含まなければならぬ。

## (d) 效果及び延長可能性

二つの特質が、賃率契約に、偉大なる社會的意義を與へる。非讓歩性<sup>ミ</sup>、一般拘束宣告の可能性<sup>ミ</sup>是れである。

## (aa) 非讓歩性

非讓歩性<sup>ミ</sup>は、賃率契約の規範に反して、被傭者の不利益<sup>ミ</sup>なる如き個別的労働契約は、單に無効であるのみならず、その規定は、自動的に、賃率契約の規定に同化するの謂である。但し賃率契約のこの效果が、専ら契約當事者の所屬員に及ぶのみである<sup>ミ</sup>は言を俟たない。

## (bb) 一般拘束性

其の領域に於いて優越的意義を有する<sup>ミ</sup>ころの賃率契約は、利害關係者の依頼に基き、労働管理

局によりて、官報及労働公報に公表し、且つ抗議を聴取したる後、一般拘束的<sup>ミ</sup>宣告せらる<sup>ミ</sup>ころを得る。次いで、公共の閱覽に供せらる<sup>ミ</sup>賃率契約原簿の登録が行はれる。一般拘束性宣告により、賃率契約の有効範圍は、該賃率契約の効力範圍内に於ける同一専門のあらゆる未組織労働者にまでも擴張せられる。それは、謂は<sup>ミ</sup>法律<sup>ミ</sup>なるのである。

## (c) 意義及び範圍

賃率契約の中に含まれ、且つ將來締結せらるべき凡ての労働契約に對して效力を有する一般的規範は、被傭者及雇主にによりて共同的に評議決定せらる<sup>ミ</sup>が爲め、愈々實際の労働契約を締結するに當りて、雇主に對する被傭者の相對的無力の憂は、全然除去せらる<sup>ミ</sup>か、然らず<sup>ミ</sup>も少く<sup>ミ</sup>も、著しく輕減せられる。更に、斯くの如き評議及決定は、雇主及被傭者の双方に取つて同様に不利なる結果を伴ふ<sup>ミ</sup>ころの、同盟罷工及び工場閉鎖による労働の中絶を豫防する<sup>ミ</sup>ころが出来る。被傭者團體の激甚なる膨脹により、並に賃率契約を、未組織被傭者に對しても亦拘束的なる<sup>ミ</sup>ころを宣言し得る可能性によりて、賃率契約は、現今異常なる意義に到達した。賃率契約に内在する<sup>ミ</sup>ころの、場所的にその效力範圍を擴大する傾向は、大なる程度に於て、未組織者の組織労働者に對する競争力を弱め、特に、賃銀の競減を防止するの效力を有する。而して多くの賃率契約の中、特に重要な

るは、若干の經濟部門に於ける組織の間に、陸續として、頗る廣汎なる區域に對し、時として全國に對してまでも、協定せらるゝところのものである。一九二六年一月一日現在にて、總計百五の全國的賃率契約が效力を有し、その中、一部分は長期賃率契約であり、他の一部分は、統一賃率である。これ等は、約一三八、〇〇〇の經營及び約二百五十萬の從業者を包括し、その中約百五十八萬人は、組織せられたる者である。

(ロ) 作業規定

(a) 概念及び本質

作業規定は、以前には、雇主が、その經營内に於ける規律を維持せんが爲め、これによつて勞働條件の全般を規制したる意志表示を意味するものであつた。然るに今日の作業規定は、雇主と經營被備者の代表者との間、若し代表者なき場合には、當該經營の被備者全部との間に、立憲的原則に従つて締結せらるゝ協定である。即ち作業規程は、一種の經營協定であり、而かも最も多くの場合に現はるゝところの經營協定である。

作業規程は、原則として少くとも二十名の勞働者を使役する營業的經營、原則として少くとも二十名の商業助手及徒弟が從業しつゝある販賣店、更に一個の經營協議會を有する農業及林業的經營

に對して、及び幾多の聯邦に在りては、礦山業に對しても、亦之を發布すべきことが規定せられて居る。其他に於いては、作業規定の制定は、關係者の任意である。(營業法第三百三十四條a以下、第三百三十九條K、第四百七十七條乃至第四百四十九條。經營協議會法第七十八、八十、百四條。)

(b) 内容

業規定の中に必ず含まるべき條項は、勞働時間及休憩、決算及賃銀支拂の時期及様式に關する規定、次に、若し法律上の規定のみを以て満足せざる場合には、豫告期間、往々にして起り得る處罰の種類、程度、決定及目的(但し罰金は、單に當該經營に屬する被備者の利益を目的としてのみ之を使用することを得る)並に、没收せる賃銀額の使用に關する規定等である。此外經營主は更に當該經營内の秩序及び經營に屬する被備者の態度に關する規定、並に場合によりては、被備者の利益を目的として行はるゝ設備、經營外の未成年被備者の態度に關する規定を設けることが出来る。尙ほ個々の經營部局、若しくは個々の勞働者集團に對しては、各特殊の作業規定を發することを得る。

(c) 效果

作業規定は、下級の行政官廳の檢閲を経たる後、適當なる場所に之を揭示し、且つ、各被備者に

その就職 當つて交附することを要する。規定の内容は、それが法律に反せざる限り、法律的拘束を有する。然かし賃率契約に基づく規程は、作業規定に反對の方向に趨つて居る。賃率契約の非讓歩的效果は、作業規定には之を缺いて居るこいふのが、現今一般に行はるゝ見解である。作業規定は、個別的労働契約によつて、任意に変更することが出来る。唯だ、作業規程の中に明記せらるゝ以外の罰則、及び同規程中に、若しくは法律に、明記せらるゝもの以外の解雇及び退職理由は、個別的労働契約によつて協定することを許さない。

#### 四 仲裁制度

##### (イ) 概念

仲裁とは、現今、賃率契約及び經營協定の如き總括的協定の締結に際する助力の意味に解せられて居る。即ち、仲裁に在りては、一方——裁判権に反對に——決して、或個別的労働關係より生ずる争議、例へば、未組織者の闘争の如き事項を取扱はず、他方、労働條件の規則以外の目的を有する労働闘争、例へば、政策的同盟罷業の如き事項を問題としない。但し、被傭者全體に取りて、原則的意義を有する特殊の個別争議、例へば個々の場合に於ける賃率契約違反及び譴責等の如きは、

例外として、仲裁の範圍に屬する。

##### (ロ) 法律上の根據

大戰前に存在したる仲裁制度は、殆んご悉く、賃率契約的基礎に立つて居た。一九一六年十二月五日の補助勤務法によつて、初めて、「仲裁委員」が設立された。現在の仲裁制度の法律的基础は、一九一八年十二月二十三日及び一九二三年十月三十日の各命令、並に一九二三年十二月二十九日の施行令である。第一の命令は、仲裁委員を地方官に任命しその委員長には市民を以つてすることに、尙ほその權限をも擴張し、労働省を以て、最高仲裁機關と定めた。一九二三年十月三十日の命令は、嚴密に、個別争議と總括的争議とを區別し、前者を、労働裁判所として定められたる商業及工業裁判所の管轄に移した。同令は亦、仲裁委員の數を減少し、且つ大なる經濟區域の爲めに、別に「仲裁官」を設けた。

新しき規則が、目下起草中なる労働裁判所法によつて制定せられんとして居る。同法は、全國に對して三審判を有する労働裁判所の設立を計畫する。此等の裁判所は、苟も労働關係より生ずる一切の訴訟並に賃率契約より生ずる訴訟に就いても、裁判の權限を有する。労働裁判所は、通常の裁判所に附屬して設立せられ、第一審に於いては、獨立すべきものみせられて居る。地方労働裁判所

は地方裁判所の「部」にして、之に附屬し、全國勞働裁判所は、大審院の「部」にして設立せられる。凡ての勞働裁判的訴訟は、和解手續を判決手續を包括しなければならない。辯護士は、代表から除外せられる。裁判長は、原則として、普通の判事たることを要する。陪審官は、經濟的組合の推薦表を基礎として招致せられなければならない。

(ハ) 仲裁制度の主體

仲裁は、私設若しくは國立の仲裁所によつて行はれる。

(a) 私設仲裁所

私設仲裁所は、大抵は、賃率契約を基礎とする。此は、官廳的仲裁所に對して優先權を有する。官廳的仲裁所は、私設仲裁所が存在せざる場合、若しくはそれが相互の和解を成立せしむることはざる場合に、初めて行動を開始する。唯だ拘束性宣告に關しては、私設調停所は、その權限を有するところがない。

(b) 官廳的仲裁所

之に屬するものは、仲裁委員、仲裁官及勞働大臣の三者である。

仲裁委員は、大抵、行政區域を合致する。一定の領域に對して設立せらるゝ地方官廳である。そ

れは中立的なる委員長、被傭者及雇主の各同數の代表者より成立する。

國の任命に係る獨立的官吏たる仲裁官は、國家の官廳である。それは、或は大なる經濟區域に對する常設制度にして、若しくは、個々の爭議の仲裁を目的として、其都度勞働大臣から任命せられる。それは、仲裁委員に委ねることを適當とせず考へらるゝ、特別に重大なる事件の解決に對する權限を有する。常設仲裁官は、其の管區に關する限り、裁決の拘束性宣告の權限を有する。

勞働大臣は、仲裁委員及仲裁官の仕事に對する一般的規則を定め、彼等を監督する。更に大臣は關係範圍の廣大なる場合に於いて、裁決の拘束性宣告に對する決定權を有する。

(二) 仲裁所の活動

仲裁手續の開始すべき條件は、雇主及び被傭者の双方當事者が、總括的協定の内容に就いて、獨自の力を以て一致することに能はざることである。此場合、仲裁所は、同盟罷業を豫防せんが爲め、中立的第三者として、双方の經濟的並に社會的利害關係を考量したる後、協定の成立に努力するの任務を有する。

仲裁所は、單に一方の當事者の請求に基づいても、或は當事者双方の請求を俟たず専ら自己の職務として、活動を開始する。仲裁委員長、若しくは仲裁官は、先づ第一に、總括的和解の締結を

成立せしめんことを試みる。その努力の無効に終りたる場合には、雇主及被傭者の各二名の陪審官を有する裁判長を、繫争當事者双方の各同數陪審者を有する仲裁官より成るるところの、仲裁裁判所が設置せられる。

自發的協定が成立せざる場合、仲裁裁判所は、判決を下す。判決は、和解に關する一定の諭示の通告より成立する。判決によつて仲裁所は、自ら、合目的性適宜性を商量せる法文を創造する即ち、彼等の活動は、現存法規の適用を基礎としない點に於いて、通常裁判と異なる。判決が、當事者双方より承認せらるゝならば、該判決は總括的協定として效力を有する。又該判決が兩當事者によりて承認せられざる場合にも、判決に含まるゝ規定が正當にして必要なるときは、一方の當事者の申請により又は職權を以つて、強制的なものとして宣告することを得、宣告は仲裁官又は勞働大臣これを行ふ。此の場合にも兩當事者によりて承認せられたると同様なる效力を有する。

(木) 仲裁制度の範圍と意義

利害關係者の協定によつて設立せられたる私設仲裁所について數字的記述をなすには、目下尙ほ未だ精確なる資料が缺けて居る。官廳的仲裁制度については、一九二五年に、二十四の獨立せる二部組織を有する百十九の仲裁委員が、總計一萬二千三百六十件の仲裁裁判手續を行つた。

此中、仲裁法廷に於ける辯論によつて解決せられたる九千六百十七件の中、七千六百八十六件は判決に俟つた。此等判決の中、二百七十は、直に決定的となり、三千百七十七は承認せられ、四千二百三十九は、當事者の一方又は双方より拒絶せられた。仲裁官によつては、合計千五十八件が解決せられた。

### 第三章 勞働憲章

#### 一 概説

##### (イ) 勞働憲章の概念

憲法第六十五條に依れば、「勞働者及使用人は、對等の權利を以て、企業者と共に、賃銀及び作業條件の統整、並に生産力の經濟的發展に參畫するの職分を有す」る。斯くの如き共同作業の行はるべき前提條件としては、被傭者階級（即ち、勞働者及使用者）の團結である。團結は、或は職業的基礎に於いて、勞働組合若しくは職業組合の形式に現はれ、或は經營的基礎に於いて行はれる。



後者の場合には、それは經營代表の形態に於いて活動する。而して憲法第六十五條に掲げられたる原則の實行に役立つところの凡ての施設は、勞働憲章の概念の中に包攝せられる。

(ロ) 團結の意義

一般に孤立する被傭者は、彼れの商品即ち勞働力に稀少性價値がないから、従つて勞働力の價格決定に、何等の力を及ぼし得ない。然るにこれに反して、組織せられ、連帶的思想を有する被傭者團體は、相互競争を排除することによりて、勞働價格決定を左右することが出来る。勿論勞働價格を左右し得るこいふても、それは唯だ、常に其時の經濟狀況の範圍内に於いてのみ可能であらう。既に述べたるが如く、賃銀勞働者は、勞働力が大體に於いて供給過多に傾き易いところへ、一方法律によつて自由競争が行はるゝが爲め、常に搾取の憂目を見て居た。そこで、勞働階級の間には、獨り、援助を國家に仰がんとするの意が動いたのみならず、亦、自力的團結によつて勞働市場に影響を及ぼし、之によりて、より善き勞働條件及び生活條件への向上の途を拓かんとする意志が覺醒した。斯くの如き團結は、單なる申合はせに基づく一時的のものなるこもあり、或は、永續的のこもあるが、その目的とするところは、終始一貫常に共同的行動によつて、團結者の勞働條件(賃銀、勞働時間、經營保護、經營に於ける法律的地位等)を改善するに在るこを特質とする。

(ハ) 勞働團結と勞働市場

被傭者の團結が、眞にその目的を達せしめんとするならば、何よりも先づ始めに所期の目標が果して到達可能なりや否やに關する正確詳密なる報告資料がなければならぬ。最高度に發展したる團結形式である勞働組合は、之れが爲めに、當局官憲の手に成る統計的事實のみならず、亦特に此目的の爲めに行はる獨自の調査を利用するを常とする。勞働市場に影響を及ぼすこは、種々なる様式に於いて行はれ得る。或一種の職業内に於ける勞働力の供給過多は、該職業の新來者若しくは外國よりの輸入勞働者を警戒するこによつて妨ぐこが出来る。若し個々の企業若しくは工業に、不利益なる勞働關係が行はれて居るならば、之が對策としては、新しき勞働力の侵入を計畫的に阻止するこによつて、件の企業又は工業を、交通遮断に處するこが出来る。最も危險なる、併し乍ら、場合によりては最も有效なる最後の手段としては、同盟罷業を擧げなければならぬ。同盟罷業には、統計的調査、各組合間の交渉、及び規則正しき醜金によつて必要な軍資金の調達等諸般の用意周到なる準備が肝要である。罷業の開始、範圍及び終結は、豫の精密に決定せられなければならぬ。指揮は、計畫的に同盟罷業本部より行はれ、同盟罷業哨兵は、罷業破り及び外部人の來援に對して嚴重に警戒する。

(二) 團結權及び同盟罷業權

(a) 團結權

團結權は、被傭者に取つて甚大なる意義を有するのであるから、勞働運動の發生して以來、此權利の承認を求めて幾多の戦闘が行はれた。吾が獨逸共和國の立法は、如何にも團結權を改善したには相違ないが、尙ほ全然、未完成の状態にあると言ふべきである。團結の自由は、現今、具體的賃銀闘争を目的とするに、一般的賃銀闘争を目的とするを問はず、苟も勞働條件及び經濟條件の確保及向上を目的とする凡ての集團がこれを有する。即ち團結自由は、かの革命前に於けるが如く、單に、營業人、營業助手、職人及び工場勞働者に對してのみならず、官吏、農業勞働者、奴僕、徒弟及び海員等あらゆる他の職業團體に對しても存在するのである。併し乍ら斯くの如く各人及び凡ての職業に對して、無制限なる結社及び集會の權利が保障せられて居ることは謂へ、惜しむべし、そこには團結の戦闘力に痛切なる影響を及ぼすところの缺陷が残つて居る。それは團結には、法律的拘束力が缺けて居ることである。團結より脱退することは、如何なる被傭者が如何なる時に之を敢てするも毫も妨がない、而かも團結には、訴願又は抗議の權利がない。更に、社會主義者の間には、孰れの團體にも參加せず、随つて團結權の一切の效果を没交渉なる人々に對して、團結權を保障する途の無いことが遺憾させられて居る。同様に亦刑法上の關係に於いても、團結權の保護が缺けて居る(例へば、同盟罷業に對して正當の權利を認められて居る勞働組合指導者でも、同盟罷業を以て威嚇することは、現行刑法に依り、時としては強迫未遂を以て罰せらるゝが如き、是れである)。

(b) 同盟罷業權

無制限なる團結權があるからきて、直に、無制限なる同盟罷業權が與へられて居ることには出來ない。成程、凡ての職業に對して一般的なる同盟罷業權は存在する。而かも此權利は、決して特殊なる勞働契約をして、その效力を失はしめない。唯だ、同盟罷業が、「權能ある」ものなるに限り、それは、勞働契約違反の法律的事實を成立せしめない。

二 經營代表

(イ) 法律上の基礎

經營憲章の法律の取締の嚆矢は、既に大戰勃發前の數年間に於いても之を認むることが出來た。併し、大戰に至つて、就中、かの補助勤務法の出づるに及んで、初めて、その成立は、決定的に促進せられた。現行取締に對する主要法律基礎は、一九二〇年二月四日の經營協議會法であつて、此

は翌一九二二年五月十二日に改正せられた。その適用範圍は、外洋及び内國航運業の經營を除いてあらゆる種類の公營及私營の經營を包括する。

經營協議會法に對する補足として、選舉令及び幾多の施行細則の外に、更に一九二二年二月五日の經營損益對照法、及び一九二二年二月十五日付の經營協議會委員の監督委員會出席に關する法律等がある。

(ロ) 經營代表の種類

經營協議會法が、經營代表の種類として列挙するものは、經營仲裁者、經營協議會、労働者協議會、使用人協議會、共同經營協議會、總括的經營協議會並に職員代表である。

被備者の法律的代表は、被備者數五名以下の經營には存在しない。被備者の數五名以上二十名以下で、少くも三名の被備者が被選舉權を有する場合には、代表者として、一名、時としては、労働者及び使用人に對して各一名の經營仲裁者が選舉せられる。經營が二十名以上の場合には、經營協議會が選定せられる。經營協議會員の數は、該經營に従業する被備者の數に應じて決定せらるゝけれども、最高三十名を超ゆることはない。若し、經營協議會に於いて、労働者及び使用人が代表せらるゝ場合には、彼等の經濟的特殊利益を保護せんが爲めに、労働者協議會、使用人協議會が

設置せられる。

互に接近せる同種類の數經營、若しくは一の經營目的の爲に聯絡する數經營が、同一所有者の手に屬する場合には、前述の個別的經營協議會と相並んで、總括的經營協議會が設立され得る。之と同様の場合に、總括的經營協議會及び個別的經營協議會の代りに、共同經營協議會を設くることも出来る。而して職員代表は、法律には、詳細に規定せられて居ない。法律は單に、職員代表と經營協議會との間に於ける若干の關係を規制するに止まつて居る。

(ハ) 經營代表の選舉

十八歳以上の被備者は凡て經營代表の選舉權を有する。少くも二十四歳に達し、選舉權を有する獨逸人にして、少くも三年以來當該職業又は營業に従事し、且つ、少くも最近六ヶ月以來、正規的に當該經營に従業したる者は、被選舉權を有する。選舉は無記名にして、比例選舉の原則に従つて行はれる。唯だ、經營仲裁者のみは、單なる投票多數を以て選舉せられる。

(ニ) 經營代表の任務

經營代表の任務は、一方に於いて、雇主に對し、被備者の經濟的利益を擁護し、他方に於いて經營の目的の達成に關して雇主を援助するにある。

(a) 利益代表の實行

經營代表は、利益代表の實行に當つて、就中、賃率契約や、承認せられたる仲裁判決や、労働者保護規定の貫徹を監視するの義務を有する。若し賃率契約が存在しないときは、經營代表は、労働組合の諒解の下に、労働条件の制定に参加し、又經營に於ける總括的爭議の際には、仲裁委員を申請するの権利を有する。彼等は、雇主を作業規定其他の勤務規則を取極め、雇入及び解雇の議に参加し、且つ、福利施設の管理に關與する。

(b) 雇主に對する援助

經營目的の達成の爲めに雇主を援助することは經營代表の第二の任務である。此の任務の中の主要なる事項は、經濟的目的を有する經營に於いて、經營方針を協議し、又新しき労働方法を実施する際に助力することによりて、該經營の収益性を増進せしむることである。經營代表は此の任務を遂行する爲めに、特殊の説明及報告を要求し、損益對照表及び賃銀簿を閱覽し又は説明せしめ、且つ場合によつては、一人乃至二人の代表者を監査會議に派遣するの権利を有する。

(水) 經營代表の實績

經營代表制は、創始以來日尚ほ淺き制度であり、従つてその實績に關して決定的判断を下すこと

は出来ない。經營協議會の効果や、その従業員及び經營幹部との關係に就いて吾人が接受する報告は、今日までのところでは、甚だ面白からざる結果を示して居る。概して經營代表は、大規模なる經營の方が、中規模又は小規模のものに於けるよりも、實績良好なるが如くである。到る處に認めらるゝ種々なる障礙は、向後長年月の發展を経るまでは、容易に閉却を許さざる重大なる意義を持つて居る。被傭者側に於ける、甚しき興味の缺乏は、往々にして——特に田舎の地方に於いて——一般に經營代表そのものゝ成立を妨ぐる程であるが、此興味の缺乏といふことや、經營協議會員の不十分なる素養や、彼等の往々にして階級争闘的なる態度や、乃至は經營代表と労働組合との間に於ける尙ほ未だ充分釋然たらざる關係、而して多くの經營幹部の猜疑的態度等、此等は悉く、經營協議會思想の健全なる效果發現に對する、力強き障礙である。此等の障礙が征服せられたる曉に至り、初めて、經營代表制度は、眞に、此法律制定の理由に謂はゆる「被傭者を、意志無く、労働目的を意識せざる、生産過程の部員より轉じて、責任と労働を欣求する生産助力者たらしむる」ことを得るのである。

(へ) 全國經濟協議會

憲法第六十五條は、諸般の經營代表に對する一種上局として、經濟領域に従つて分類せらるゝ

多くの地方労働者協議會及び一個の全國労働者協議會を規定して居る。此等の被備者階級特別代表機關は夫に對應する雇主組織及び「其他關係ある大衆諸階級」の代表者と聯合して、地方經濟協議會及び全國經濟協議會を組織する。此等の憲法上に規定せられたる各種協議會の中、今日までに實現せられたのは、「臨時的全國經濟協議會」のみである。此協議會を構成する主要なるものは、雇主及び被備者の組合代表者、並に、消費者、官公吏及自由職業の代表者、政府及び聯邦會議より任命せらるゝ各十二名の協議員である。全國經濟協議會は、社會政策及び經濟政策上、基礎決定的意義を有する法案の提出に當つて、立案及び意見發表の權を有する。決定的なる全國經濟評議會の設立に對する法律的基础は、目下立案中である。

### 三 労働組合

#### (イ) 概説

##### (a) 本質及び意義

労働組合は、労働者、使用人及び官公吏が、自己の經濟的及社會的狀態を、連帶的行動によりて向上せしむるの目的を以て組織する職業團體である。それは、職業的團結の方法によりて、労働契

約の形成に對して、非組織孤立の被備者が如何に大なる頭数を以てするも、到底企て及ばざるが如き大なる影響を與ふることを、被備者階級に可能ならしめる。労働組合は、或は、謂はゆる職業別組合、例へば、時計職労働組合の如く同一種類の仕事に従ふ被備者のみを包含することあり、或は謂はゆる産業別組合、例へば金屬工業労働者組合の如く、相互聯絡關係ある諸種の職業集團に屬する被備者を包含することもある。労働組合と、單なる一時的團結との差異は、繼續期間、組織の嚴密、及び任務範圍の廣大等の點に存する。労働組合は、又労働者協會 (Der Arbeiterverein) の混同せられてはならない。後者は、その目的とするところ、労働條件に非ずして、宗教、運動遊戯、社交若しくは修養等に在るものである。但しそれが往々にして、労働組合と密接なる關係に立つことあるは、言を俟たない。

##### (b) 目的及び手段

労働組合の究極的目標は被備者階級の經濟的並に社會的向上である。この究極的目標よりして、次の如き個々の主要任務を生ずる、即ち労働市場に對する影響、労働條件の改善、(賃率契約の締結に當つての協力)、被備者の生命及健康の保護、適宜なる團結權に對する配慮等、是れである。而して此等任務の目的とするところは、單に雇主に對する被備者の利益を代表するのみならず、亦同時

に、輿論、行政機關及び就中、立法團體に對して影響を及ぼすことに存するのである。

勞働組合が眞に經濟生活に於ける勢力要素たらんことを欲するならば、それは是非とも、人數の物質的手段の重力を必要とする。それ故に勞働組合が努力するところは成る程、直接にその所屬者の生活状態を向上せしむるに役立つが、然かしそれと同時に一方には、新しき所屬者を勧誘し、若しくは舊所屬者を確保せんが爲め、程度に多少の差はあれ、要するに正しく煽動手段であることが少くない。之に屬するものは、例へば、あらゆる種類の扶助施設（失業、病氣、移轉、同業等の際に於ける扶助）、勞働紹介、勞働爭議の場合の無料法律保護、住宅救濟、民衆銀行の設立、専門的補習教育、及び社交的設備等である。凡て此等の施設は、勞働闘争及びボイコットの貫徹に取つて最大の意義を有する被備者階級の連帶感を、覺醒し又は増進せしむるに、極めて適當なる手段である。

(c) 組織

個々の勞働組合の機關は、通例、組合大會に於いて選舉せらるる組合長、並に委員若しくは顧問である。市町村内に於いて被備者が組織せらるる場合、勞働組合は地區集團を設け、同一方向（例へば、自由勞働組合、基督教勞働組合、若しくはヒルシュツンカー勞働組合といふが如き）の此の

集團は更に聯合して、カルテル又は各地委員となる、此は、主として各地集團の爲めに、共通的に、教養制度及法律相談等の方向に於いて活動する。同一方向の凡ての勞働組合は、勞働組合會議に於いて代表せられる。此會議よりして、最高組合の會長が選舉せられる。

(d) 醴金及び給付

勞働組合の資金は、組合員の醴金によりて調達する。醴金は原則として、男女、年齢及び賃銀高に從つて差等を設ける。非常の場合には、臨時醴金を徵集することが出来る。

反對給付は、勞働組合が、その時々々の財政状態に從つて與へる。その主要なるものは、旅費及移轉費用、失業及不時失職扶助、弔慰金、休業、工場閉鎖並に法律保護の際の扶助の支給である。

(□) 勞働組合運動内部に於ける主要方向

(a) 自由勞働組合

獨逸に於ける被備者の組織中、自由勞働組合は、懸絶して最も有力なる集團である。現今同組合の所屬員は、約八百八十一萬人を算し、獨逸の組織被備者總數の約六十六パーセントを占めて居る同組合は、孰れの政黨に對しても、何等確定的關係を有せず、又、自ら努めて、偏頗せる政黨政治的態度を避けんことを欲するものは謂ふものゝ、尙ほ彼等の態度は、原則として、社會主義的（多數

社會黨的)を稱するところを妨げない。彼等が「プロレタリアートの階級努力の焦點」と呼ばれるところは、偶然でない。

労働者の頂點的組合は、獨逸労働總同盟 (A. D. G. B.) 使用人のそれは、一般自由使用人同盟 (A. F. A.) 官公吏側に在つては、一般獨逸官公吏同盟 (Der Allgemeine Deutsche Beamtenbund) である。此等の頂點的組合は、一個の謂はゆる屋蓋組合なる自由労働組合聯合集團組織協會 (Der Organisatorische Gemeinschaft der freigewerkschaftlichen Verbandgruppen) に統括せられる。

### (b) 基督教労働組合

基督教労働組合は、前世紀の中葉以降、社會主義の排宗教的傾向に對する反動として生起したものであつて、實證的基督教主義の根柢に立つて居る。宗派共通のであり、政黨政治的には中立であるが、併し國民的思想を高唱する。自由労働組合を反對に、彼等は當初より、どこまでも、現存の國家及び社會秩序を基礎として、被備者階級の向上を庶幾し、そして出來得る限り平和なる途、特に被備者と雇主との間の協調によりて、その目的地に到達せんことに努力し來つた。同盟罷工を決して排斥するものではないが、但だ之を以て、彼等の任務を遂行せんが爲めの最後の手段を考へて

居る。「戦闘は、その目標に於いても、その遂行の方法に於いても、正義と愛との基督教的原则を相反するところを容さない。」

現在の所屬者は獨逸の既組織被備者の一四パーセントに當る百八十八萬人を算する。頂點的組合は、被備者側に在りては、獨逸基督教労働組合總聯合 (Der Gesamtverband der Christlichen Gewerkschaften Deutschlands)、使用人側に在りては、獨逸使用人労働組合總聯合 (Der Gesamtverband Deutscher Angestelltenvereine; Gedag.)、官公吏側に於いては、獨逸官公吏労働組合總聯合 (Der Gesamtverband Deutscher Beamtenvereine) であり、屋蓋組合は、獨逸労働組合同盟 (Der Deutsche Gewerkschaftsbund) である。

### (c) 獨逸労働聯合

一八六八年、進歩黨員マクス・ヒルシュ及びフランツ・ツンカーによつて創立せられたところより、ヒルシュ・ツンカー労働組合とも呼ばれる。この獨逸労働聯合 (Die Deutsche Gewerkschaften) は自由主義的國民的基礎の上に立つて居る。政治的には中立の原則を主張するけれども、夙に、政治的自由主義と緊密なる接觸を保ち來つた。政治的自由主義と同じく、ヒルシュ・ツンカー労働組合も亦、凡そ資本と労働との利害は先天的に調和すべきものにして、その同時に動搖に累せらるるも

精々一時的なるに過ぎずとする信念が、決定的思想となつて居る。随つて此勞働組合は、階級闘争の社會的理念に對しては、全然否定的態度を探り、そして原則として、被傭者の状態を、現存社會秩序の基礎の上に、且つ出來得る限り平和的なる道によりて改善せんことを欲する。「對等の權利、協定、仲裁々判、而して緊迫せる状態に於いて、初めて、併し乍らその時には勇猛に果敢に、同盟罷業。」

ヒルシユ・ヅンカー勞働組合は、その組織に於いて英國の勞働組合を密接に踏襲し、現在約六十七萬八千人、即ち既組織被傭者總數の五パーセントを包擁する。頂點的組合は、勞働者側に於いて獨逸勞働組合聯合 (Der Verband der Deutschen Gewerksvereine; Hirsch-Dunker) 使用人側に於いて、使用人勞働組合 (Der Gewerkschaftsbund der Angestellten; G. D. A.) 官公吏側に在りては、獨逸官公吏組合 (Der Ring Deutscher Beamtenverbände) である。此外、一般鐵道従業員組合 (Der Allgemeine Eisenbahnerverband) も之に屬する。屋蓋組合は、勞働組合リンク (Der Gewerkschaftsring) である。

(d) 小規模勞働組合

以上三つの主要勞働組合の外、尙ほ小なる勞働組合、獨立の聯合及び宗派的協會の一群がある。

左にその最も著しきものを列挙する。

經濟平和的「黄色」勞働組合 (Die Wirtschaftsfriedlichen "gelben" Gewerkschaften) は、雇主と協働して、單なる平和的相互諒解の道により、その目的を達せんことを欲する。現今約二十八萬三千人の所屬者を算し、頂點的組織は、獨逸職業組合全國聯合 (Der Nationalverband Deutscher Berufsverbände) である。雇主は、一九一八年に爾餘の勞働組合との間の取極に基き、黄色勞働聯合に對する獎勵援助を放棄した。

共產主義的方向の勞働組合に對する頂點組織は、「獨逸筋肉及び頭腦勞働者聯盟 (Die Union der Hand- und Kopfarbeiter Deutschlands) 及び「一般勞働者聯盟」(Die Allgemeine Arbeiterunion) である。全然急進的なるサンチカリズム的なる勞働組合は、總同盟罷業、怠業、消極的抵抗及び其他の恐怖主義的手段によつて、現存生産秩序の顛覆を宣言して居る。その頂點的組合は、「自由勞働者聯盟」(Die Freie Arbeiterunion) である。國民政策的特殊組織としては、以上の外、主として、礦夫の所屬するポーランド職業組合 (Die Polnische Berufsvereinigung) を擧ぐべきである。



## 第四章 労働者保護

### 一 概説

#### (イ) 概念

茲に労働者保護と稱するは、労働關係の中に在る被傭者を、彼の從業の様式若しくは繼續より、或は彼が活動しつゝある經營の特性より、直接に發生する禍害に對して、保護すべき、諸般の法律的處置のこゝである。之より一層廣義なる定義は、右の外に、労働者より労働關係に取つて生じ得るあらゆる不利益に對する保護をも包含する。随つて例へば、契約保護並に特に賃銀保護をも亦、労働者保護の概念の中に包含する。

茲に解せらるゝ狹義に於ける労働者保護は、主として次の如くにして、その效果を示す。即ちそれは、被傭者全體の爲めに、労働時間の制限を設定し、並に經營に於ける彼等の生命と健康とを保全せんが爲めに種々の施設を講ずる。更にそれは、婦人、及び幼少年が、普通の成人労働者よりも一層多くの庇護を受くる必要あるに鑑みて、特別な保護規定を設ける。

#### (ロ) 労働者保護の必要及び意義

經驗に徴するに、何れの産業國に在りても、企業家若しくは労働者は、資本主義的經濟秩序が、兒童及婦人労働、労働時間規定或は工場衛生等の領域に於いて發生せしめたる諸種の弊害の最も甚しきものをも、獨自の力を以てしては、到底除去するこゝを得なかつた。激甚なる競争は、常に被傭者をして、單に賃銀に關してのみならず、亦適宜なる労働時間及健全なる作業場の要求に關しても、出來得る限り下値を唱へて、彼れの朋輩を打ち負かさんと努むるを餘儀無くせしめた。他方に於いては、幾多の企業家の労働狀態を改善せんとする折角の善意も、斯かる改造を實行したる曉には、非人道的なる貪慾なる他の企業家に對抗して競争能力を持続するこゝの到底不可能なるが爲めに、空しく挫折して仕舞つた。それ故に何れの國に在りても、現存の禍害を除去し若しくは輕減する爲めには、必ず先づ國家の干渉、法律によつて遂行せらるゝ一般的労働者保護を必要としたのである。

労働者保護の大なる國民經濟的意義は、之によりて實現せらるゝ生産力の維持及増大に存する。労働者保護は、被傭者の肉體的傷害を豫防するこゝによりて、獨り民衆健康の助長のみならず、同時に亦、——蓋し身體的衰弱は、往々にして道德的頹廢と互に手を携ふるものなるが故に——民衆

道德の向上に資するに甚だ多い。更に、労働者保護は、二つの方向に於いて、豫防的並に養成的に効果を發揮する。即ち、それは、或る程度に於いて、被傭者相互間の賃銀低減競争を防止し、且つ他方に於いて、企業者階級の内部に於ける不純なる競争を遏抑する。

(ハ) 適用範圍

國は労働者保護法を發布する權利を有する(憲法第一百五十七條)。労働者保護法の規定の適用を受ける者は、就中、營業的労働者(營業法第七章)、即ち雇傭關係に基づき、工場労働者、助手、職人、徒弟、技術者、職長、經營職員、若しくは之に類似の地位に於いて、工業、商業、交通その他の經營に従事する凡ての人々である。家内營業者は、被傭者を使役せざる場合に、労働者として認められる。

(ニ) 法律上の基礎

労働者保護に關する規定は、諸種の法律及び命令の中に散在する(營業法、商法、保險法、兒童保護法、家内労働法、暫行農業労働令、労働時間令その他)。特に經營保護、労働時間保護及び労働監督のあらゆる問題に對する總括的統整としての一般的労働保護法は、目下立案中である。此法案はさきにワシントンに於いて決定せられたる各種の取極の批准を豫想して居る。

(ホ) 労働者保護法の實施

(a) 營業監督の困難

如何に完備せる労働者保護法に雖も、若しその實施に對して、周密なる監督が伴ひ、且つその規定の遵守が保障せらるゝに非れば、畢竟無用の長物たるに過ぎない。保護法の實施に役立つべき諸規則が甚しく複雑多岐なる爲めに、此の監督は、異常に困難なる事業であつて、國家に對しては周到なる組織を、又監督實行の諸機關に對しては、個人的熟練と法律的、社會政策的並に技術的知識の大なる造詣を要求する。

(b) 實行機關

労働者保護法の實施、即ちそれを監督して嚴守せしむることは、一部分は特殊なる營業監督官(男女の營業監督官、工場検査官)の任務であり、一部分は警察官憲の活動に屬する。此の外に尙ほ労働者委員、經營協議會及び醫師等の協力をも俟つものである。技術的方面の多くの任務に當りては、營業監督官は、災害保險同業組合の職員の援助を仰ぐ。又蒸氣汽罐設備の監督に當つては、謂はゆる汽罐監督協會が、當該官憲に助力する。

(c) 營業監督官の活動

營業監督官は、晝夜を問はず、その管轄區域に屬する凡ての經營を統制する權利を有する。彼等は更に、統制に必要な特種の報告、統計的事實及その他の材料を、雇主より要求することが出来る。彼等は亦、經營協議會を協力せしむることも出来る。

營業監督官は、出來得る限り好意的勸告の途によつて、その目的を達することを欲する(例へば、建築計畫に對して注意を與ふるが如き、その重要なものである)。必要な場合に使用し得る強制手段は、或は一般行政的強制手段(賠償規程、罰金、直接強制)或は特に、勞働者保護の強制手段(少年及徒弟に對する解雇強制、警察令による經營休止)である。

營業監督官は、違法ならざる業務又は經營の秘密は、之を守るべき義務を有することは謂はまでもない。彼等はその活動に就いて、年次報告を提出しなければならない。此の報告の中には實際狀態の説明が含まれて居るので、社會政策上、極めて重要な意義を有する。一九二五年中、營業監督官によつて調査せられたる營業的設備は、合計十二萬五千三百三十一の多きに上つた。その中、八萬千五百六十二は、十名以上の勞働者を使用するものであつた。

## 二 一般的勞働時間保護

### (イ) 勞働時間保護の問題

勞働時間保護、即ち法律が、勞働の繼續、休憩及び日曜休業に關して、被備者に與ふる保護は、社會政策上、たしかに、最も議論多き問題である。殊に最近十年間に於いて、勞働時間制限の問題並に此問題が究極に於いて歸着するところの一日八時間勞働制の爲めの論争は、之より生じ來る無數の問題と共に、最も活潑なる論議の對象であつた。かくて學者に實際家、政黨政治家に勞働組合指導者に雇主代表者は、孰れも最大なる關心を以つて、第一次的に、勞働繼續と勞働緊密性と關係、勞働時間短縮と個々の企業の収益性との關係、並に勞働時間短縮の國民經濟的生產結果に及ぼす影響等について論議をたゞかはした。

#### (a) 被備者の態度

數十年來、勞働組合運動が主要目的の一とした、勞働時間の八時間への短縮は、被備者に從來よりも一層文化的進歩に参加する可能性を與へた。それは被備者が、その一般的並に専門的修養を積み、より多く家族の爲めに力を竭し、政治的並に勞働組合的に活動し、且つ運動遊戯若しくは園藝を樂しみ、或は亦以前よりも長時間休息することよりして、職業生活の健康に及ぼす禍害を阻止すべき時間を彼に與へる。此の外、八時間勞働制は、常に、勞働力に對する需要の増加を伴ふもの

を考へられ、随つて失業の危険を減少し、且つ一般に賃銀を増進せしむるの效果ありと信ぜらるゝが故に、それは被傭者の大衆により、革命時代の最重要なる社會的成果と目せられ、そして苟も利用し得べきあらゆる手段を以て、擁護主張せられたのである。

(b) 企業家の態度

資本主義の立場よりすれば、勞働業績が、その量及質に於いて、支拂はれたる賃銀、及び原料、燃料、照明料、並に機械や道具の消耗より生ずる物質的費用に對して、適當なる比例を保つ限り、毎日の勞働時間を延長することが有利であるが如くに見える。それ故に企業者の大多数は、勞働時間の短縮殊に一日最大限八時間勞働の法律的實施に對しては、全然否定的の態度を固執して居る。企業者側のかゝる原則的態度は、更に彼等の廣き範圍に於いて主張せらるゝ見解、即ち勞働者は、勞働時間短縮によつて得たる自由時間を、彼自身の爲めにも有益ならず、亦社會一般の利益にもあらざる方法（飲食店、劣悪なる活動寫眞興行等への出入、精力を消盡する内職副業、散漫なる政治運動等）に空費するを常とするこいふ見解によつて、一層硬化する。そして短縮せられたる勞働時間の結果として生ずる業績減退を、勞働緊密性の増進によりて平均することに就いては、或者は全然不可能なりと言ひ、或者はそれが可能なりとしても、その成否は、被傭者の意志に依存することに甚

だ多く、随つて、確實に期待するわけには行かないと考へて居る。

併し乍ら、一般企業者間に行はるゝかゝる態度に反對に、若干の雇主は、夙に人道的理由よりして、勞働時間の極度の短縮に賛成するのみならず、亦、彼等自身の經營に於ける勇敢なる勞働時間短縮によりて、彼等の計畫の實行可能性、更に進んで、短縮の經濟的合目的性をすら立證せんことをしたのである。（オーウエン、フレゼ、アツベ、フロモント等。）

(c) 八時間制と社會政策

勞働時間の制限が、廣き民衆諸層に取つて絶対に願はしきことであり、且つ疑もなく社會全體の爲めに利益であることは、苟も社會政策を以て念及する程のあらゆる人々の確信である。唯だ問題は、果して斯くの如き短縮が、國民經濟的生產結果の減少を伴ひ、時恰も現今の如き經濟的並に政治的狀態に在つて、獨り社會全體のみならず、特に亦被傭者階級に取つて、最大なる不利益を與ふる恐無きか否かにある。併し乍ら此は一片の杞憂に過ぎない。勞働時間の短縮が必しも常に、それ自身に於いて既に勞働量の降下を意味するものに非ることは、夙に幾多の實例によつて證明せられ且つ、理論的説明によつて、根據を與へられたる一個の事實である。八時間勞働制によれば、確かに勞働緊張性を最高度に到達せしめ得るであらうとこいふこと、並に此の緊張によつて八時間制

は、經營の収益性に秋毫の損害を與ふることなしに、實施せらるべく、國民經濟的理由よりしても寧ろ之を獎勵せざるべからずとの主張も、同様に屢々高唱せらるゝところある。此主張を證明する實例として、或は、單に個々の企業、若しくは個々の産業部門全體に於いて、八時間労働制實施によつて得られたる好都合なる經驗が引例せられ、(ウェップ、コックス、レー、シユラー等)、更に進んで實際的經驗と生理的並に實驗心理的研究とを基礎として、八時間労働制度により達成し得べき労働緊張性の最高度に關する國民經濟的理論すら建設せられた。(アツベ、フォン・プフ、フレゼ等)。八時間労働制の主張者が、増加せる労働緊密性と相並んで、生産増加の要素として常に舉示するものは、短縮せられたる労働時間の實施が多くの場合に伴ふべき常とするところの技術的改良、及び科學的經營方針への推移である。

然しながら今日に於いて、労働時間短縮の問題に關する決定的斷案を下すことは、不可能なるが如く見える。蓋し此方面に於いては、卒直なる觀察に基づく實際的經驗と方法論的に申分無き科學的研究とが、未だ不充分である。雇主側に於いても、被備者側に於いても、共に、卒直なる態度と冷靜なる熟思が缺けて居る。労働時間短縮の問題に關する凡ての斷定に當つては、孰れにもせよ、その效果に關して、精密に評價することの不可能なる幾多の分子が、大なる役割を演じつゝあるこ

ことを三思しなければならぬ。その中に就いても最も考へらるゝものは、被備者の意志衝動が有する意義、時間給賃銀と出來高賃銀とが労働業績に及ぼす影響、舊式なる經營と近代式なる經營と、若しくは手労働と機械労働とに於ける労働速度の促進可能性の差等の諸事項である。

唯だ、労働時間を與へられたる限度に確持しつゝ、漸次に之を低下せしむるは、八時間制實施の經濟的理由たる生産増加を、たしかに實現し得るこいふことは言ひ得る。又社會政策の立場よりして、餘剰労働は原則として、被備者の健康に何等の損害を來たさず、且つ事實上業績を向上せしめる場合に限つて許さるべきであるこいふことは、確言するを憚らない。之を要するに、労働時間の減少によつて生ずる國民經濟的生産低減を、生産技術の進歩と労働方法及び經營組織の改善によつて補償することゝ努めなければならない。

#### (ロ) 労働時間の法律的取締

##### (a) 被保護者

労働時間を法律的に保護せらるゝ人々は、主として鑛業をも含む凡ての營業的經營、國、聯邦、市町村並び市町村聯合の經營、及び營業的農業副業等に於ける、あらゆる營業的労働者、商業及技術的使用人、經營職員、職長、技術家、事務室使用人及徒弟である。(一九一八年十一月二十三日、

一九一九年三月十八日、一九二三年十二月二十一日の各命令。)

農業労働時間は、一九一九年一月二十四日の暫行農業労働法に於いて、病院に於ける労働時間は、一九二四年二月十三日の命令に於いて規定せられて居る。パン製造工場及菓子工場に於ける被傭者に對しては、一九一八年十一月二十三日の規定（一日八時間労働制、殆んど完全なる日曜休業夜業禁止）が、引續き效力を保つて居る。

薬局の助手及徒弟、家庭助手及家内労働者に對する法律的规定は未だ缺けて居る。

(b) 一日最大限八時間労働制と規範的八時間労働制

一九一八年十一月十二日の人民代者協議會の綱領宣言に基づき、一九一八年十一月二十三日、同十二月十七日並に一九一九年三月十八日の労働時間法は、原則として、労働者及使用人に對する最大限八時間、及び一週四十八時間の制度を確立した。例外の許さるゝ場合に對しては、別に詳細なる規定が設けられた。此等の法令は、元來單に經濟的復員の時代の爲めに制定せられたものであつて、その後引續き一九二三年十一月十七日まで延長せられたが、次いで、獨逸經濟の事業能力を最高限度に向上せしむるの必要に鑑みて、廢止せられた。

一九二三年十二月二十八日の労働時間に關する命令によつて全く新しき規則が設けられた。同命

令は、前に述べた復員時代の法令を復活せしめ、且つ原則として一日八時間労働制を固執したことはいふものゝ、新に許さるべき例外を夥しく設けたが爲め、事實として一日八時間労働制は、單に規範的労働時間たるに止まり、一日最大限労働時間は、十時間までに高められた。營業法並にその附則中の當該規定は、新しき規定と矛盾せざる限り、労働時間令と相並んで、十分なる效力を保留して居る。

(c) 例外の可能

新制の労働時間令は、最大限労働時間を十時間に、緊急なる理由ある場合には更にそれ以上にまでも延長することを、賃率契約及び官廳の命令によりて可能ならしめた。又、それは、既存の最大限労働時間の例外をも著しく増加した。以下に、労働時間の増加が——大抵は法定の經營代表に對する諮問を経て——原則として可能なる諸種の場合を詳述する。

八時間労働制の例外は、労働時間の不足を同一週又は翌週の他の勤務日に於ける餘剰労働によりて補償することの可能なる場合に、既に認められて居る。毎日の労働時間を、八時間より十時間に増加することは、最も一般的に賃率契約によつて許される。規則正しく且つ夥多なる労働準備を有する産業部門又は労働者集團に對しては、一日八時間労働制の原則に従はざる規則を、それが既に

賃率契約に於いて定められて居ない限り、勞働大臣の命令によつて制定することが出来る。賃率契約が無い場合に、一般に原則的八時間制を増加するには、企業者の申請に基づいて、所轄官憲に於いて之れが許可を與ふることが得る。但し此許可は、取消し得るものである。

突然、超過勞働の必要を生じたる場合に對し、若干の自由を雇主に與へんが爲め、一年の中の三十日を限り、その被傭者をして、八時間勞働以上、二時間を限度とする餘剩勞働に従事せしむるの権利が與へられて居る。見張、掃除、運轉の整理及再始の爲めの勞働、並に船舶及び鐵道車輛の積荷及荷卸しに在りては、八時間勞働は、婦人及少年被傭者に對して最高一時間、成人男子被傭者に對して最高二時間だけ、毎日を超過することを許される。

特に危険に暴さるゝこと多き勞働に従事する勞働者に對しては、法律的に確定せられたる勞働時間の超過は、唯だそれが一般的福利の見地よりして緊急必要なる場合、若しくは多年の經驗に鑑みて何等弊害の憂無きことが實證せられたる場合に、半時間を超えざる範圍に限りて許され得る。至急を要する場合、若しくは、原料の壞廢及び生産結果の失敗を豫防せんが爲めに、猶豫遲滯無く敢行せられなければならないやうな一時的勞働に在りてのみ、勞働時間は、何等の制限をも受くるの要が無い。

鑛業に對しては特別な取締規則がある。地下勞働に在りては、攝氏二十八度以上の溫度を有する就業場に對して、勞働時間の短縮が協定せられなければならない規定である。然らざれば、鑛業管轄官廳自ら之を命令する。石炭坑業に於いては、交替時間が、正規の毎日勞働時間と認められる。

(d) 保健的の最大限勞働時間

一般的勞働時間保護と相並んで、健康に害ある經營、即ち毎日勞働時間の過度の繼續によりて勞働者の健康が危くせらるゝ經營に對しては、一種特別な勞働時間保護がある（營業法第二百二十條以下）。斯かる經營に對しては、或はその中の特殊なる仕事に對し、或はあらゆる勞働に對して參議院の同意を経たる政府の命令、地方中央官廳若しくは警察官廳の命令、若しくは警察處分によりて繼續勞働時間、開始及終結、並に休憩時間を確定することが出来る。

(e) 休息時間及び休憩

毎日の勞働時間の開始及終結、並に休憩に對しては、法律的に取締が無い。それは、作業規定によつて決定さるゝことになつて居る。

使用人に對しては、毎日六時間以上の勞働に服する場合には、法律を以て、半時間の休憩が規定

せられて居る。若し勞働が午後四時以後に終るならば、少くも一時間半の正午休憩を與へなければならぬ。又使用人に對しては繼續休息時間、少くも十一時間與へなければならぬ。公開的の販賣所に於ける勞働に對しては、特に店舗閉鎖に關する規定を遵守しなければならない。(營業法c—i條。一九一九年三月十八日の命令。)

(f) 日曜休業

營業的經營に於ける凡ての被傭者に對しては、日曜休業の命令がある。此れは、生産的營業、商業及藥局に在りては、多くの場合に、完全なる從業禁止と同様の意味である。家内工業に對しては警察令によりて日曜休業が實施せられ得る。

日曜休業の命令に對する除外例は、主として、旅館、飲食店、酒場等の如き特種の營業、物品販賣業及特種の必要なる勞働、生活必需品營業、發動機關を以て勞働する經營、性質上猶豫又は中止を許さざる生産的營業、煉鐵爐を設備する工業、季節的工業、並に異常なる禍害を豫防せんが爲めに行はるゝ勞働等である。商業に於いては、日曜勞働に對して、一定數の例外日曜が設けられ得る。(營業法第一百五條a乃至i號。家内工業法第六條、一九一九二月五日の商業及藥局に於ける日曜休業に關する命令。)

三 一般的經營保護

(1) 意義

經營保護、若しくは技術的勞働者保護は、經營の種類性質より被傭者を脅かすところの、健康上又は道徳上の危險を、除去若しくは減少せんことを目的とする。近代的生産過程に於いて、職業的從業によりて生ずる災害事故及病氣の夥しき數に鑑みる時、社會政策的並に經濟政策的根據よりして此等災禍の防遏に就いては、社會一般に甚深なる利害關係があるといはねばならない。

(2) 主體及び手段

經營保護の遂行に參與するものは、被傭者に相並んで、經營代表、營業監督官、營業醫、警察官、同業組合、及び汽罐監督協會である。營業衛生の助成の爲めに、當局諸官廳、雇主及被傭者の諸組織、社會保險の擔當者、専門組合及學者等は、聯合して、「獨逸營業衛生協會」を創立した。災害事故防止に對しては、獨逸同業組合聯盟の中に、特に災害防止本部が設立せられ、「災害防止協働」の事務が、之に委託せられて居る。「災害防止協働」に包括せらるゝ主要なるものは、右の外、營業監督官吏協會、獨逸機械製造所協會、並に、勞働組合の頂點的組織である。



災害保護及び營業衛生の技術は、特に最近數年間に長足の進歩を遂げた。機械及び發動機に於ける保護設備、洗滌室、通風施設、勞働者保護服裝、呼吸保護器具等には、最も有效なる改良が施された。併し乍ら、若し經營保護の完成といふことに、被備者自身が興味を有たず、又彼等が常に災害事故或は職業疾病防遏の手段を熟知することが無いならば、あらゆる此等の處置の效果は、著しく減するであらう。實際、災害事故の原因は、勞働者の人ご爲り、彼れの不注意無知、彼れの輕率なる習性等に存するところが甚だ多いのである。此點に於いて、勞働者が嫌々ながら讀むに過ぎない乾燥無味なる規則書よりも、遙に有効なる影響を與へ得るものは、美術家、災害防止技術家、及び心理學者の協力より成る繪畫廣告である。此は、單に作業室のみならず、賃銀袋、賃銀票等に貼り付けることが出来る（獨逸同業組合聯盟によつて創立せられたる災害豫防繪畫株式會社の事業である）。又、幻燈及びフィルムも、經營保護の設備を公衆に知らしむるに頗る有效な手段である。

#### (ハ) 法律的基礎

營業部門に從業種類の複雑、及び生産技術の著しき變遷は、經營に於ける被備者の保護の爲めに一切の個々の場合を網羅する規則の制定を不可能ならしむるが故に、随つて之に關する立法も、主として一般的範圍規定の發布に限られ、個々の經營に適用せらるゝ諸般の處置は、之を營業監督官

及び警察官廳に一任しなければならないのである。

經營保護の基礎的規定は民法（第六百十八條）、營業法第七章（就中、第二百十條a—f號、及び第三十九條g—h號）、家内工業法（第六十六條以下）、商法（第六十二條）等の諸法令にある。又狭き範圍の災害危険に對しては保險法第三編がある。その豫防規則は、周到なる取締、並に此等規則の實施監督の任を、同業組合に課する。

#### (ニ) 一般的保護規定

##### (a) 健康保護

企業家は、被備者の仕事場、經營設備、機械及道具を、適宜に施設並に維持し、且つ、經營を整頓して、被備者を、生命及健康に對する危険より保護するの義務を有する。殊に企業者は、十分なる光線、不足無き空間及空氣轉換、塵埃、烟、瓦斯及び汚廢物の掃除に意を用るなければならない。更に彼は、被備者の保護の爲め、機械又はその部分の危険なる接觸に對する豫防策、並に當該經營の性質に基づく危険の豫防策を講ずるの要がある。（例へば、機械に於ける手摺、節動輪及び動力傳送器の保護被裝の如し）。最後に、無危険性を確實ならしめんが爲め、經營の秩序、勞働者の舉動及び機械の適宜なる使用法に關する規定を發布揭示しなければならない。

(b) 道徳性保護

衛生及災害事故保護に關するもの外、更に、善良なる風俗及禮儀の維持に關する規定がある。企業家は、善良なる風俗及禮儀の維持に必要な施設を實行し、當該經營に於ける勞働者の舉動に關する規則を制定するの義務がある。若し、經營の施設によつて之が保障せられざるときは、出來得る限り、作業に際して、男女の隔離を實行しなければならない。更衣及洗滌の室も、男女に對して隔離するここを要する。

(本) 特殊規定

(a) 特殊の工場設備に對するもの

特に危険なる或種の設備に對しては、政府は、參議院の同意を経て、此等設備に於ける被働者の健康及道徳の保護に必要な一切の命令を含むことの、一般的並に細目的規定を發布するここが出来る。若し政府が斯種の規定を發布すべき其の權利を行使せざる場合には、地方中央官廳が、又若し地方中央官廳も其權利を行使せざる場合には、所轄の警察官廳が、發令の權限を與へられる。此兩官廳は、發令前、豫の關係ある同業組合、若しくは同業組合各部局の幹部に對し、意見開陳の機會を與へなければならぬ。此種の規定は、例へば、石材切出場、硝子製造場及硝子磨工場、鉛

及錫精煉所、葉卷煙草工場、印刷工場、活版鑄造所、粗糖、チョコレート及び含鉛染料製造工場等に對して發布せられた。

(b) 公開的販賣所に對するもの

公開的販賣所の企業者は、支障無く業務を經營するに必要な一切の場所、並に、業務經營の用に供せらるゝ設備及器具を、適宜に施設及保存し、且つ業務經營を統整して、當該經營の性質の許す限り、使用者の健康に對する危険を保護し、並に善良なる風俗及禮儀の維持を計るの義務がある。警察官廳は、此原則を實行せんが爲めに、就中、營業場所、並に、業務經營の用に供せらるゝ設備及器具の施設及その改良に關する、適當なる處置を命令するの權限を有する。

(c) 家内工業に對するもの

家内勞働者の仕事場は、その經營設備、機械及器具をも含んで、適當に施設維持せられ、家内勞働者が、生命及健康に對する危険より保護せらるゝここを要する。特に十分なる光線、不足無き空間及び空氣轉換、並に、塵埃、烟、瓦斯及掃除に留意せられなければならない。機械及機械の部分この危険なる接觸に對し、並に經營場所若しくは經營の性質に基づくその他の危険に對する保護の爲めに、必要な設備を爲さなければならない。此等の原則の實施に必要な處置は、營業監督官

の申請に基づき、當該所轄警察官廳によつて取扱はれることを得る。

個々の經營種類の施設及取締に關しては、勞働大臣が、參議院の同意を経て、規則を制定することが出来る。其外、同大臣は、取扱材料の種類によつて、家内勞働者にとつて、特に危険なる勞働の遂行を禁止することが出来る。例へば、襪の擇り分けが、家内勞働者に對して、原則として禁止せられ、又セルロイドの加工、並に煙草工業の家内勞働も、之に伴なふ危険を出來得る限り嚴重に取締られて居る。

#### 四 兒童に對する特別保護

##### (イ) 意義

社會政策のあらゆる領域の中、兒童保護に關するものほゞ、各人の意見に多くの一致を見るものは、他にその比を見ない。兒童の發達にとつて、職業的勞働の弊害は、肉體的、精神的（不規則なる通學、授業中に於ける理解力の減少）並に道德的關係（成人勞働との共同生活、餘りに早き自活）に於いて、甚大なるものがある。さればこそかの經濟的自由主義の暗黒面に對して、最初に世人の注意を喚起したる動機は、實に此の弊害であつた。而して今日尚ほ依然として、兒童勞働の周到な

る法律的保護の絶對的必要なることは、恐らく何人も疑はざるどころであらう。プロレタリアの兒童を遺棄より保護し得るのは、たゞ營業的勞働あるのみといふ、嘗て往々提起せられたる抗辯は、現今に於ける學校及び扶助制度の改善によつて、その效力を失つて仕舞つた。營業的勞働に従事せざれば、兒童が手藝的熟練を養成せらるゝ機會を得難いといふ危險に對しては、小學校の教程に、手工教授が、益々廣き範圍に亘つて採り入れらるゝことによつて、裕に之を補ふに足るのである。唯だ、今日も尚ほ確かに變らざることは、多くの貧窮なる家族、特に子澤山なる多くの家族が、最も痛切に、兒童よりの収入を頼りしなればならないといふことである。然かしこれを眞なりとしても、尚ほ考慮すべきは、發育盛りの時代に精力を節約すること愈大なるに従つて、後年に於ける能率は益々増進するといふ事實である。又斯かゝ場合、事情によりては件の家族に、公共的扶助を與ふことは、兒童の勞働力を（必しも搾取と謂はざる迄も）濫用して、他日國民經濟的並に道德的方面より、社會一般に諸々の惡結果を及ぼすに比して、寧ろ小なる禍に過ぎないではないかといふ疑問である。

##### (ロ) 法律上の基礎

兒童保護の法律的基礎は、營業法第七章（殊に第三百三十五條、百三十九條a、百五十四條a、六

十條b、六十二條、四十二條b)並に遙に右の保護規定の上に出づる、一九〇三年三月三十日發布にかゝり、一九二五年七月三十一日の法律によつて修正せられたる兒童保護法である。

(ハ) 兒童勞働に對する個々の法律的制限

茲に「兒童」は十三歳以下の少年及び少女、並に、尙ほ小學校に就學の義務を有する十三歳以上の少年少女の謂である。

兒童勞働が完全に禁止せられて居る經營の種類は頗る多く、常時十名以上の従業者を有する凡ての經營、鑛業、精鍊業、建築業、船渠、煉瓦業、石切業、運送、車力業及び酒類釀造業等これに屬する。又塵埃或は中毒、傳染及び災害等の危険により、兒童の従業に取つて特に不適當なる凡ての仕事場も同様である。活動寫眞撮影の際の兒童の手傳も、原則としては禁ぜられて居る。

其他に在りては、營業法の意味に於いて「營業的」と認めらるべき諸種の經營に於いて、並に營業法及兒童保護法の禁止に抵觸せざる限りの家内工業的仕事場に於いて、及び商業及交通業に於いて自家の兒童、即ち當該家族に屬する兒童は、年齢十歳より、他家の兒童は同十二歳より、初めて之に従業せしむることを得る。勞働時間は、他家の兒童に對して、一日三時間以下、休暇中には四時間以下とする。自家兒童に對しては、一日最大限勞働時間は確定せられて居ない。午後八時乃至午

前八時の間、並に午前の學校授業の前には、兒童勞働は一般に禁ぜられる。正午及び午後授業の後には、比較的に長き休憩が無ければならない。日曜勞働は原則として禁止せられて居る。藝術上又は學問上の價値の比較的大なる演戲演藝の手助は許可せられる。

兒童勞働の特に禁止されて居る營業は、以上の外尙ほ多いが、その著しいものは、旅館、飲食業行商、商品配達及その使者等である。兒童によつては、所轄警察官憲ミ學校監督官憲ミの協力によりて、更に従業を制限せらるゝことが有り得る。

(ニ) 届出義務ミ勞働票

雇主は、他家兒童に従業せしむる場合には、それに先だち、文書を以て、所轄警察官廳に届出づるの義務がある。更に、他家兒童を雇ふ場合には、雇主に、勞働票を交附することになつて居る。勞働票は、原則として、法定代理人の申請又は同意に基き、所轄警察官廳より、費用及印税を免除して發行せられる。此規定は、兩親の權威を強からしむるの目的を有するものである。

五 少年勞働者及び徒弟の特別保護

(イ) 理由